東京財団政策研究所 DX研究会

本資料には、三木浩平の私見や解説を含みます。

# 自治体システム標準化とガバメントクラウド により転換する自治体ITビジネス環境



令和4年3月4日

総務省 デジタル統括アドバイザー 三木 浩平

# 国の動向 デジタル改革関連法 とデジタル庁

# IT基本法の経緯

## 超高速ネットワーク インフラの整備

# IT利活用の進化

## データ利活用、 デジタル・ガバメントの実現

# 社会全体のデジタル化へ

IT基本法 (平成12年)

(政府CIO)の 法定設置 (平成25年)

内閣情報通信政策監

官民データ基本法 (平成28年)

デジタル手続法 (2020年) デジタル改革 関連法

●e-Japan戦略を策定

●府省庁横断的な課題に 横串を通して取組を推進 ●データ利活用を通じた 社会課題の解決 ●行政手続のデジタル化

デジタル庁設立へ

## IT基本法(2000年)以降の変化

## 技術の進展

- ○高度情報通信ネットワークの整備の進展
- ○パソコンやスマートフォンの普及
- ○多様・大容量なデータの処理の技術の発展

## 社会構造の変化

- ○人口減少(少子高齢化)
- ○価値観の多様化

## 自然災害や感染症の発生

- ○大規模な自然災害(地震、水害等)
- ○世界規模での感染症の流行

## 対応が求められる事項

- ○レガシーシステムからの移行の遅れ
- ○人材確保が困難
- ○対面処理が必要な手続の存続

新型コロナウイルス感染症 への対応の中で 課題が顕在化

- ○労働力不足
- ○モノやサービスへの需要の多様化
- ○自然災害や感染症の被害の軽減
- ○コミュニケーションのあり方の変化

社会経済活動の前提が変化

# デジタル改革関連法の全体像

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要

#### デジタル社会形成基本法※IT基本法は廃止

- ✓「デジタル社会」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福** な生活の実現等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方 公共団体及び事業者の**責務、デジタル庁**の設置並びに**重点計画の**策定について 規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ利活用により発展するデジタル社会
- ・ネットワークの充実 + 国民の利便性向上を図るデータ利活用(基本理念・基本方針)
- ・デジタル庁の設置(IT本部は廃止)
- ⇒デジタル社会を形成するための基本原則(10原則)の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進

#### デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

- ✓ 個人情報関係3法を1本の法 律に統合するとともに、地方公共 団体の制度についても全国的な 共通ルールを設定、所管を個情 委に一元化(個人情報保護法 改正等)
- ✓ 押印・書面手続の見直し(押 印・書面交付等を求める手続を 定める48法律を改正)

- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大(マイナンバー法等改正)
- ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化(郵便局事務取扱法改正)
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載(公的個人認証法改正)
- ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知 (住民基本台帳法改正)
- ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本 的強化(マイナンバー法、J-LIS法改正)
- ⇒官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等

#### デジタル庁設置法

- ✓ 強力な総合調整機能(勧告権等)を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進
- ✓ 内閣直属の組織(長は内閣総理大臣)。デジタル大臣(仮 称)のほか、特別職のデジタル監(仮称)等を置く
- ⇒デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破 し、行政サービスを抜本的に向上

#### 公的給付の支給等の迅速かつ確 実な実施のための預貯金口座の 登録等に関する法律

- ✓ 希望者において、マイナポータルからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする
- ✓ 緊急時の給付金や児童手当 などの公金給付に、登録した 口座の利用を可能とする
- ⇒国民にとって申請手続の簡素 化・給付の迅速化

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

- ✓ 本人の同意を前提とし、一度に 複数の預貯金口座への付番が 行える仕組みや、マイナポータル からも登録できる仕組みを創設
- ✓ 相続時や災害時において、預貯 金口座の所在を国民が確認で きる仕組みを創設
- ⇒国民にとって相続時や災害時の 手続負担の軽減等の実現

#### 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、 当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築
- ⇒地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等

## デジタル社会形成基本法の概要

#### 趣旨

デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める。

#### 概要

#### 1. デジタル社会の定義

「デジタル社会」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、**先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用**することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義する。

#### 2. 基本理念

デジタル社会の形成に関し、**ゆとりと豊かさを実感できる国民生活**の実現、**国民が安全で安心して暮らせる社会**の実現、**利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護**等の基本理念を規定する。

3. 国、地方公共団体及び事業者の責務

デジタル社会の形成に関し、**国、地方公共団体及び事業者の責務等**を規定する。

4. 施策の策定に係る基本方針

デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、**多様な主体による情報の円滑な流通の確保**(データの標準化等)、**アクセシビリ** ティの確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)の整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護等のために必要な措置が講じられるべき旨を規定する。

5. デジタル庁の設置等

別に法律で定めるところにより内閣にデジタル庁を設置し、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画を作成する。

- 6. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止等
  - 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 (IT基本法)を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行う。
- 7. 施行期日

令和3年9月1日

## デジタル庁設置法の概要

#### 趣旨

**デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進**するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、**デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置**することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

## 概要

- 1. 内閣にデジタル庁を設置
- 2. デジタル庁の所掌事務
  - (1) 内閣補助事務
    - ・デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整
- (2) 分担管理事務
  - ・デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進
  - ・個人を識別する番号に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
  - ・マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用に関すること並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理
  - ・情報通信技術を利用した本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
  - ・商業登記電子証明(情報通信技術を利用した本人確認の観点から行うもの)、電子署名、公的個人認証(検証者に関すること)、電子委任状に関する事務
  - ・データの標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)に係る総合的・基本的な政策の企画立案等
  - ・国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進
- ・国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監理、予算の一括計上及び当該事業の全部または一部を自ら執行すること
- 3. デジタル庁の組織
- (1) デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣。
- (2) 内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括するデジタル大臣(仮称)を置き、2(1)の事務を円滑に遂行するため、関係行政機関の長に対する勧告権等を規定。
- (3) 副大臣一人及び大臣政務官一人に加え、デジタル大臣に進言等を行い、かつ、庁務を整理し、各部局等の事務を監督する内閣 任免の特別職として、デジタル監(仮称)を置く。
- (4) 全国務大臣等を議員とする、デジタル社会の形成のための施策の実施の推進等をつかさどるデジタル社会推進会議を設置。
- 4. 施行期日等
- (1) 施行期日:令和3年9月1日
- (2) 一定期間後の見直し、関係法律の改正について規定。

## デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備について

現下のデジタル化の状況を踏まえ、「デジタル社会」の形成に向けた対応として必要となる法制上の措置 (新法を除く。) について、整備法として立法。

デジタル化 の状況 多様・大容量なデータを扱うための情 報通信技術の進展により、データ利活 用の重要性が高まり、データの適正 **な利用のためのルール整備**が重要に なっている

新型コロナウイルス感染症への対応の 中で給付金の給付の遅れが生じるな ど行政事務、行政手続のデジタル化 の遅れが顕在化。行政事務・手続の デジタル化を進めて効率化を図ること が必要

コロナ禍において「押印のための出社」 や「領収書保存のための出社」が議論

押印・書面交付を義務付ける手続に 係る制度を見直し、国民負担の軽減 を図ることが必要

#### ■個人情報保護制度の見直し

- 個人情報保護法の改正
- 行政機関個人情報保護法・独立行政 法人等個人情報保護法の廃止 (個人情報保護法へ統合)
- ・地方公共団体の個人情報保護制度につ いて全国的な共通ルールを規定 (個人情報保護法で規定)

## ■マイナンバーを活用した情報連携 の拡大等による行政手続の効率化

- ・マイナンバー法等の改正
- ■マイナンバーカードの利便性の抜本 的向上、発行・運営体制の抜本的 強化
- 郵便局事務取扱法、公的個人認証法、 住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正

## ■押印・書面の交付等を求める手続 の見直し

・押印・書面の交付等を求める行政手続や 民間手続を定める48法律の改正

公的給付の支給等の迅速かつ確実な 実施のための預貯金口座の登録等

預貯金者の意思に基づくマイナンバーの 利用による預貯金口座の管理等

地方公共団体情報システムの標準化

#### 整備法

新法

## デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

#### 趣旨

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。

#### 概要

#### 個人情報保護制度の見直し(個人情報保護法の改正等)

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR(EU一般データ保護規則)の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

施行日:公布から1年以内(地方公共団体関係は公布から2年以内)

#### <u>マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化(マイナンバー法等の改正)</u>

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
- ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。

施行日:公布日(①のうち国家資格関係事務以外(健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など))、公布から4年以内(①のうち国家資格関係事務 関連)、令和3年9月1日(②)

## マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化(郵便局事務財政法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正)

- <マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>
- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
- ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)の提供を可能とする。
- ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン(移動端末設備)への搭載を可能とする。
- ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。 等

施行日:公布日(①)、公布から2年以内(①以外)

#### <マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
- ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
- ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等

施行日:令和3年9月1日

#### 押印・書面の交付等を求める手続の見直し(48法律の改正)

○ 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。

施行日:令和3年9月1日(施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。)

## 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の概要

<u>公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座</u> 情報の提供を求めることができることとするとともに、<u>特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できる</u>こととする。

## 1. 公的給付支給等口座の登録

預貯金者は、公的給付の支給を受けることができる一の預貯金口座を、以下いずれかの方法により内閣総理大臣に申請し、マイナンバーとともに登録を受ける。 ①マイナポータルからオンライン申請、②預貯金者の同意により、行政機関が取得又は保有する口座情報の提供、③金融機関における登録申請

#### 2. 行政機関等への口座情報の提供

行政機関の長等は、公的給付の支給等に必要があるとき、内閣総理大臣に対し、登録された口座情報の提供を求めることができる。

- 3. 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための仕組み
- (1) 特定公的給付

内閣総理大臣は、①国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの 又は ②経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの、 を特定公的給付として指定する。

- (2) マイナンバーを利用した管理 行政機関等の長は、特定公的給付の支給に係る情報について、マイナンバーを利用し管理することができる。
- ※施行日:公布日から2年以内(特定公的給付に係る規定は公布日、金融機関における申請は公布日から3年以内)

#### 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の概要

デジタル社会形成基本法案に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図るため、預貯金者の意思に基づくマイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が口座に関する情報を提供する制度を創設する。

#### 1. マイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度

- (1) 金融機関に対する ・預貯金者は、口座がマイナンバーにより管理されることを希望する旨の申出をすることができる。 申出等 ・全融機関は、口座開設その他重要な取引を行うとき、預貯全者に対し、上記希望の意思の有無を確認しなければならない
- ・金融機関は、口座開設その他重要な取引を行うとき、預貯金者に対し、上記希望の意思の有無を確認しなければならない。
   (2) 預金保険機構 ・金融機関は、預貯金者に対し、他の金融機関が管理する預貯金口座についても希望の有無を確認し、本人特定事項及びマイナによる通知等 ンバー等を預金保険機構に対し通知する。
  - ・預金保険機構は、通知された本人特定事項及びマイナンバー等を他の金融機関に対し通知する。
  - ・預金保険機構は、通知された本人特定事項及ひマイナンハー等を他の金融機関に対し通知する。 ・通知を受けた金融機関は、預貯金者の本人特定事項等をマイナンバーにより検索することができる状態で管理しなければならない。
- 2. 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報を提供する制度
- ・災害救助法の適用区域に居住していた預貯金者は、金融機関において、口座を有する金融機関の名称を提示し、当該口座の情報の提供を求めることができる。
- ・相続人は、金融機関において、その被相続人を名義人とする口座に関する情報の提供を求めることができる。
- 3. 預金保険機構の業務の特例等
  - ・新法に基づき預金保険機構が新たに担う業務を規定 等

## <総理発言内容(一部省略)>

- 今回の新型コロナウイルスへの対応において、、、デジタル化に ついて様々な課題が明らかになりました。
- この政権においては、かねて指摘されてきたデジタル化についての課題を根本的に解決するため、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行します。そのための突破口として、デジタル庁を創設いたします。
- この新たな組織の創設により、国、自治体のシステムの統一・標準化を行うこと、マイナンバーカードの普及促進を一気呵成に進め、各種給付の迅速化やスマホによる行政手続きのオンライン化を行うこと、民間や準公共部門のデジタル化を支援するとともに、オンライン診療やデジタル教育などの規制緩和を行うことなど、国民が当たり前に望んでいるサービスを実現し、デジタル化の利便性を実感できる社会をつくっていきたいと考えます。
- そのため、デジタル庁は、強力な司令塔機能を有し、官民を問わず能力の高い人材が集まり、社会全体のデジタル化をリードする強力な組織とする必要があります。





## デジタル庁 各府省·地方公共団体 【社会のデジタル化の基盤】 ・マイナンバー(内閣府・総務省) マイナンバーカード(総務省) 総合調整 移管 ·公的個人認証(総務省) (一部共管) ·電子署名(総務省·法務省·経済産業省) ·法人番号(財務省) ・GビズID(経済産業省) 企画·立案 【各種情報システム】 統括 ・政府・独法のシステム(総務省、各府省) ・地方公共団体のシステム(総務省、約1,700団体) ・監理 統括·監理 ・準公共分野のシステム(各所管府省) 【各府省共通システム等】 (一部共管等) 自らシステム整備 ・各府省が共通で利用するシステム 規模の大きなシステム ・地方公共団体が利用できるプラットフォーム(クラウド基盤) 【予算】

・国の情報システム予算を一括計上し、各府省へ配分(初年度は要求額で3千億円規模の見込み)

-括計\_

・国の情報システム関連予算合計8千億円のうち令和2年度は約700億円を一括計上。

# デジタル庁の組織体制と自治体との関わり

内閣総理大臣 自治体関連事業を所管するチーム 自治体関連事業 デジタル大臣 副大臣·大臣政務官 デジタル監 **CA** (Architect) デジタル審議官 CAIO(AI) CIO (Innovation) CDO(Design) **CPO** (Product) **CISO**(Information Security) **CTO**(Technology) **CTrO**(Transformation) 戦略・組織グループ デジタル社会共通機能グループ 省庁業務サービスグループ 国民向けサービスグループ グループ長 グループ長 グループ長 次長 グループ長 次長 次長 次長 国民向けサービス開発・運用 総務チーム 戦略チーム CoE (Center of Excellence) チーム 省庁業務サービス開発・運用 基準・標準 総務·法令 戦略企画 フロントサービス • アーキテクチャ ・データ 基盤システム 等 システム統括・監理 人事 教育分野 リソース配分 • UI/UX/アクセシビリティ デジタル庁所管システム • ID/認証/マイナンバー 情報提供NWS • <u>クラウド</u> カ゛ハ゛メントクラウト゛ 健康·医療分野 会計 国際戦略 デジタル庁・府省庁共管 • <u>ネットワーク</u> カ゛ハ゛メントネットワーク システム ・セキュリティ 防災分野 調達支援 広報戦略 • 地方業務システム基盤 自治体システム標準化 セキュリティ (地方活性化分野) 法 務 品質管理 (クォリティ・アシュアランス) サポート 危機管理 各府省システム・ 独法システム 等 その他重要分野・サービス 先端技術計画 情報システム

# デジタル庁が企画・立案するデジタル化の基盤

- 個人・法人を一意に特定するものであって、行政機関等が保有する社会の基本情報が 容易に参照され、活用されるための機能
- ●情報の発信者の真正性や、情報そのものの真正性、完全性等を保証するための機能

	ID	認証	電子署名等			
個人	マイナンバー法 (マイナンバー)	公的個人 認証法 (電子利用者証明)	電子署名法 (電子署名) 公的個人 認証法 (電子署名)		電子 委任状法	ー (タイムスタンプ) ※文書作成 時刻の署名
法人	マイナンバー法(法人番号)	(GビズID) ※法人以外に、 個人事業主も 含む	商業登記法 (法人代表者の 電子証明書)	ー (eシール) ※法人の 電子証明書	電子 委任状法	 (タイムスタンプ) ※文書作成 時刻の署名

# 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に関わる役割

○デジタル庁は、国、地方自治体、準公共分野の民間事業者の情報システムの整備・管理方針を策定 する観点から、次の事務を行う。

## 1. 標準仕様書を策定する制度所管府省(※)の支援

※総務省、法務省、厚労省、文科省、内閣府

○ 関係府省会議(8月・2月に開催)の開催等により、デジタル3原則に基づくBPRに伴う見直しを標準仕様書に反映等を要請

## 2. データ要件・連携要件の標準の策定

○ 約4万2千件(※)のデータ項目を整理

※18業務の中間標準レイアウトのデータ項目数

# 3. ガバメントクラウドの活用の推進

○ 令和3年度・4年度に「先行事業」を実施し、地方自治体が安心してガバメントクラウドを活用していただけるように、企画立案・推進

○総務省は、地方自治体の連絡調整に関することを担う観点から、個々の自治体の移行を支援

# 自治体システム標準化 に向けた法案・方針

## 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要

#### 趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める**。

#### 概要

#### ① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の 利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点 から、標準化の対象となる事務を政令で特定
- ※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、 軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、 介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

#### ② 国による基本方針の作成

- ・政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- ・ 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の 長に協議、知事会・市長会・町村会から意見聴取の上、方針 案を作成

#### ③ 情報システムの基準の策定

- ・ 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準 化のための基準(省令)を策定
- ・内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、 クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準(省令)を 策定
- ・ 策定時に地方公共団体の意見反映のための措置を実施

#### 4 基準に適合した情報システムの利用

- ・地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システム は、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、 基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務 以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が 可能

#### ⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境 整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用 して情報システムを利用するよう努める。
- ・国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施。

#### ⑥ 施行期日

・令和3年9月1日

## 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(1/2)

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定め、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「地方公共団体情報システム」とは、地方公共団体が利用する情報システムであって、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務(以下「標準化対象事務」という。)の処理に係るものをいう。

2 この法律において「機能等」とは、地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第五条第二項第三号イにおいて同じ。)の電子計算機の映像面への表示の方法、電磁的記録を出力する書面の様式、電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。同号口において同じ。)に係る事項、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。同号ハ及び第十条において同じ。)を活用した情報システムの利用に係る事項及び情報システムの保守又は管理に係る事項をいう。

3 この法律において「地方公共団体情報システムの標準化」とは、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化及び地方公共団体情報システムに係る互換性の確保のため、地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての統一的な基準に適合した地方公共団体情報システムを地方公共団体が利用することをいう。

#### (基本理念)

第三条 地方公共団体情報システムの標準化の推進及び実施は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)、官民データ活用推進基本法及びデジタル社会形成基本法(令和三年法律第▼▼▼号)その他の関係法律による施策と相まって、地方公共団体における情報通信技術を活用した行政の推進を図り、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、地方公共団体情報システムの標準化の 推進に関する施策を総合的に講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、地方公共団体情報システムの標準化を実施する責務を有する。

#### 第二章 基本方針

第五条 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 地方公共団体情報システムの標準化の意義及び目標に関する事項
  - 二 地方公共団体情報システムの標準化の推進のために政府が実施すべき施策に 関する基本的な方針
  - 三 各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき次に掲げる事項に 関する基本的な事項
    - イ 電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他 の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項
    - ロ <mark>サイバーセキュリティに係る事項</mark>
    - ハ <mark>クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した地方公共</mark> 団体情報システムの利用に係る事項
    - ニ イからハまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通 する基準を定めるべき事項
  - 四 次条第一項及び第七条第一項の基準(以下「標準化基準」という。)の策定 の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関 し必要な事項

## 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(2/2)

- 3 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣(標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する大臣をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、第三項の規定による閣議の決定 があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### 第三章 標準化基準等

(地方公共団体情報システムの標準化のための基準)

第六条 所管大臣は、その所管する標準化対象事務に係る法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等(前条第二項第三号イからことでに掲げる事項を除く。)について、主務省令(所管大臣の発する命令をいう。)で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。

- 2 所管大臣は、標準化対象事務に関する制度の見直し及び情報通信技術の進展その他の情報システムを取り巻く環境の変化を勘案し、前項の基準に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 3 所管大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらか d じめ、内閣総理大臣及び総務大臣に協議するとともに、地方公共団体その他の 関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(各地方公共団体情報システムに共通する基準)

- 第七条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第五条第二項第三号イからニまでに掲e げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。
  - 2 内閣総理大臣及び総務大臣は、情報通信技術の進展その他の情報システムを取り巻く環境の変化を勘案し、前項の基準に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
  - 3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるため に必要な措置を講じなければならない。

(標準化基準に適合する地方公共団体情報システムの利用)

- a 第八条 地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない。
- 2 地方公共団体は、標準化対象事務以外の事務を地方公共団体情報システムを利用して一体的に処理することが効率的であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該地方公共団体情報システムに係る互換性が確保される場合に限り、標準化基準に適合する当該地方公共団体情報システムの機能等について当該事務を処理するため必要な最小限度の改変又は追加を行うことができる。

#### 第四章 補則

(国の措置等)

第九条 国は、地方公共団体情報システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。
- 3 都道府県は、市町村(特別区を含む。)に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(クラウド・コンピューティング・サービス関連技術の活用)

第十条 地方公共団体は、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国による環境の整備に関する措置の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めるものとする。

#### (財政上の措置)

h 第十一条 国は、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (経過措置)

第十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、 さの命令で、その制定又は改廃に伴い<mark>合理的に必要と判断される範囲内において、 所要の経過措置</mark>を定めることができる。

#### (政令への委任)

第十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 標準化法対応スケジュール

令和3年9月1日 標準化法施行

令和3年12月まで標準化対象事務を定める政令及び省令の制定(標準化法第2条関係) (政令及び省令の制定に当たっては、国会での附帯決議を踏まえ、都道府県 知事、市長又は町村長の全国的連合組織(地方三団体)等の意見を聞く)

令和4年3月まで 基本方針の策定(標準化法第5条関係) (基本方針の案の作成に当たっては、あらかじめ地方三団体その他の関係者の

意見を聞く)

令和4年4月以降 標準化基準を定める省令の制定(標準化法第6条及び第7条関係) (基準の制定に当たっては、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させる ために必要な措置を講じる) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令案及び同令に規定する デジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令案の概要

#### 趣旨

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)第2条第1項の規定に基づき、標準化対象事務 (情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務)を定める。

#### 概要

- ○標準化対象事務は、累次の閣議決定において標準化の対象業務とされてきた17業務(※)に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録の3業務を加え、以下の20業務とする。
- ①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥固定資産税、⑦個人住民税、⑧法人住民税、⑨軽自動車税、⑩選挙人名簿管理、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金
- (※) デジ・ガバ計画において次のとおり決定。
  - 第1グループ:固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、介護保険、障害者福祉、就学
  - 第2グループ:児童手当、選挙人名簿管理、国民健康保険、児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理、子ども・子育て支援
  - ⇒第1グループは令和3年8月に標準仕様書(第1.0版)を公表。
  - 第2グループは令和4年夏に標準仕様書を作成する。
  - 住民記録については令和3年8月に標準仕様書(第2.0版)を公表。
- 政令案においては抽象的な事務・業務分野を示しつつ、対象事務の詳細は命令に委任することとする。
- なお、命令で定める対象事務の詳細については、標準仕様書の策定時期に応じて以下のとおり規定する。
- (1)第1グループ及び住民基本台帳
  - 標準仕様書において対象事務が具体的に特定されていることから、命令においては、当該事務の根拠条文を引用して規定する。
- (2)第2グループ及び戸籍、戸籍の附票
- 今後公表される予定の標準仕様書において対象事務が具体的に特定されることから、今般定める命令においては、政令案と同様に抽象的な事務・業務分野を規定する。
- 施行期日:公布の日から施行する。 ただし、⑥ (森林環境税の賦課徴収に関する事務係る部分に限る。) については、令和6年1月1日から施行する。

## 自治体の情報システムの標準化・共通化に関する経緯・今後の予定

# R2.6.26 **第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり**方等に関する答申」

✓ 地方公共団体の情報システムの標準化についての取組みの方向性(法令に根拠を持つ標準の作成等)を提示

#### R2.7.17 経済財政運営と改革の基本方針2020(「骨太の方針2020」) 閣議決定

- ✓ 国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化の早急な推進の決定。
- ・地方制度調査会の答申を踏まえた法制上の措置、財源面を含めた国の主導的な支援等

#### R2.12.25 デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針、デジタル・ガバメント実行計画2020 閣議決定

- √ 標準化対象となる17業務の決定、標準仕様書の作成時期、標準化への移行の目標時期(令和7年度)等を決定。
  - ・地方公共団体の業務システムの標準化・共通化及び「(仮称) Gov-Cloud I活用についての工程表

#### R3.5 デジタル5法案、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律制定

✓ 地方公共団体に、標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づけ

#### R3.6.18 デジタル社会の実現に向けた重点計画 閣議決定

✔ 戸籍、戸籍の附票、印鑑登録の3業務を標準化対象事務に加えることを検討すること等を決定

#### R3.12 デジタル社会の実現に向けた新重点計画 策定予定

## 自治体システム標準化に関する政府の戦略等への掲載

#### 「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)

第3章 「新たな日常」の実現

- 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 (デジタル・ニューディール)
- (1)次世代型行政サービスの強力な推進 デジタル・ガバメントの断行
- ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速

国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化を早急に推進するため、地方制度調査会の答申を踏まえ、法制上の措置を講じた上で、 財源面を含め国が主導的な支援を行う。 地方自治体の基幹系業務システムの統一・標準化について関係府省庁は内閣官房の下この1年間で集中的に取組を進める。年内に標準を設ける対象事務の特定と工程化を行う。

#### 「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)

- 6. 個別分野の取組
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
- iii) スマート公共サービス
  - ②地方公共団体のデジタル化の推進

地方自治体の情報システムをより広域的なクラウドに移行するためには、各地方自治体が行っている情報システムのカスタマイズを無くすことが重要であり、国が主導して進めている標準化の取組を着実に進めるとともに、システムの機能要件等について法令に根拠を持つ標準を設けることとすべきであるとする地方制度調査会の答申を踏まえ、関係府省庁が連携して、セキュリティの基準を含め、情報システムの標準化について総合的な対応を検討し、早期に結論を得る。

#### 「新経済・財政再生計画改革工程表2019」(令和元年12月19日 経済財政諮問会議決定) 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日 閣議決定)

- ・ 内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、2020 年度(令和2年度)に、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務(児童手当(内閣府)、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税(総務省)、就学(文部科学省)、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当(厚生労働省)並びに子ども・子育て支援(内閣府、厚生労働省))について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行う。上記の作業を踏まえ、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革(BPR)の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。
- ・ すでに検討に着手している**住民記録システムについては、夏頃までに地方自治体関係者などと、標準的な機能や様式等を盛り込んだ標準仕様 書を作成**する。住民記録システムが他の基幹系システムの基礎となるため、普及策や他システムとの連携方策も検討する。
- ・ **国が主導して情報システムの標準化を進めるため**、総務省は、地方制度調査会における地方自治制度との関係を含めた議論などを踏まえ、関係所省庁と連携して、**法制上の措置も視野に、必要な検討**を行う。

第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要(令和2年6月26日総理手交)

## 1. 基本的な認識

- **2040年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み**、更新時期の到来したインフラは増加。支え手・担い手の減少など資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化「地域の未来予測」を踏まえ、**技術を活かした対応、地域や組織の枠を越えた連携**を長期的な視点で選択する必要
- <u>新型コロナウイルス感染症</u>への対応を通じ、住民に身近な<u>地方公共団体が提供する行政サービスの重要性</u>や、 人、組織、地域がつながり合うデジタル社会の可能性が広く認識。また、人口の過度の偏在に伴うリスクが浮き彫りに。

## 地方行政のあり方を変化・リスクに適応したものへと転換する必要

## 目指すべき地方行政の姿

<u>地方行政のデジタル化 (→2)</u> → Society5.0における技術の進展を最大限活用し、時間/場所を問わず迅速/正確な行政サービスの提供を推進 公共私の連携 (→3) / 地方公共団体の広域連携 (→4)

- → 資源制約の下でも、地域に住民が安心して快適に生活を営む地域社会を形成/都市・地域のスマート化の実現
- → 都道府県間の連携・協力によって、人の往来が活発な大都市圏の広域課題に対応

<u>地方議会 (→5)</u>

→ 資源制約の下で一層重要な役割を果たせるよう、多様な住民の参画を推進

## 2. 地方行政のデジタル化

- ✓ 従来の技術や慣習を前提とした行政体制を変革。Society5.0における技術の進展を最大限活用し、スマートな自治体行政へ
- ✓ マイナンバー制度は国・地方を通じたデジタル化の基盤に。地方行政のデジタル化に向けて、国が果たすべき役割はより重要に

## ① 国・地方を通じた行政手続のデジタル化

- 行政手続のオンライン化をはじめ地方行政のデジタル化は、住民が迅速 /正確に行政サービスを享受するために不可欠
- 国・地方共通の基盤であるマイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた普及を図り、行政手続のデジタル化を推進

## ② 地方公共団体の情報システムの標準化

● 国は、地方公共団体の基幹系システムについて、法令に根拠を持つ標準を設定。地方公共団体は、原則として、当該標準に則って各事業者が開発したシステムを利用

## ③ AI等の活用

● 国は、地方公共団体のAI等の技術開発を支援 幅広く活用すべき技術の全国利用を促進

## ④ 人材面の対応

● 国は、地方公共団体のICT専門人材の確保等を支援

## ⑤ データ利活用と個人情報保護制度

● 官民相互のデータ利活用を円滑化していくことが重要であり、 それに対応した個人情報保護制度の積極的な議論を期待 第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要(令和2年6月26日総理手交)

## 3. 公共私の連携

✓ 住民に必要なサービスを確保していくため、行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会の多様な担い手の連携が重要に

## ① 連携・協働のプラットフォーム構築

- 地域の多様な主体の連携・協働のプラットフォームを 市町村が構築
- 民間人材と地方公務員の交流環境の整備 (例: 多様が任用形態・兼業行の活用等)

## ② 地縁法人制度の再構築・共助の担い手の基盤強化

- 地域課題への取組を行う地縁法人制度として、認可地縁団体制度 (自治会による不動産保有のための法人制度)を再構築
- 市町村は、共助の担い手に人材・資金・ノウハウ等を支援 (例: 地域軍営組織・集落ネットワーク圏、地域お江協力隊・企業人)

## 4. 地方公共団体の広域連携

#### 広域連携による基礎自治体の行政サービス提供

✓ 地域において住民が安心して快適に生活を営むことができるようにするため、住民の生活機能の確保や、持続可能な都市構造への 転換・都市/地域のスマート化の実現などのまちづくりなどのため、市町村による他の地方公共団体との自主的な連携が重要

## ① 市町村連携の課題への対応

- 定住自立圏、連携中枢都市圏等の市町村連携の 取組を深化
  - ✓ 連携計画の作成等の役割を担う市町村と、他の 市町村による連携施策のPDCAサイクルの整備
  - ✓ 公共私連携の強化のため、共私からの意見聴取・ 提案検討
  - ✓ 市町村連携を前提として、都道府県からの積極的 な事務移譲

が重要

※法制度化には、関係者と十分な意見調整が必要

## ② 都道府県による市町村の補完・ 支援体制の強化

- 多様な市町村の現状を踏まえ、きめ細や かな都道府県による補完・支援が必要
- 市町村から都道府県に役割分担の協議を要請する仕組みも検討

## ③ 多様な連携による生活機能の確保

● 多様な市町村間の広域連携により住民 の生活機能を確保(関係市町村に適切 に財政措置)

#### 都道府県の区域を越えた連携

✓ 広域課題への対応には、都道府県間の一層緊密な協力関係が必要に

## 都道府県の区域を越えた 広域課題への対応

- ◆ 大規模な災害や感染症への対応など、都道府県を越えた広域的な課題に対し、 都道府県相互の協力関係の構築が必要
- 人口の移動が特に多い東京圏では、国も連携し、継続的に協力・調整を行う体制の構築が必要

## 5. 地方議会

✓ 資源制約に伴って合意形成が困難な課題が増大する中、住民の多様な意見を反映しながら 合意形成を行う場である地方議会に、より多様な層の住民が参画できるようにすることが必要

【無投票当選者割合】 都道府県26.9%、指定都市 3.4%、市 2.7%、町村23.3%

## ① 請負禁止の緩和

● 禁止される請負の範囲の明確化等(個人の請負の一部緩和も検討)

## ② 立候補環境の整備

● 立候補に伴う不利益取扱いを禁止

2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申(令和2年6月26日) (抄)【第32次地方制度調査会】

- 第2 地方行政のデジタル化
- 3 取組の方向性
- (2)地方公共団体の情報システムの標準化

**住民基本台帳、税務等の分野における基幹系システムは**、地方公共団体の情報システムの中でも重要な位置を占め、維持管理に加え、制度改正等における地方公共団体ごとの個別対応による負担が大きい。自治体クラウドによる共同利用を進めるに当たっては、団体間の情報システムの差異の調整が求められる。また、地方公共団体の枠を越えて活動する住民や企業の利便性の観点からは、団体ごとに規格等が異なると利便性を妨げる。さらに、国・地方を通じたデジタル化を進める観点からも、標準的機能を各地方公共団体のシステムが保有していることが望まれる。こうしたことから、標準化等の必要性は高く、早急な取組が求められる。

また、法令でほとんどの事務が定められており、観光、産業等の分野と比べて創意工夫の余地が小さいと言える。

そこで、基幹系システムについては、個々の地方公共団体でのカスタマイズや共同利用に関する団体間の調整を原則不要とするとともに、ベンダロックインを防ぎ、事業者間のシステム更改を円滑にするため、<u>システムの機能要件やシステムに関係</u>する様式等について、法令に根拠を持つ標準を設け、各事業者は当該標準に則ったシステムを開発して全国的に利用可能な形で提供することとし、地方公共団体は原則としてこれらの標準準拠システムのいずれかを利用することとすべきである。

具体的には、

- ・標準の設定に当たっては、国は、地方公共団体間の調整の負担を軽減するため、地方公共団体や事業者の意見を踏まえた標準を設定し、地方公共団体は、システムや業務処理の実態を標準に反映させるとともに、一部の団体の創意工夫によるシステムの機能改善等を他の団体にフィードバックできるようなプロセスを設けること
- ・標準を設定する対象事務の範囲については、標準化の目的や様々な類型の事務がシステム上一体的に処理されている実態 を踏まえ、標準化の効果が見込め、地方公共団体に標準化のニーズがある事務を対象とすること
- ・対象事務の所管府省が複数にまたがる場合、分野横断的な事項をはじめとする府省間の調整が適切に行われること
- ・システムの標準化に伴う業務プロセスの標準化に当たっては、団体規模による差異とともに、業務の内容や組織のあり方 について地方公共団体が有する自主性に配慮すること
- ・標準を設定する主たる目的が、住民等の利便性向上や地方公共団体の負担軽減であることを踏まえ、地方公共団体が、合理的な理由がある範囲内で、説明責任を果たした上で標準によらないことも可能とすること

が必要である。

## 経済財政運営と改革の基本方針 (骨太の方針) 2020 (令和2年7月17日閣議決定)抄

#### 第3章「新たな日常」の実現

- 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 (デジタル・ニューディール)
- (1) 次世代型行政サービスの強力な推進 ー デジタル・ガバメントの断行
- ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速

国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化を早急に推進するため、地方制度調査会の答申を踏 まえ、法制上の措置を講じた上で、財源面を含め国が主導的な支援を行う。 地方自治体の基幹系業務 システムの統一・標準化について関係府省庁は内閣官房の下この1年間で集中的に取組を進める。年 内に標準を設ける対象事務の特定と工程化を行う。

# 自治体情報システムの 標準化

# 自治体システム標準化の2つの目的

# 機能の標準化による住民向けサービスの共通化とコスト削減

- 機能を標準化することにより、どこの自治体でも同じサービスが提供される。
- ・自治体ごとの個別開発がなくなり、情報システムにかかるコストが減少する。

# 新たな機能の提供による住民サービスの向上

- ・ワンストップサービス等、部署間・団体間を連携するサービスが加速する。
- ・オンライン申請等、インターネットを介したサービス提供が容易になる。

# 地方自治体の業務プロセス・システムの標準化について

#### これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
- ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
- ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
- ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、**地方公共団体に対し、標準化対象事務(※)について、標準化基準に適合した情報システム** (標準準拠システム)の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

※ <u>17業務</u>(児童手当、住民記録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、 後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援)+検討中の<u>3業務</u>(戸籍、戸籍の附票、印鑑登録)が対象

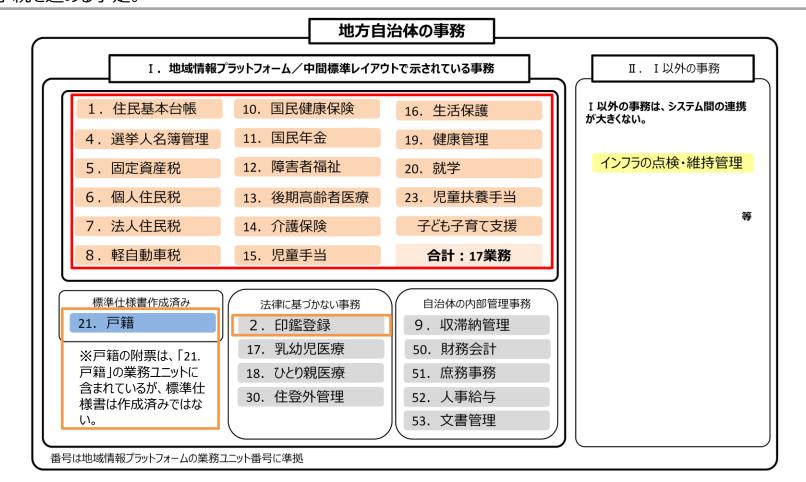
#### 目標・成果イメージ

- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- **令和7年度**までに、**標準準拠システムへの円滑な移行**を目指す。

#### 情報システムの標準化イメージ 【標準化前】 【標準化後】 98 96 98 カスタマイズなし カスタマイズなし カスタマイズあり カスタマイズなし カスタマイズあり カスタマイズなし 個別に仕様を 共同で仕様を 個別に仕様を 個別に仕様を 標準仕様に基づくシステムを利用 (全国規模のクラウドを想定) 作成·発注 作成·発注 作成·発注 作成·発注 E村 A市 B市 DI B市 D町 A市 E村 新機能を標準仕様に追加し、それに沿って開発 → 費用削減・迅速な普及 新機能の追加は、システムごとに個別に判断

# 自治体の業務プロセス・情報システム標準化の対象範囲

- 「地方公共団体の基幹業務システム」とは、国民生活に直接関係する事務に係る情報システムであって、相互に連携が必要な システムを指す。
- 具体的には、「地域情報プラットフォーム/中間標準レイアウト」で示されている17の「業務ユニット」に係るシステムを指す。
- 加えて、「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年6月18日閣議決定)」において、「標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、情報システムによる処理の内容が地方公共団体において共通しているかという観点等から、累次の閣議決定において示されてきた17業務に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務を加えることを検討する。」とされており、今後、地方公共団体の意見を聞く等、手続を進める予定。



# 対象団体・対象事務

## I 対象として想定する自治体

- (1) 市町村が法令上事務の主体となっている基幹業務
  - ○まずは、中核市規模の自治体を想定して、標準仕様を作成することを基本とする。
  - 当該標準仕様を踏まえ、大規模自治体及び小規模自治体を想定して、バージョンアップする。 (大規模用・小規模用に分けて作成することも含めて、検討する)
- (2) 都道府県が法令上事務の主体となっている基幹業務
  - まずは、実態上、都道府県と市町村とを比べ、実施主体が多い方を想定して、標準仕様を作成することを基本とする。
  - 当該標準仕様を踏まえ、実施主体が少ない方を想定して、バージョンアップする。

## Ⅱ 標準化対象の事務の範囲

- ○「標準化対象の事務」は、地域情報プラットフォームや中間標準レイアウトにより示された「業務ユニット」において 規定している事務(※1)を基本に、地方公共団体が行っている独自施策のうち次の①又は②の対応を行うことに より実現可能なもの(※2)を、加える(※3)。
  - ①標準準拠アプリにパラメータを設定する
  - ②独自施策をパターン化し、標準準拠アプリのオプションとして設定する
  - ※1:「業務ユニット」においては、外部システム(例:住基ネットやマイナポータル等)が提供する事務は対象外と考えられるが、確認は必要。
  - ※2:独自施策であるから安易に標準化対象外の事務とせず、実態をよく調査分析して、共通点やパターン化を行い、標準化対象の事務として 標準準拠アプリで対応できないか丁寧に検討する必要がある。
    - 独自施策のうち、関係ベンダがパッケージとして提供しているものは、標準化対象の事務となり得るので、参考となる。
  - ※3:上述の①又は②の対応を行うことにより、実現可能な独自施策ではあるが、当該独自施策を実施している団体が極めて少数等により、費用対効果が極めて小さいものは必ずしも標準化対象の事務に加える必要はない。 また、独自施策について標準化対象外の事務とした場合でも、標準準拠システムにアドオンで構築できるようにするものであり、独自施策を

妨げるものではない。

# 対象事務 (続)

## Ⅲ 標準化対象の事務の範囲(続)

#### 【①の例】標準準拠アプリにパラメータを設定する

#### 【制度】

法令により、市町村が5万円の給付を行うとともに、条例で給付額を上乗せできることが規定されている。

#### 【実態】

上乗せ給付は、最大10万円、平均3万円。上乗せしていない団体が 2割。

#### 【機能要件】

(実装必須機能)

給付額を5万円に任意の額を上乗せできること。

給付額 = 50,000 + X Xは、任意に入力可能(6桁、Null可)

## 【②の例】パターン化して、標準アプリのオプションとして設定する

#### 【制度】

法令により、条例の定めるところにより、市町村が地域事業を行うことができることが規定されている。

#### 【実態】

実態を調査分析すると、「施設型」「居宅型」のパターンに分けられる。 「施設型」はAを支給、居宅型はBを支給している。

#### 【機能要件】

(実装必須機能)

地域事業の支給実績を管理できること。

施設型の地域事業を実施した場合はAの支給実績を、居宅型の地域事業を実施した場合はBの支給実績を管理できること。

# スケジュール

## ① 標準仕様作成(関係府省)

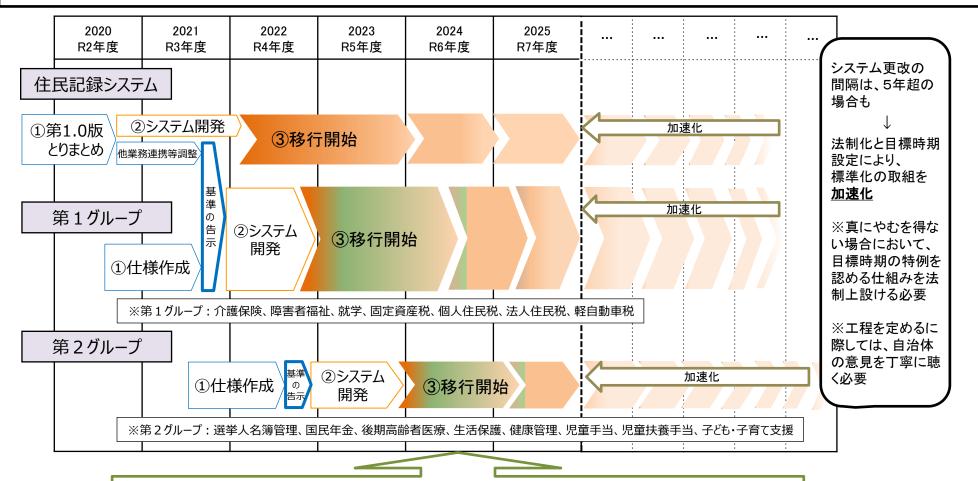
- ・「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日 閣議決定)等で定められた スケジュールに沿って、関係府省において標準仕様を作成。
- ・住民記録システムについて、総務省・自治体・事業者からなる検討会にて標準仕 様書【第1.0版】を取りまとめ(令和2年9月11日公表)。他業務の標準仕様との連 携等の観点から、随時見直しを図る。

#### ② 標準準拠システム開発(事業者)

・事業者は、標準仕様等に沿って、標準準拠システムを開発。

#### ③ 標準準拠システム移行(自治体)

・自治体は、システムの更新時期等も踏まえつつ、移行期間 内に標準準拠システムに移行。



加速化を行う上で、それに伴って生じるシステム更新時期の前倒し等による追加的負担の影響も考慮し、国が財源面を含め主導的な支援を行う。

# 対象事務と制度所管府省

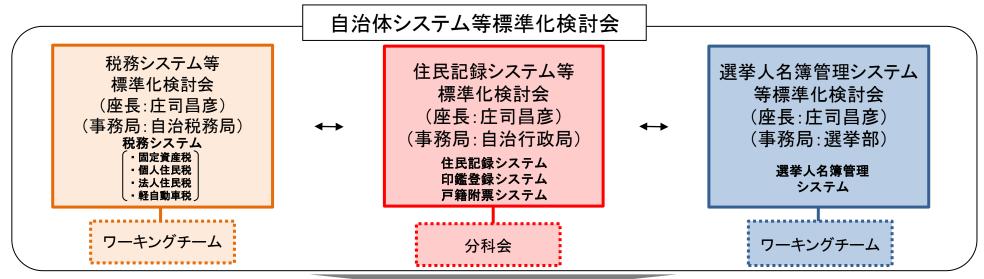
事務	担当府省	担当局・課室	標準仕様書のステータス	
住民記録			令和3年8月【第2.0版】公表	
印鑑登録		自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室	令和3年9月【第1.0版】公表	
戸籍附票			令和4年8月までに【第1.0版】公表予定	
税務	 総務省 	自治税務局企画課 都道府県税課 市町村税課 固定資産税課	令和3年8月【第1.0版】公表	
選挙人名簿管理		自治行政局選挙部管理課	令和4年8月までに【第1.0版】を公表予定	
学齢簿		初等中等教育局初等中等教育企画課	令和3年8月【第1.0版】公表	
就学援助	文部科学省	初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム	令和3年8月【第1.0版】公表	
介護保険		老健局介護保険計画課	令和3年8月【第1.0版】公表	
障害者福祉		社会・援護局障害保健福祉部企画課	令和3年8月【第1.0版】公表	
国民健康保険		保険局国民健康保険課	令和4年8月までに【第1.0版】公表予定	
国民年金		年金局事業管理課	令和4年8月までに【第1.0版】公表予定	
後期高齢者医療	 	保険局高齢者医療課	令和4年8月までに【第1.0版】公表予定	
生活保護	, ,, , , , , , , , , , , , , , , ,	社会・援護局保護課	令和4年8月までに【第1.0版】公表予定	
健康管理		健康局総務課、健康課、がん・疾病対策課 子ども家庭局母子保健課 医政局歯科保健課	令和4年8月までに【第1.0版】公表予定	
児童扶養手当		子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室	令和4年8月までに【第1.0版】公表予定	
	内閣府	子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付		
子ども・子育て	文部科学省	初等中等教育局幼児教育課	─ ──令和4年8月までに【第1.0版】公表予定	
支援	   子ども家庭局総務課少子化対策推進室   子ども家庭局保育課			
児童手当	内閣府	子ども・子育て本部児童手当管理室	令和4年8月までに【第1.0版】公表予定	
戸籍	法務省	民事局民事第一課	令和2年度【第22班】公表	

## 総務省における検討体制

○ 標準化対象事務のうち、総務省所管分野における自治体の情報システムや様式・帳票の標準化について、自治体、事業者及び国が - 具体的な検討を行う「自治体システム等標準化検討会」を令和元年8月から開催。

#### 検討会の構成

- ✓ 構成員 : 自治体の実務担当者、全国知事会、全国市長会、全国町村会、J-LIS、APPLIC、有識者、総務省、デジタル庁 等
- ✓ 準構成員・オブザーバ : システムベンダ



#### <検討状況(R3.11.10現在)>

【検討会】4回開催

【ワーキングチーム】75回開催(合計)

(標準仕様書取りまとめ状況)

・税務システム標準仕様書【第1.0版】 (R3.8.31公表) 【検討会】10回開催

【分科会】12回開催

(標準仕様書取りまとめ状況)

- ・住民記録システム標準仕様書【第1.0版】 (R2.9.11公表)
- ・住民記録システム標準仕様書【第2.0版】 (R3.8.31公表)
- ・印鑑登録システム標準仕様書【第1.0版】 (R3.9.29公表)

【検討会】 2回開催

【ワーキングチーム】6回開催

(標準仕様書取りまとめ状況)

令和4年夏までに選挙人名簿管理システム 標準仕様書【第1.0版】を取りまとめる予定。

35

## 自治体システム等標準化検討会(住民記録システム等標準化検討会)

## 検討会の構成

**<構成員>** ※下線は分科会の構成員

庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授 (座長)

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長 (分科会長)

西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長

渡邉 康之 筑西市企画部情報政策課係長

岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課長

千葉 大右 船橋市情報システム課課長補佐

摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長

坪田 充博 日野市企画部情報政策課長

向山 泰晴 藤沢市総務部情報システム課長

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長

高木 祥司 飯田市市民協働環境部市民課長

鎌田 英希 倉敷市企画財政局企画財政部参事兼情報政策課長

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

林 博孝 神奈川県町村情報システム共同事業組合主幹

藤井 敏久 京都府町村会業務課長

川島 正治 全国知事会調査第一部長

百武 和宏 全国市長会行政部長

小出 太朗 全国町村会行政部長

<u>樋口 浩司</u> 地方公共団体情報システム機構

住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構

ICTイノベーションセンター 副センター長

吉田 稔 地方公共団体情報システム機構

被災者支援システム全国サポートセンター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

前田みゆき デジタル庁プロジェクトマネージャー

三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー

長谷川 孝 総務省自治行政局住民制度課長

池田 敬之 総務省自治行政局デジタル基盤推進室長

植田 昌也 総務省自治行政局市町村課長

小牧 兼太郎 総務省自治行政局地域情報化企画室長

金澤 直樹 総務省情報流通行政局地域通信振興課長

梅村 研 総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官(総括担当)

#### <準構成員>

日名子大輔 株式会社RKKCS 企画開発本部 企画部長

上田 公子 Gcomホールディングス株式会社

第1製品開発部長

松下 邦彦 株式会社TKC 地方公共団体事業部システム企画本部

デジタルガバメント対応推進担当部長

竹前 久 株式会社電算公共開発本部

公共ソリューション1部主任

藤野 正則 日本電気株式会社 公共システム開発本部

プロジェクトマネージャー

矢留 宏治 株式会社日立システムズ公共・社会事業グループ

事業主管

大村 周久 富士通Japan株式会社 行政ソリューション開発本部

住民情報ソリューション事業部

第一ソリューション部長

#### <オブザーバ>

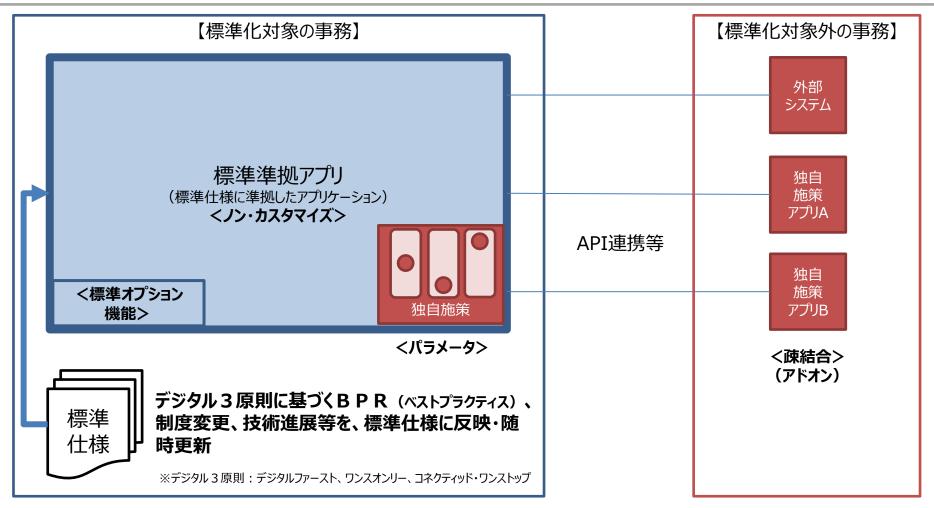
構成員・準構成員の他、住民記録システムを自治体に対して提供している事業者がオブザーバとして検討会に参加。

#### くその他>

戸籍附票の検討を行う分科会においては、法務省の所管する戸籍情報システム標準仕様書の改訂等に関する調査研究会における研究員のうち複数名ゲストスピーカーとして参加予定。

# 地方公共団体の基幹業務アプリケーションの目指す姿

- 「標準化対象の事務」について標準仕様を作成し、**標準準拠アプリはカスタマイズをしないこと(ノン・カスタマイズ)を徹底**すると同時に、標準仕様は、**デジタル3原則に基づくBPRのベストプラクティスを反映・随時更新**することで品質の向上を図る。標準化対象事務についての地方公共団体の規模の違い等による事務処理の違いは、標準オプション機能で対応する。
- 「標準化対象外の事務」については、標準準拠アプリをカスタマイズしないよう、標準準拠アプリとは別に、標準準拠アプリとは 疎結合した形で別に構築(アドオン)し、標準準拠アプリとAPI連携等により連携する。



# 業務プロセス・情報システム標準化の項目

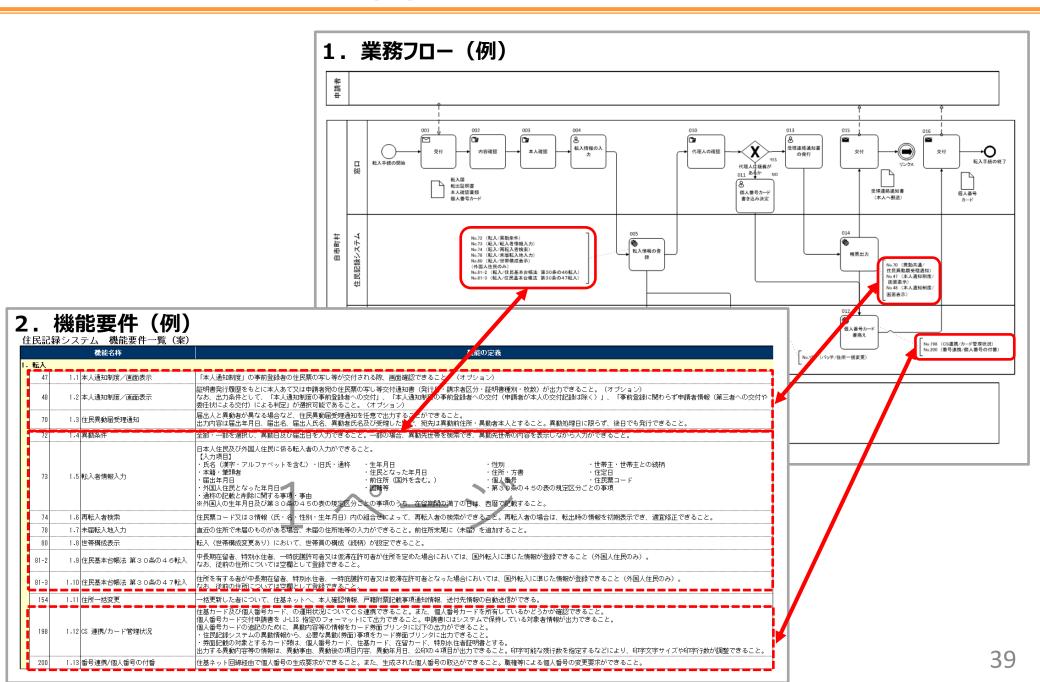
# 標準仕様

1. 業務フロー

### 2. 機能要件

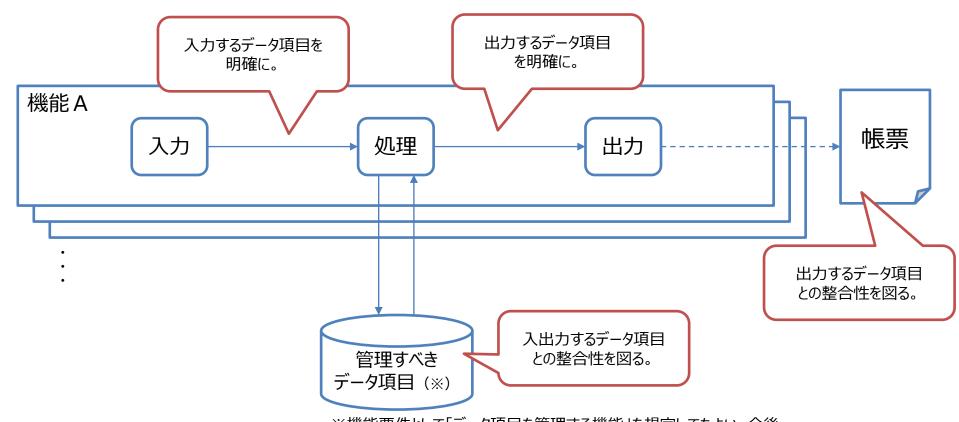
- 2.1 機能要件(\*2)
- 2.2 画面要件(\*3)
- 2.3 帳票要件(\*4)

- ・業務フローをBPMN(\*1)で記載
- ・人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け
- ・システムが提供する機能に関する標準的な要件を策定
  - \*1:BPMN (Business Process Model and Notation) : 業務フローの国際的な表記方法。 (参考資料 1 参照)
  - \*2:広義の機能要件の中核をなす、狭義の機能要件。システムに対し、どのようなデータを入力し、 どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等を規定する。(参考資料 2 参照)
  - \*3: 画面がカスタマイズの主要因となっている場合には、画面要件の標準化を行う(主要因でない場合には、画面要件の標準化は必ずしも行う必要はない)。
  - \*4: システムから出力する帳票・様式(カスタマイズの主要因となっていないものを除く。)について標準化を行う。(参考資料3参照)
- 2.4 データ要件(\*5)
- 2.5 連携要件(\*6)
- \*5: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、中間標準レイアウト仕様を拡充して、当該業務に係る基幹業務システムが管理するデータの項目、属性等について整理する。(参考資料 4 参照)
- \*6: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、地域情報プラットフォーム標準仕様を拡充して、当該業務 に係る基幹業務システムが他から受け取る又は吐き出すデータの項目、属性等について整理する。 (参考資料 4 参照)
- 3. 非機能要件(\*7)
- \*7:非機能要件は、デジタル庁・総務省が作成した「標準非機能要件」を活用すること。
- 3.1 可用性、3.2 性能·拡張性、3.3 運用·保守性
- 3.4 移行性、3.5 セキュリティ、3.6 システム環境・エコロジー



# 機能要件の明確化

- 〇 機能要件は、「システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか」等 を規定するもの。
- 多くの地方自治体職員等が読むことを踏まえ、より具体的に、誤解のないような表記をしていただきたい。
- 特に、データ要件・連携要件の作業をより効率的に行うため、制度所管府省においては、機能要件の検討段階において、基幹業務システムが管理すべきデータ項目との整合や帳票要件との整合を図りながら、入力するデータ・出力するデータ項目を具体化・明確化し、標準仕様書に記載していただきたい。



※機能要件として「データ項目を管理する機能」を規定してもよい。今後、 データ要件の標準と整合を図ることになる。

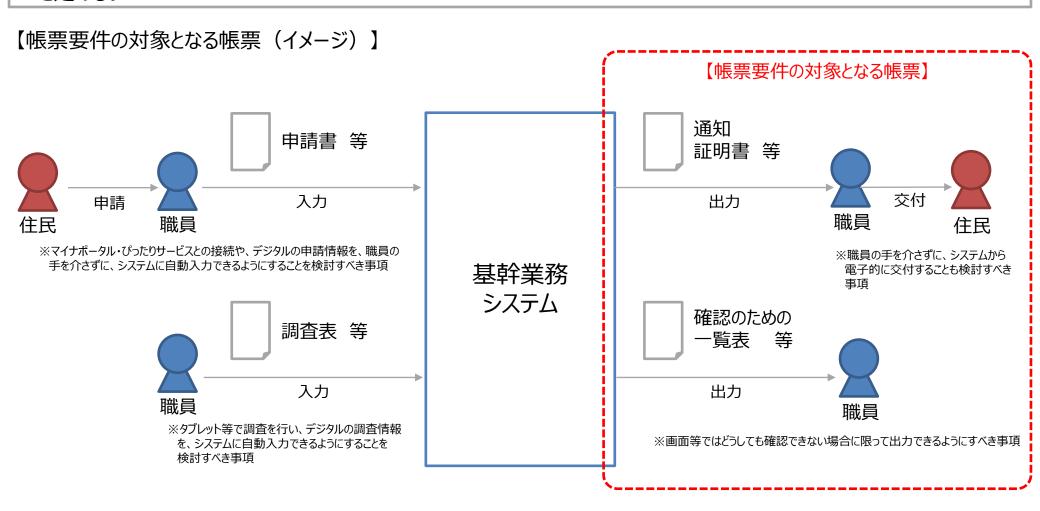
# 機能要件の「標準オプション機能」

- 標準仕様は、実装必須機能・実装不可機能(※ 1)を明記することが原則であるが、自治体の政策判断や人口 規模等による業務実施状況の違いがあり、やむを得ない場合には、その違いを吸収するため、実装してもしなくてもよい 機能(標準オプション機能)(※ 2)を示し、カスタマイズを抑制する。
- ※1:実装不可機能:実装してはならない機能
  - (例) 証明書等の住所欄において、都道府県・市区町村の表示を省略できる機能は実装してはならない。→ 住民票の写しの住所欄において「東京都千代田区霞が関〜〜」のように 都道府県・市区町村を表示している自治体もあれば、「霞が関〜〜」のように都道府県・市区町村を省略している自治体もあるが、分かりやすさの観点から表示することで統一。省略 できる機能は実装を不可とする。
- ※2:標準オプション機能:実装してもしなくてもよい機能
  - (例) オンライン処理を実装必須機能とし、バッチ処理を実装してもしなくてもよい機能とする。(大規模自治体ではバッチ処理の方が効率的な場合があるため。)

	Xベンダ 提供システム	Yベンダ 提供システム	Zベンダ 提供システム	
実装必須機能	<b>○</b> (必ず実装)	必ず実装)	(必ず実装)	標準仕様の範囲
実装不可機能	一(実装不可)	一(実装不可)	一(実装不可)	<b> </b>
標準オプション機能A	•	•		┩솅
標準オプション機能B				→ 外
自治体による 選択	A市	B市	C市	必要最小限度に とどめる

# 帳票要件の対象となる帳票

- 帳票要件の対象となる帳票は、システムから出力する帳票・様式であり、主に、住民向けの帳票・様式(通知・ 証明書等)と、職員向けの帳票・様式(確認のための一覧表等)がある。
- これらの帳票は、既に外部システムからの要求等でカスタマイズの主要因となっていない帳票・様式等を除いて、標準 を定める。



# 帳票要件の標準として定めるべき事項

- 帳票要件の標準として、(1)帳票のレイアウト、(2)帳票の諸元表、(3)帳票IDの3点を最低限定める必要がある。 ※(1)帳票のレイアウトを定め、当該帳票レイアウトを基に要素を分析し、(2)帳票の諸元表を定め、(3)帳票IDを振ることになる。
- (1)帳票のレイアウトが標準化されていない場合は、カスタマイズの発生原因となるため、標準を定めることを基本とする。
- 制度所管府省が策定した(2)帳票の諸元表を参考に、デジタル庁がデータ要件の標準を策定する。(2)帳票の諸元表に記載されて いる項目は、データ要件と整合性を保つ必要があることから、最終的に、調整が必要となることに留意していただきたい。
- (3)帳票IDは、帳票の管理や電子的な交付等を行う際に必要であり、統一的なIDの振り方は、デジタル庁から後日お示ししたい。

### 【帳票要件の標準として定めるべき事項】

#### (1)帳票のレイアウト

○ 住民票の写し(日本人住民)のレイアウト

住民票

氏名	個人番号	
2411	住民票コード	
旧氏	生年月日	
世帯主	性別	
80 MI	住民となった 年月日	
	住所を定めた 年月日	
住所	展出日	
木箭	筆頭者	
板入前住所		
***	***	
***	***	

### (2)帳票の諸元表

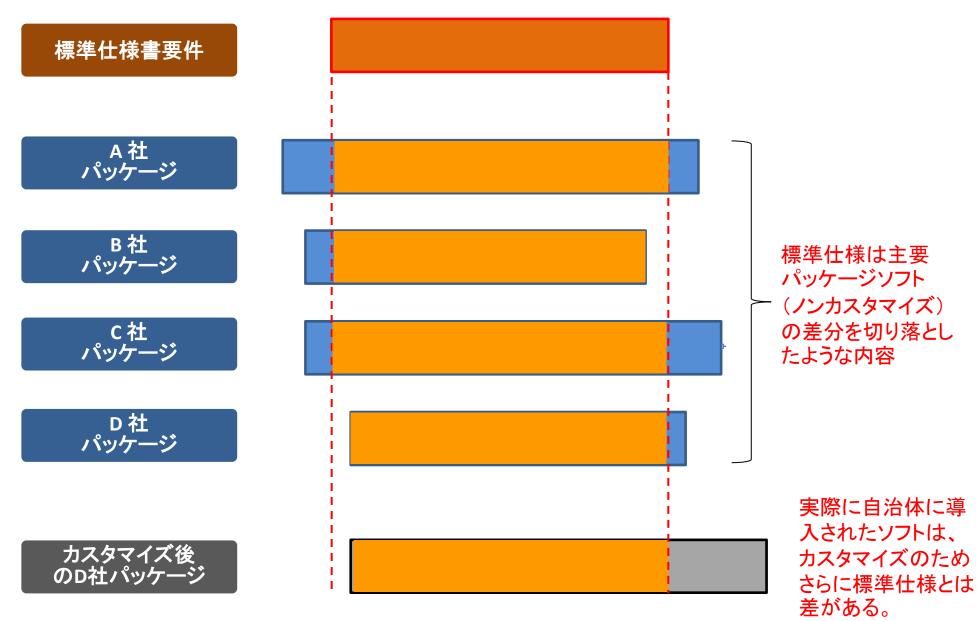
記載組元 【20、1、1 住民票の写し】 1、項目・記載内容

推	核原名	<b>後出</b> 系	Pile	行節(様 り返し)	折り返し	5	4508,/7510	文字コード	和世·山 神		の対策		ントサイ ズ (5 イン	その抗腐無条件
1	住民国の写し	タイトル	「任同常」と記載	1	,te	2.5	- 8	PAnglit	-	一旦失	-	-	38	
8		E0/60	通常は至白、公徳使用用的での発行の場合「【公用】」と記載	1	共	全有	- 4	PAn(SS	-	87	-	-	38	
8			日本人の知合は『木人氏名型(日本人)』、外層人の知合『木 人氏名数 (外層人)』 において記載	1	ń	中人氏名型	20/3	PANSE	-	2:	0	[20]	11.	
4		個人間サ	先前から「4折+△+4桁+△+4桁」で記載	1	故	全角	34	PAn(XIII	-	2:	-	[定原]	31.	
5		作民国コード	先頭から「4m+△+4m+△+3転」で記載	1	無	全角	13	PAn(VIII)		Ξ		[84]	31.	
6		目氏文は強称消音名	日本人の場合「旧氏」、外門人の場合「進称」と記載	- 1	- 500	全角	2	PAn(VIII)	-	-0.00	-	-	11.	
T		世氏区は遺布	口本人は「世氏」、外出人は「通称」を記載	1	.58	四次 - 連修	20	PAn(SIR	-	E	-0-	[=m]	11.	
8			円本人の場合 【注字月刊版 (日本人) 】 、 男妻人の場合 【注字 月日旬 (名類人) 】 においてお紙、不知の場合はその場合を基	1	20	디앤루	11.	PANISH	68/ 88	2:	-	-	11.	

5	有烷																	
10				#0.00	#man	HORO	mean	PRIM	展下委員	Zent-Ford	Develo						33年代と	初係式と
2	報票有	月限サイズ	税・債	4 F-5 M	CEL W	DM0.36	C#11 86	人数	の記義位	951	検察人法	网络执行组	公司(衛州	公司有無	飛行単位	関ー証明与の発行情や	の円付泉	の円柱剤
				taur in	412.00	1000 190	1627 35	2100	70	20.7	54.62 65.0						- 89	1190
1 性反	「東ルギし	A4 069A(Laff80)	83	11	- 6	18	- 6	- 1	-	*	市	*	*	#	対明全国はたは一部	世界内の副教験社	煮し	1,2
2 0 (	(2枚目以降)	ALL ORNALASSO EA	80	- 11		18	- 5	- 1	-	*	市	*	Ħ	有	世帯全男よたは一部	世界內中部藥験性	無し	1,2

### (3)帳票ID

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。



# 住民記録システム標準仕様書 [第2.0版] (概要) 自治体システム等標準化検討会 (住民記録システム等標準化検討会) 取りまとめ (令和3年8月31日 公表)

### 本仕様書の目指す姿、目的、対象等

### 目指す姿

- ・複数のベンダが広域クラウド(全国規模のクラウド)上でシステム のアプリケーションサービスを提供
- ・各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、発注・維持管理や制度改正対応の負担がほとんどなく、業務を実施可能

### 目的

- ・カスタマイズを原則不要にする
- ・ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする
- ・自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う
- ⇒人口減少社会・デジタル社会における住民サービスの維持・向上

#### 対象

・全ての市区町村

指定都市、中核市等、一般市区町村(人口20万未満) の区分に応じて異なる要件を設定している項目もある

#### 標準準拠の基準

・実装すべき機能は実装が必要、実装してもしなくても良い機能は 選択可能で、それ以外の機能は実装しないことが必要

### 想定する利用方法

・本仕様書に準拠していることを要件に付すだけで、システムの調達 が可能となることを想定

#### 改定

・制度改正、自治体等による機能改善の提案、新たな技術開発等 があった場合には、仕様書の改定を想定

### 本仕様書の構成とポイント

#### 第1章 本仕様書について

▷本仕様書の目指す姿、目的、対象、標準準拠の基準、想定する利用方法、改定等を明示

#### 第2章 標準化の対象範囲

▷住民記録システムの標準化の対象となる範囲について記載

#### 第3章 業務フロー等

▷本仕様書の機能要件に対応したモデル的な業務フローを掲載

#### 第4章 機能要件

▷住民記録システムが管理する住民データ等の項目を統一 ▷転入・転出などの異動処理のための機能を統一 等

#### 第5章 様式・帳票要件

▷システムから出力される様式・帳票のレイアウトの統一

#### 第6章 データ要件

▷データ移行や庁内他システムとの連携の円滑化(文字情報基盤文字の活用)

#### 第7章 非機能要件

▷セキュリティ、運用・保守、可用性等について、「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準(標準非機能要件)」(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室及び総務省)に従うことを基本とする

#### 第8章 用語

▶本仕様書で使用される用語を定義

# 文字情報基盤文字

### <IPAmj 明朝フォント>

- 令和2年8月25日より、文字情報基盤の情報提供は一般社団法人文字情報技術促進協議会のサイトから提供。<a href="https://moji.or.jp/">https://moji.or.jp/</a>>
- 文字情報基盤で整備された文字(戸籍統一文字の漢字:55,270文字、住基統一文字の漢字:19,563 文字を整理した結果)約 60,000 文字を収録したフォントであり、IPAフォントライセンスv1.0 により無償公開。
- ISO/IEC 10646 に準拠して符号化されている。符号化方式式の詳細は2.2 節、国際標準化状況は2.3 節を参照のこと。

# ■ 文字情報基盤の対象



# ■ 適用業務と文字の範囲(参考)

		文字情報基盤	文字情報基盤			
		で整備された	で整備された	JIS X 0213	110 V 0000	冶口满点
		文字図形(字	文字図形(UCS	JIS X 0213	JIS X 0208	常用漢字
		体レベル8)	レベル9)			
→ ′=	字/文字図形集	IVD	MJ 文字情報一			JIS X
		Moji_Joho	覧表に含まれる	8.3 節参照	8.3 節参照	0213:2012
音心	定義	collection	UCS 符号位置			附属書 12
	戸籍業務	○(*A)	Δ			
	住民記録業	(*A)	$\wedge$			
	務	0(4)	Δ			
組織内	法人関連業	(*A)	۸			
内	務	0(/	Δ			
に閉	生徒名簿等					
13	(字形に正確	(*A)	^			
た業務	さが求められ					
務	る場合)					
	生徒名簿等				$\wedge$	
	(日常業務)					
	一般的な書			$\triangle \rightarrow \bigcirc^{(*B)}$	$\bigcirc \rightarrow \bigcirc$ (*B)	

<sup>(\*</sup>A)必要に応じ、文字情報基盤で整備された文字図形以外の文字図形を、「外字」等として利用することが有り得るが、できる限り文字情報基盤の文字範囲に収まるよう、調整することが望ましい。 (\*B)市場にある一般的情報機器の対応状況に応じ、変化する。

<sup>(\*</sup>C)JISX0213範囲以外の文字については、図形イメージによる表示、伝送を検討する。

<sup>(\*</sup>D)JISX0213範囲以外の文字については、表示を図形イメージによるものとするほか、Web上に漢字入力を支援するサービスを設けることを検討する。

<sup>(\*)</sup>NVS(字形選択子)を使用するシステムでは文字情報基盤で整備した全ての文字(約6万文字図形)を区別可能。使用しないシステムでは約5万文字図形を区別可能。

1. デジタル手続法(令和元年法律第16号)による 住民基本台帳法の改正に伴う対応

#### (改正内容)

行政のデジタル化を推進するため、住民票記載事項通知(9条2項)、戸籍照合通知(19条2項)等の市町村間の通知について、 紙によるやりとりに替えて、電子的に送受信するものとする。

#### (本仕様書への反映)

ワンストップ実現の観点から、住民票記載事項通知、戸籍照合通知等の通知に係る情報を自動で取り込む機能を追加する。

2. デジタル社会形成整備法(令和3年法律第37号)による 住民基本台帳法の改正に伴う対応

#### (改正内容)

マイナンバーカード所持者が、マイナポータル等からオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、予め転出地市区町村から通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。

#### (本仕様書への反映)

転入届の届出前に転出地市区町村から転出証明書情報の通知 を受ける機能、転入届に予め印字する機能等を追加する。

#### 3. DV等支援措置機能要件の見直し

全国照会における地方公共団体等からの意見を踏まえ、支援者情報の閲覧権限を強化するほか、仮支援措置期間の経過を知らせるアラート機能等を追加する。

#### 4. 業務要件の追加

本仕様書で取り扱う住民基本台帳業務の対象範囲等を明確化 する観点から、業務概要(全体図)、情報システム化の範囲、シス テム構成図を追加する。

#### 5. マイナポータル等との連携機能の追加

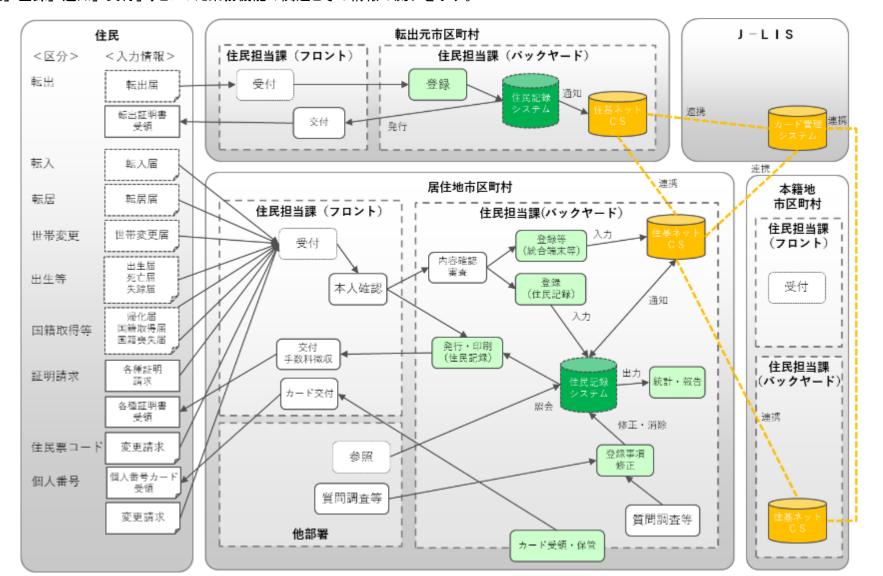
全ての自治体においてマイナポータル等と接続される環境が整うことを想定して、マイナポータル等により入力されたデータを自動で取り込む機能を追加する。

#### 6. データ要件・連携要件

- ・データ要件、連携要件の標準化については IT 室(デジタル庁) を中心に検討することとされ、令和4年夏頃にこれらの要件に 係る標準仕様が策定される予定である。
- ・本仕様書についても、IT 室(デジタル庁)を中心にこれらの要件に係る標準仕様の検討に合わせて、必要な見直しを行う。

### 住民記録システム標準仕様書【第1.0版】に基づく業務概要(全体図)の案

- 〇業務概要(全体図)は、いずれの市区町村においても実施している統一的な業務に範囲を規定し、業務機能の構成と業務機能相互の関連をモデル化したもの。
- 〇住民記録業務では、業務の基点となる住民、当該住民に係る住民記録業務を行う住所地の市区町村及び転出地市区町村の範囲において、職員が行う「受付」 「審査」「登録」「通知」「交付」等といった業務機能の関連とその情報の流れを示す。



# 住民記録システム標準仕様書【第1.0版】に基づく情報システム化の範囲の案

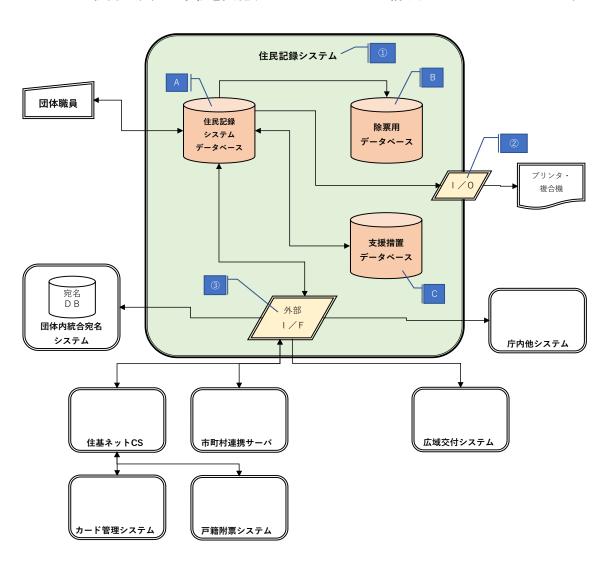
〇住民記録業務の範囲から、発生頻度の低い業務やシステムとは関係しない事務を除いたものをシステム化検討の範囲とする。

皆層 1	. (業務レベル)	階層 2 (事務レベル)
01	転入	011 転入・届出
		012 特例転入
		013 国外からの転入
02	転居	021 転居・届出
03	転出	031 転出・届出
		032 転出・消除
		033 国外への転出
		034 特例転入を利用した転出
		035 転入通知の受理
		036 転入通知未着者への対応
04	世帯変更	041 世帯主変更
		042 世帯合併
		043 世帯分離
		044 世帯一部変更
		045 世帯順位変更
05	職権記載	051 職権記載・通知・調査
		052 職権記載・申出
		053 出生・届出
		054 出生・通知
		055 旧氏の記載請求
		056 旧氏の変更請求
		057 通称記載の申出
06	職権消除	061 職権消除
		062 職権消除・法第30条の50通知
		063 死亡・届出
		064 死亡・通知
		065 旧氏の削除請求
		066 通称削除の申出
07	職権修正	071 職権修正·申出
		072 職権修正・軽微な修正
		073 職権修正・誤記修正
00	田野の四次」	074 職権修正・誤記修正・法第30条の50通知
08	異動の取消し	081 異動取消し・通知・調査
		082 異動取消し・申出
00	外国人住民の	083 転出取消・申出 091 第30条の46転入、第30条の47届出
09	外国人住民の	091 第30条の46転入、第30条の47届出 092 帰化・申出
	異動	093 帰化・通知
	<del>&gt;</del> √ 3/J	094 国籍取得・申出
		095 国籍取得・通知
		096 国籍喪失・申出
		097 国籍喪失・通知
<u> </u>		

階層 1	1 (業務レベル)	階層2(事務レベル)
10	住民票コードの	101 住民票コードの変更請求
	異動	102 住民票コードの修正
11	個人番号の異動	111 個人番号の指定
		112 個人番号の変更請求
		113 個人番号の職権変更
		114 個人番号の修正
		115 個人番号カードの交付
		116 個人番号カードの券面書換
12	支援措置	121 支援措置・申出
		122 支援措置・通知
		123 支援措置・支援終了の申出
13	証明	131 住民票の写しの交付
		132 住民票の除票の写しの交付
		133 住民票記載事項証明書の交付
		134 住民票除票記載事項証明書の交付
		135 転出証明書の再交付
		136 転出証明書に準ずる証明書の発行
14	本人通知制度	141 第三者請求交付通知・申請
		142 第三者請求交付通知・交付通知
15	庁内処理 (照会)	151 住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)の作成
		152 条件指定名簿の作成
		153 住民票照会
		154 宛名照会
		155 異動履歴照会
		156 証明書交付履歴照会
16	庁内処理(イベ	161 権限管理
	ント)	162 バックアップ
17	庁内処理(統	171 「住民基本台帳関係年報」調査項目の作成
	計・報告)	172 「中長期在留者居住地届出等事務に関する定期報告」調査項目の作成
		173 日次報告
		174 月次報告
		175 年次報告

### 住民記録システム標準仕様書【第1.0版】に基づくシステム構成図の案

○システム化検討の範囲の事務を実施するためのシステムの構成図並びにデータベースに含まれる情報及びシステムにおいて実行する機能を整理する。



データベース・テーブル情報(データベース・テーブルに含まれる情報)

- A 住民記録システムで管理する日本人住民及び外国人住民の データを保持する。本データベースに保持する情報は、「住民票 記載事項に当たる項目」、「住民票のその他の項目」の全ての最 新データとする。
- B 住民記録システムで管理する住民票の除票のデータを保持する。 本データベースに保持する情報は、上記Aの情報の他に、「住民 票の除票固有の記載事項に当たる項目」、「住民票の除票固有 のその他の項目」の全ての最新データとする。
- C 住民記録システムで管理する、支援対象者の情報を保持する。 申出者、併せて支援措置を求める者、加害者等の情報を管理する。住民記録システムの外部に用意してもよいが、その場合でも、 常に最新データにアクセスできること。

#### 住民記録システムの処理機能(システムで実行する処理)

- ① ・住民からの届出、申請、申出に応じて、日本人住民及び外国人 住民のデータの登録、変更、消除を行う。
  - ・庁内他部署又は関係他機関からの通知、連絡に応じて、日本 人住民及び外国人住民のデータの記載、変更、消除を行う。
  - ・支援対象者に係る異動、照会、交付等の各処理に対する抑止の制御を行う。
  - ・住民基本台帳事務の処理実績の出力を行う。
- ②・住民からの申請に応じて、各種証明書の交付を行う。
- ③・住基ネットCSを経由して、他市区町村と日本住民及び外国人住民のデータ連携を行う。
  - ・市町村連携サーバと連携して、市町村通知情報及び市町村伝 達情報の送受信を行う。
  - ・団体内統合宛名システムに対して、特定個人情報を含む団体 内統合宛名システムが使用する情報の送信を行う。
  - ・ 庁内他システムに対して住民基本代用情報の提供を行う。

# データ要件等の詳細化

○ データ要件と連携要件の詳細化の検討方法及び内容は、次のとおり。IT室(デジタル庁設置 後はデジタル庁)が、制度を所管する各府省及び関係団体の協力を得て、実施する。

# (a)データ要件

1	データ項目の棚卸調査(各自治体、各ベンダー)
2	データ項目の整理(業務共通、業務独自)
3	データモデル化(ER図)
4	データ要件整理(データ項目一覧、データ属性定義)

# (b)連携要件

1	業務フロー等の	業務フロー等の見直し(各府省)等により、新たな連携要件を作成						
	他機関との 連携	業務フロー等の見直し(各府省)等を踏まえ、データ標準レイアウトにない、新たな連携を抽出し、連携要件を追加						
	内部業務と の連携	業務フロー等の見直し(各府省)等を踏まえ、地域情報プラットフォーム標準仕様に ない、新たな連携を抽出し、連携要件を追加						
		地域情報プラットフォーム標準仕様の通信要件等を確認し、所要の拡充を実施						
	ぴったりサー ビスとの連携	ぴったりサービスとの連携要件を洗い出し、作成						

# データ要件・連携要件の標準の全体像

# 0.データ要件・連携要件の標準についての共通事項

- 意義
- ・作成・運用・保守に関する事項 等

# 1.データ要件の標準

# 1.1 データセット

- 1.1.1 共用データセット
- : データ項目ID,データ項目名、データ型等属性 、データの操作権限 (CRUD)
- 1.1.2 個別データセット

補足説明資料 (凡例・コード)

### 1.2 文字要件

## **1.3 E R 図** (論理レベル)

: <u>データ項目ID</u>, データ項目名

# 2.連携要件の標準

### 2.1 機能別インターフェース

:機能ID、機能名

- 、データ項目ID、データ項目名
- 、連携方法

補足説明資料 (凡例)

# 2.2 庁内システム 連携技術仕様

: 連携方式

# 2.3 外部システム 連携技術仕様群

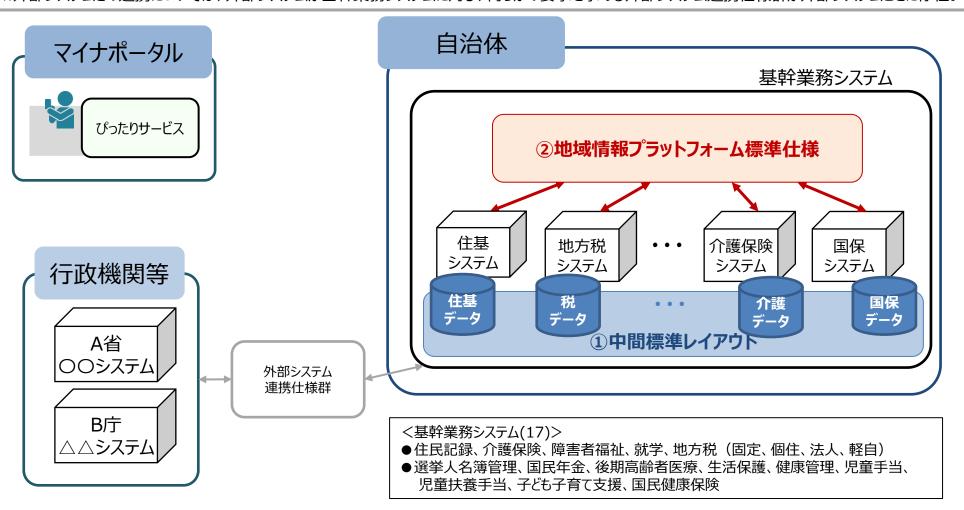
- データ標準レイアウト
- ・マイナポータル連携仕様 等

# 機能要件の標準

·機能ID、機能名

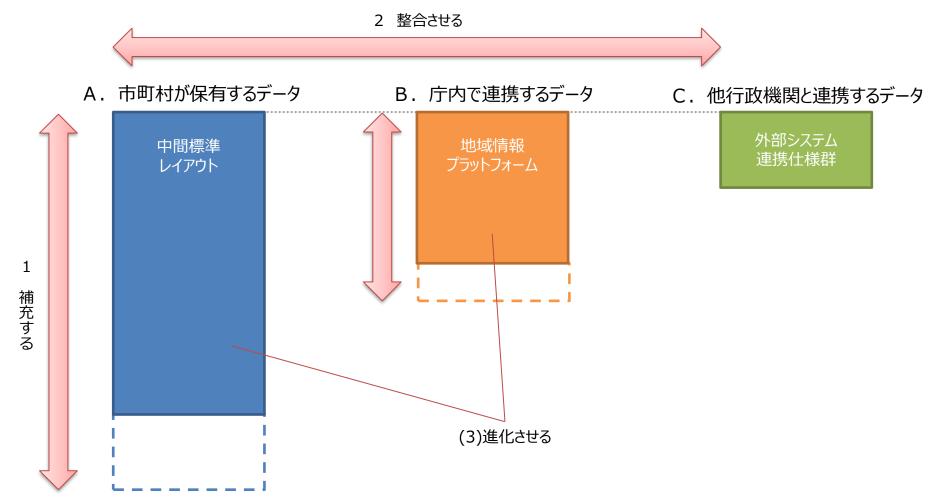
# 基幹業務システムに係るデータに関係する既存の標準の現状

- 現在、市区町村が業務システムで利用するデータ項目を規定する統一的な標準は存在していない。
- 一方、データの移行やデータ連携等の目的毎に、以下の標準仕様が併存している。
  - ①中間標準レイアウト(システム更新時のデータ移行フォーマットとして策定、業務システムのデータ標準に近い)
  - ②地域情報プラットフォーム標準仕様(庁内の業務システム間のデータ連携を標準化。①の部分集合)
- ※外部システムとの連携については、外部システムが基幹業務システムに対し、何らかの要求を求める外部システム連携仕様群が外部システムごとに存在。



# 既存の標準の見直し

- 標準仕様書の機能要件や帳票要件をもとに、「データ要件・連携要件の標準」を作成する。
- ○「データ要件・連携要件の標準」の作成にあたっては、次の点に留意する。
  - (1)既存の標準において不足している部分を補充すること
  - (2)既存の標準内・標準間の整合性の確保すること
  - (3)連携方法や記述方法の進化させること



# 既存の標準内・標準間の整合性の確保

- 既存の標準内(業務間)・標準間には、次のような「語彙の揺れ」がある。
  - (1)同じ対象物について、異なる言葉を使っている。 → 同じ言葉にする必要がある。
  - (2)同じ言葉だが、異なる対象物を示している。
  - → ①指し示す対象物は同じものに統一し、同じ言葉を維持する必要がある、 又は、②指し示す対象物は統一せず、異なる言葉を使う必要がある。

(1)の例1:本人の氏名について、(時点は異なるものの、)住民基本台帳は「氏名」、個人住民税は「本人氏名漢字」と異なる言葉を使っている。

	住民基本台帳		個人住民税
データ項目名 称 項目説明		データ項目名称	項目説明
氏名	姓と名の間等に全角の空白を一文字入れる。	本人氏名漢字	1月1日時点の本人氏名
フリガナ	姓と名の間等に全角の空白を一文字入れる。	本人氏名カナ	1月1日時点の本人カナ氏名

(1)の例2: 同じ住所コードであるが、住民基本台帳は1つにまとめ、個人住民税は複数に分解して使っている。

	住民基本台帳		個人住民税
データ項目名称	項目説明	データ項目名称	項目説明
住所コード	全国地方公共団体コード等の利用を想定。住所のコード化が必要な範囲に応じて自治体で個別に設定する。	都道府県市町村 コード	1月1日時点の都道府県市町村コード 都道府県コード(2桁)+市町村コード(3桁)を設定
		大字コード	1月1日時点の大字コードを前ゼロ付4桁で設定 分からない場合は「」を設定 *市区町村固有
		小字コード	1月1日時点の小字コードを前ゼロ付4桁で設定 分からない場合は「」を設定 *※市町村固有
		番地コード	1月1日時点の番地コード 番地(5桁)+号(5桁)+枝番(10桁)を設定

(2)の例:「住所」という同じ言葉を使っているが、住民基本台帳は方書が含まれず、個人住民税は方書が含まれる。

	住民基本台帳	個人住民税			
データ項目名 称 項目説明		データ項目名称	項目説明		
住所	住所を都道府県からセットする。	現住所	1月1日時点の現住所(市町村名+字名+番地+方書)		
方書	方書をセットする。				

### 1. 作成方針

共

- ○<u>デジタル3原則に基づく業務フローの見直し</u>や、各制度所管が作成する機能要件を踏まえ、データ要件・連携要件の追加・拡充を行う。
- ○データ要件・連携要件の標準の作成の観点から、各制度所管が作成する機能要件が不明確な点に対する追加・修正等を求める。

データ要件

①補充する

- ○<u>データ項目の棚卸</u>(標準仕様における機能要件や帳票等から必要なデータ項目を抽出)を行う。
- ②整合させる
- ○語彙の揺れを防止するため、語彙関係の整理をするとともに、複数の業務に参照されるデータについて、 「共用データセット」として管理。
  - ○その管理のため、データ項目毎に、「データの操作権限(CRUD)」のカラムを設ける。
- ③進化させる
- ○今後の円滑な情報連携や移行可能性を高めるため、データモデルの標準化が必要。他方、2025年に向けて実装することは、多様なシステムが存在する現状を踏まえると現実的ではないことから、将来に向けた規範として、**UMLのクラス図又は論理レベルのER図(クラス図等という)**を示す。

- 連携要件

①補充する

- ○業務単位でなく、機能毎に、連携方法を定める(機能要件の機能IDを活用)。
- ○リアルタイム連携だけでなく、**バッチ処理も含めた処理のタイミングも連携方法に含める**。
- ○マイナポータルぴったりサービスとの連携要件は、新しく作成する。
- ②整合させる
- ○データ要件のデータセットと整合させる(データ項目IDを活用)。
- ③進化させる 🛑
- ○SOAPから、実装エンジンが不要でクラウド利用との親和性の高いRESTにする。
  - ○法令上データのfrom to が定まっている連携は、標準準拠システムに実装できるように明確に規定。 独自施策やワンスオンリー等を実装できるよう、API連携可能なように規定。

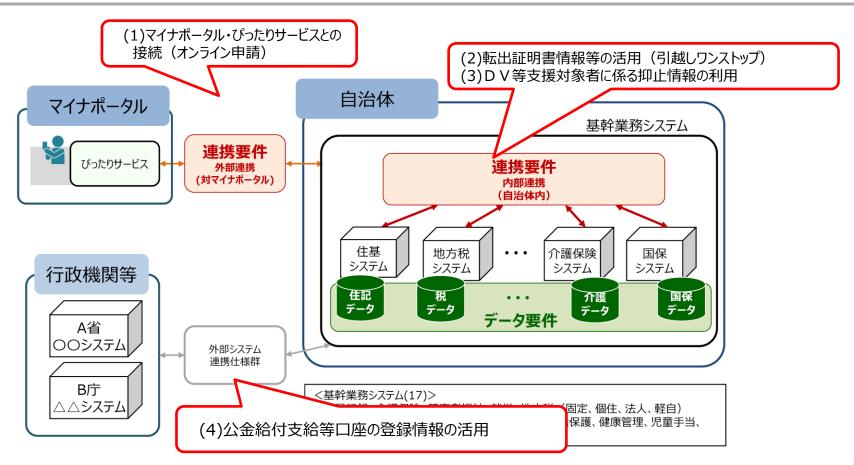
※外部システム連携仕様群とは、各連携の現状(実装状況等)を踏まえ、データ要件等との整合性を個別に調整。

### 2. 保守·運用方針

- ○新たな業務フローが生じる場合(法令改正に伴う業務フローの変更、BPRに伴う業務フローの変更)に<u>迅速に対応できる仕組み</u>を構築する。
- ○データ要件・連携要件の標準の適合確認を、<u>ガバメントクラウドに標準準拠システムを構築する際に厳格に行う仕組み</u>を構築する。

# 新たなサービス (デジタル3原則に基づくBPRに共通して活用できる仕組み)

- 各制度所管府省においては、デジタル 3 原則に基づくBPRを推進する観点から、次に掲げる仕組みや情報を活用して、機能要件を定めていただきたい。
  - (1)マイナポータル・ぴったりサービスとの接続(オンライン申請)
  - (2)転出証明書情報等の活用(引越しワンストップ)
  - (3) D V 等支援対象者に係る抑止情報の利用
  - (4)公金給付支給等口座の登録情報の活用



# マイナポータルぴったりサービスとの接続

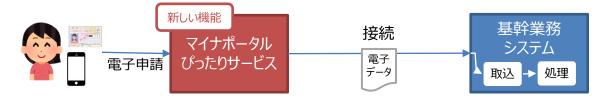
○ マイナポータルぴったりサービスと基幹業務システムの接続について、ワンストップ実現の観点から、当初から、各標準 仕様に追加していただきたい。

【デジタル・ガバメント実行計画(R2.12.25閣議決定)(抜粋)】

自治体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討に対応し、フロント(申請受付)からバック(業務システム)まで オンライン化・デジタル処理を実現する。このために、マイナポータルは、必要なIF 仕様、API 仕様、データ仕様等を作成・提供し、自治体のシステムの標準化・共通化において確実に反映させる。

○ マイナポータルと基幹業務システムとのガバメントクラウド上での連携については、必要な機能を共通機能としてガバメントクラウド上で提供することを含め、現在検討している。

### 【「マイナポータルぴったりサービス」と業務システムの接続】



→標準仕様には、次の項目を追加する必要がある。

(業務フロー) 住民がマイナポータルぴったりサービスを使ってオンライン申請するフロー マイナポータルぴったりサービスに申請された電子データを基幹業務システムが自動で 取り込むフロー(職員がシステムに入力するフローにしない)

(機能要件)マイナポータルと接続する機能マイナポータルに入力された電子データを基幹業務システムが自動で取り込む機能等

(データ要件)マイナポータルに入力されるデータ項目の要件 等

(連携要件) マイナポータルと接続するためのAPI仕様 等(ガバメントクラウド上での連携を前提)

# 転出・転入手続のワンストップ化関係 改正概要

# 改正の背景

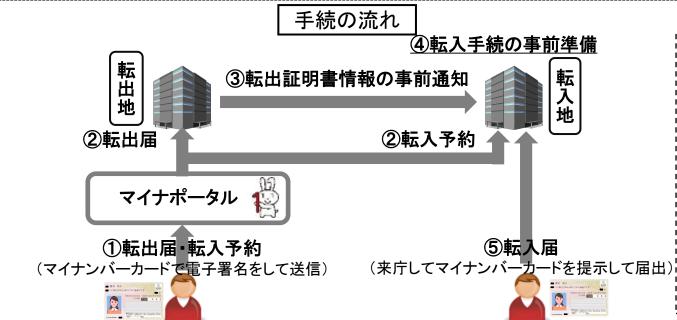
〇 住民基本台帳制度における転出・転入手続に当たっては、転出地市区町村で転出証明書を受け取り、転入地市区町村で転入届とともに提出する必要があるが(※)、住民の来庁負担の軽減や転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の事務(国民健康保険、児童手当など)の処理に多くの時間を要している。

※ 現行法上、マイナンバーカード所持者が手続を行う場合には、転出証明書は不要。

### 住民基本台帳法の一部改正

住民

マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、 あらかじめ通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)により事前準備を行 うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。



### 制度改正の効果

①〈住民サービスの向上〉

窓口で届出書類を作成する手間の軽減、手続に要する時間の短縮

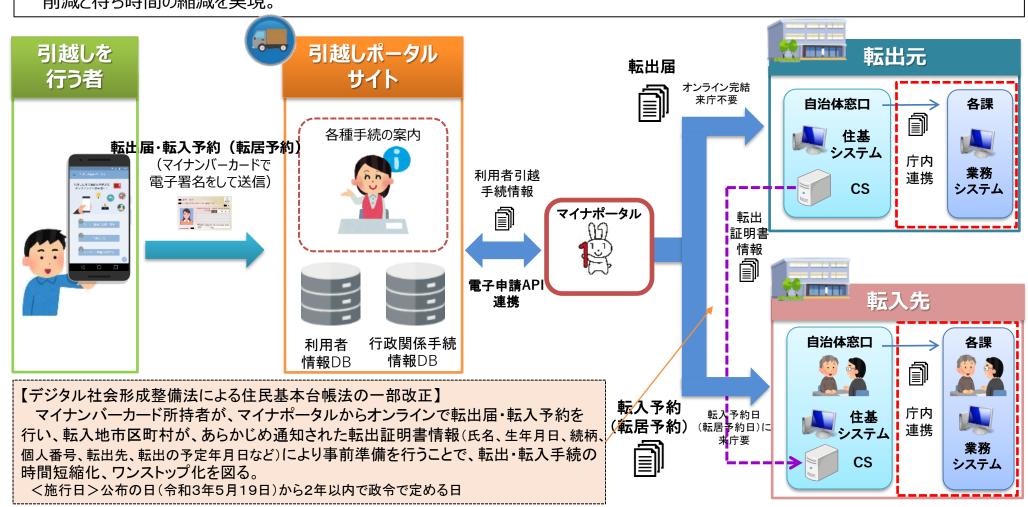
②〈市町村の事務の効率化〉

窓口混雑が緩和されるとともに、 あらかじめ通知される転出証明書情報を活用した事前準備により、転入 手続当日の事務負担が軽減

住民 施行期日:公布の日から2年以内で政令で定める日

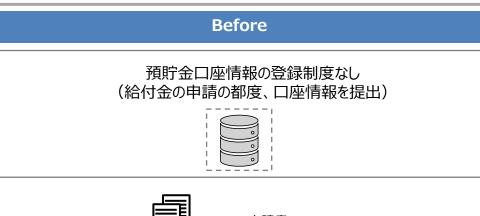
# 自治体手続における引越しワンストップサービスの目指す姿

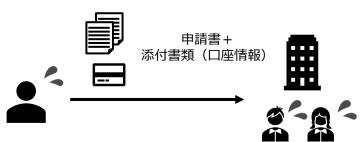
- 引越しを行う者は、引越しポータルサイトからマイナポータルを経由し、転出元・転入先の自治体に転出届・転入予約を申請。また、 同一自治体内の引越しの場合は転居予約を申請。
- マイナポータルでは、一つの申請画面から転出元・転入先の2つの自治体に申請情報を送ることを想定。
- 転出元への来庁は不要。転入予約等をもとに、**転入先が事前準備をする**ことで、住民が転入先への来庁後に記入する書類の 削減と待ち時間の縮減を実現。



# 公的給付支給等口座の登録制度について

- <u>国民は、</u>マイナポータル(デジタル庁)を通じて<u>口座情報登録システムに「公的給付支給等口座」を登録</u>する。
- <u>行政機関等は、</u>申請者本人からではなく、情報提供ネットワークを使用して、<u>口座情報登録システムから公的給付支給等</u> <u>口座情報(口座番号等)を取得</u>し、国民に給付金を支給する。
- 口座を登録している国民は、給付金の申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となる。
  - ※口座情報の連携は、緊急時の給付金をはじめ、年金、児童手当、国税の還付などの事務が対象。





#### 



# ✓ 口座情報の添付書類が不要

国民

✓ 口座情報の確認が不要となり、 給付事務が簡素化

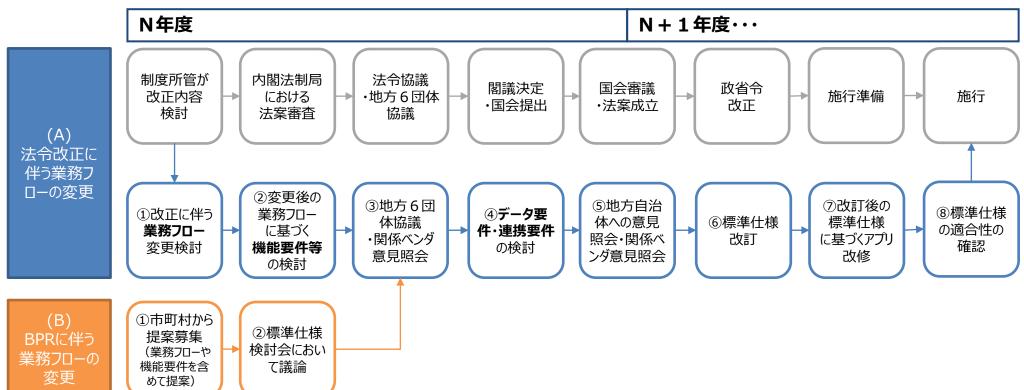
行政機関等

✓ 登録口座は口座存在確認済み のため、振込不能にならない。

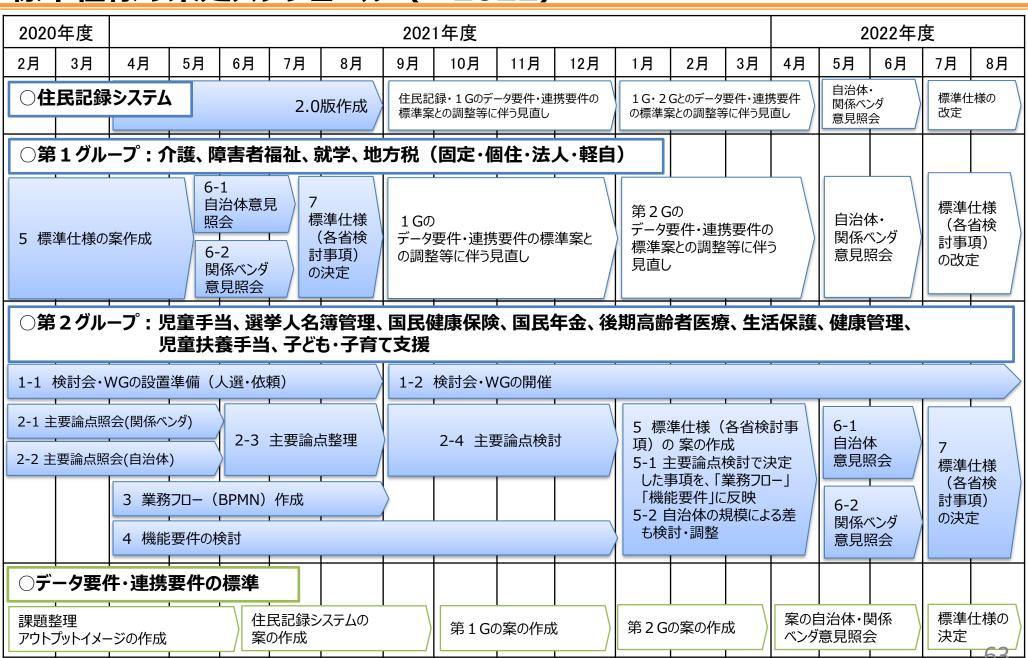
# 標準仕様の改定について

- デジタル 3 原則に基づくBPRや、制度変更、技術の進化や施策の推進等により、新たに追加・変更すべき機能が生じる場合、標準 仕様に随時、記載する必要がある。
- 基幹業務システムに関連する法令改正の実現可能性を高めるため、法改正が行われてから、標準仕様を検討するのではなく、下図のとおり、法令改正の検討と同時に、業務フローの変更等を検討すべきではないか。その際、データ要件・連携要件を定める観点から、法制局の条文審査と並行して、デジタル庁・総務省と協議することとしてはどうか。
- また、定例的に、市町村からBPRに伴い標準準拠システム改変の必要性を照会し、各制度所管省庁の標準仕様に反映させることとしてはどうか。

### 【標準仕様の改定スケジュールのイメージ】

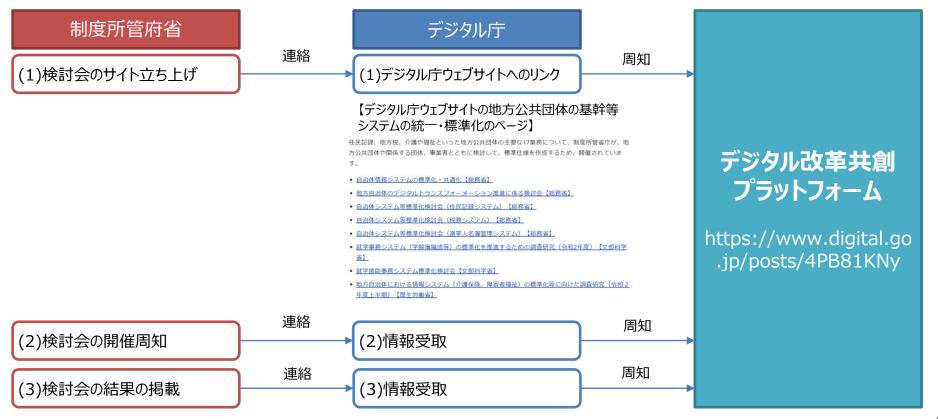


# 標準仕様の策定スケジュール(~2022)



# 検討状況の公開について

- デジタル庁が運営し、地方自治体職員が参加する「デジタル改革共創プラットフォーム」において、各制度所管府省が開催している検討会の検討状況の速やかな公開を求める声があがっており、検討状況の公開について、次の対応をとることとしたい。
  - (1) 検討会の検討状況について、各制度所管府省のサイトに掲載した場合は、デジタル庁に連絡ください。掲載したURLを、デ ジタル庁ウェブサイトにリンクを貼り、共創プラットフォームにおいて地方自治体の職員に周知します。
  - (2) 個々の検討会の開催が正式に周知がされた場合、その開催時期について、共創プラットフォームにおいて地方自治体の職員に周知します。
  - (3) 検討会の結果についてサイトに掲載した場合も、デジタル庁に連絡ください。掲載された旨を、共創プラットフォームにおいて地方自治体の職員に周知します。



# 検討会資料の掲載サイト一覧

- 【総務省】自治体情報システムの標準化・共通化
  - <a href="https://www.soumu.go.jp/menu\_seisaku/chiho/jichitaijoho\_system/index.html">https://www.soumu.go.jp/menu\_seisaku/chiho/jichitaijoho\_system/index.html</a>
- 【総務省】地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会
  - <a href="https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/kenkyu/chiho\_dx/index.html">https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/kenkyu/chiho\_dx/index.html</a>
- 【総務省】自治体システム等標準化検討会(住民記録システム)
  - <a href="https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/kenkyu/jichitaishisutemu\_hyojunka/index.html">https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/kenkyu/jichitaishisutemu\_hyojunka/index.html</a>
- 【総務省】自治体システム等標準化検討会(税務システム)
  - <a href="https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/kenkyu/zeimu\_hyojunka/index.html">https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/kenkyu/zeimu\_hyojunka/index.html</a>
- 【総務省】自治体システム等標準化検討会(選挙人名簿管理システム)
  - <a href="https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/kenkyu/jichitai\_senkyonin/index.html">https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/kenkyu/jichitai\_senkyonin/index.html</a>
- 【文部科学省】就学事務システム(学齢簿編成等)の標準化を推進するための調査研究(令和2年度)
  - <a href="https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/shugaku/detail/1309979\_00002.htm">https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/shugaku/detail/1309979\_00002.htm</a>
- 【文部科学省】就学援助事務システム標準化検討会
  - <a href="https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/career/05010502/1412199\_00003.htm">https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/career/05010502/1412199\_00003.htm</a>
- 【**厚生労働省**】地方自治体における情報システム(介護保険、障害者福祉)の標準化等に向けた調査研究(令和2年度上半期) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_16947.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_16947.html</a>
- 【厚生労働省】地方自治体における情報システム(介護保険)の標準化等に向けた調査研究(令和2年度下半期) <a href="https://www.nck.co.jp/news/research-for-standardization-oldperson-report/">https://www.nck.co.jp/news/research-for-standardization-oldperson-report/</a>
- 【**厚生労働省**】地方自治体における情報システム(障害者福祉)の標準化等に向けた調査研究(令和2年度下半期) <a href="https://www.nck.co.jp/news/research-for-standardization-handicapped-report/">https://www.nck.co.jp/news/research-for-standardization-handicapped-report/</a>
- 【内閣府】システム標準化検討会(子ども・子育て支援、児童手当)開催情報 <a href="https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/etc.html">https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/etc.html</a>

# ガバメントクラウド

# マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ (R2年度)

#### 1 デジタル社会実現に向けたIT総合戦略本部の推進体制

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT総合戦略本部)

※ 設置根拠 IT基本法第25条

本部長: 内閣総理大臣

副本部長: デジタル改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣本部員: 本部長・副本部長以外の全国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)、有識者(10名)

デジタル・ガバメント閣僚会議

※ 設置根拠 IT総合戦略本部長決定

議長: 内閣総理大臣

副議長:内閣官房長官、デジタル改革担当大臣

構成員:議長、副議長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)

# マイナンバー制度及び国と地方のデジタル 基盤抜本改善ワーキンググループ

主査:内閣官房副長官補(内政担当)

構成員:

**安宅和人**(慶應義塾大学環境情報学部教授/ヤフー株式会社CSO)

太田直樹(株式会社New Stories 代表取締役) 楠正憲(Japan Digital Design 株式会社CTO) 齋藤洋平(フューチャー株式会社取締役CTO) 庄司昌彦(武蔵大学社会学部教授)

森信茂樹(東京財団政策研究所研究主幹)

内閣官房(情報通信技術(IT)総合戦略室、番号制度推進室)、総務省、金融庁、 文部科学省、厚生労働省

2 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて 一課題の整理ー (令和2年6月30日)

新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえれば、緊急時におけるより迅速・確実な政府サービスの供給の実現が早急に求められており、また、フリーターを含めたセーフティネットも求められている。さらに、今後の我が国の成長力や国際競争力を維持するためには、今後5年間、集中的に、行政を含むあらゆる分野において、マイナンバー制度を基盤として、データ・AI を最大限利活用できるシステムへの変革に取り組むことが重要である。

こうした観点から、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善が必要であり、以下の課題について本WGを中心に検討を進め、年内に、新たな工程表を策定し、できるものから実行に移していくとともに、マイナンバーカードの交付想定を踏まえ、マイナンバーカードの取得促進を加速する。

- 1. マイナンバーカードの利便性の抜本的向上(7項目)
- 2. マイナンバーカードの取得促進(5項目)
- 3. マイナンバー制度の利活用範囲の拡大(4項目)
- 4. 国と地方を通じたデジタル基盤の構築(10項目)
- ▶ 自治体の業務システムの統一・標準化の加速策
- 5. マイナンバー制度及びデジタル・ガバメントに係る体制 の抜本的強化(7項目)

#### <会議日程>

第1回会合 令和2年6月23日 第4回会合 令和2年11月10日 第2回会合 令和2年6月30日 第5回会合 令和2年11月27日 第3回会合 令和2年9月25日 第6回会合 令和2年12月11日

# マイナンバーWG報告の概要(一部)

### I 目標とするデジタル政府・デジタル社会の姿

#### 「国民の満足度を最大化するデジタル政府・デジタル社会」

・ 国民の視点、国民のためを常に意識し、追究する

・「人に優しい」「誰一人取り残さない」「豊かで活力が溢れる」政府・社会を形成する

#### (11の個別目標)

- あらゆる行政手続がスマホから簡単にできる (デジタル・ファースト)
- ・ 緊急時の事務を速やかに処理できる
- ・ 行政事務が抜本的に効率化され、正確性・サービスの質も向上する(BPR)
- システムコストを大幅に削減する
- ・ 安全でユーザーフレンドリーなデジタル行政・取引が展開される
- ・ 政府のAPI活用等により民間企業の生産性が向上する

- ・ 行政機関等から同じ情報を聞かれない (ワンス・オンリー)
- あらゆる行政サービスを迅速・確実に受けられる
- ・ 公正な負担と給付が実現されている社会が創出される
- セキュリティが大きく向上する
- ・ 政府のデータ活用等により官民の魅力あるサービスが創出される

#### Ⅱ 33の課題を解決するための取組方針

#### 1. マイナンバー関連システム整備

#### 1.1 マイナンバー関連システム(マイナンバー管理システム、マイナポータル等)、住基ネット、自治体システム群の政府関係システムを含めたトータルデザイン

#### ロ 2022年までに速やかに着手すべき施策:

- ・ 自治体等が突発的な事務に対応できる汎用システムである「(仮称)自治体等共通SaaS基盤」の構築
- ・ 国・地方がともに活用できる複数のクラウドサービスの利用環境である「(仮称)Gov-Cloud」の仕組みの整備

#### ロ 2025年へ向けたシステム・ネットワークのトータルデザイン(あるべき姿)

- ・ 自治体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」活用
- ・情報連携基盤(「公共サービスメッシュ」)の構築(**分散管理を前提とした社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した** 情報連携の検討、行政事務全般における機関別符号のみを利用した情報連携の検討、プッシュ通知、情報連携に係るアーキテクチャの 抜本的見直し)
- ・ 利便性の高い国民・民間事業者向けポータルサイト等の構築(「民間タッチポイント」)
- ・ ネットワーク構造の抜本的な見直し(ガバメントネットワーク整備プロジェクト)

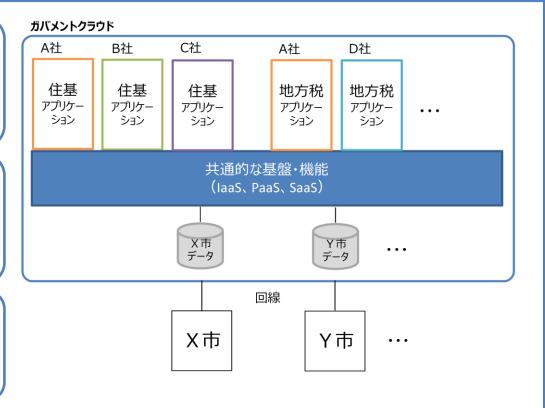
# ガバメントクラウドの事業要件

### ガバメントクラウドとは

○ 「ガバメントクラウド(Gov-Cloud)」とは、政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数の クラウドサービス(IaaS、PaaS、SaaS)の利用環境であり、早期に整備し、運用を開始することとしています。

# 地方自治体によるガバメントクラウドの活用

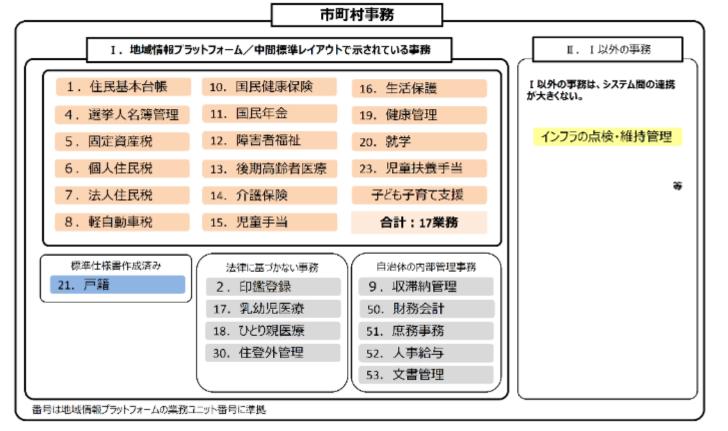
- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に 適合して開発した基幹業務等のアプリケーションを ガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれら の中から最適なアプリケーションを選択することが可能と なるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。



→ 統一・標準化の効果を踏まえ、地方公共団体の情報システムの運用経費等については、標準化基準に適合した情報システムへの移行完了予定後の令和8年度(2026年度)までに、平成30年度(2018年度)比で少なくとも3割の削減を目指すこととする。また、国の削減目標は令和7年度(2025年度)までに令和2年度(2020年度)比で3割削減であることを踏まえ、削減目標の更なる上積みを目指す。

# ガバメントクラウドを活用する業務システム

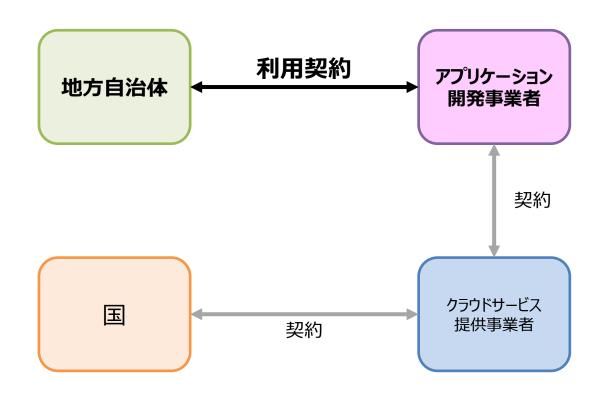
- **業務システム**とは、相互のシステム間の連携が大きい、「地域情報プラットフォーム/中間標準レイアウト」で示されている事務に係るシステムをさします。
- **基幹業務システム**は、地域情報プラットフォーム/中間標準レイアウトで示されている事務のうち、各府省において標準仕様書を作成することとされている事務(現時点では、下記の17業務)に係る業務システムをさします。これらは、ガバメントクラウドの活用を積極的に国が推進します。
- **基幹業務以外の業務システム**のうち、基幹業務に付属又は密接に連携する業務システムについては、ガバメントクラ ウドに構築することができることとします。



標準仕様書とガバメントクラウドの対象範囲の違い

# ガバメントクラウド上の業務アプリを利用する契約(参考)

- 国は、クラウドサービス提供事業者との契約により、その提供する共通的な基盤・機能(サーバ等のハードウェア、OS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェア)の整備を行います。
- 地方自治体は、「アプリケーション開発事業者」と利用契約を結べば、独自にサーバ等を調達することやクラウドサービス提供事業者との契約を結ばなくても、希望するガバメントクラウド上のアプリケーションを利用することができるようにする予定です。
  - ※下図はあくまでイメージであり、具体的な契約方法、費用分担、責任分界等は、今後の先行事業を通して、詳細化していく 予定です。



# ガバメントクラウドに関するセキュリティ要件

ガバメントクラウドは、複数のクラウドサービス事業者が提供する、 複数のサービスモデルを組み合わせて、相互に接続する予定であ り、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP) のリストに登録されたサービスから次の要件を満たすクラウドサービ スを調達する予定。

### 【現在検討中の主な要件】

- ①不正アクセス防止やデータ暗号化などにおいて、最新かつ最高レベルの情報セキュリティが確保できること。
- ②クラウド事業者間でシステム移設を可能とするための技術仕様 等が公開され、客観的に評価可能であること。
- ③システム開発フェーズから、運用、廃棄に至るまでのシステムサイクルを通じた費用が低廉であること。
- ④契約から開発、運用、廃棄に至るまで国によってしっかりと統制ができること。
- ⑤データセンタの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。
- ⑥一切の紛争は、日本の裁判所が管轄するとともに、契約の解釈 が日本法に基づくものであること。
- ⑦その他IT室が求める技術仕様(別途ガバメントクラウドを提供 するクラウド事業者の調達において提示)を全て満たすこと。

登録番号	クラウドサービスの名称	クラウドサービス事業者の名称
C21-0001-2	OpenCanvas(IaaS)	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
C21-0002-2	FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud	富士通株式会社
C21-0003-2	Apigee Edge	Google LLC
C21-0004-2	Google Cloud Platform	Google LLC
C21-0005-2	Google Workspace	Google LLC
C21-0006-2	Salesforce Services	株式会社セールスフォース・ドットコム
C21-0007-2	Heroku Services	株式会社セールスフォース・ドットコム
C21-0008-2	Amazon Web Services	Amazon Web Services,Inc.
C21-0009-2	NEC Cloud laaS	日本電気株式会社
C21-0010-2	KDDIクラウドプラットフォームサービス	KDDI株式会社
C21-0011-2	Oracle Cloud Infrastructure	Oracle Corporation
C21-0012-2	Microsoft Azure, Dynamics 365, and Other Online Services	日本マイクロソフト株式会社
C21-0013-2	Microsoft Office 365	日本マイクロソフト株式会社
C21-0014-2	エンタープライズクラウドサービス/エンタープライズクラ ウドサービ ス G 2 /フェデレーテッドポータルサービス	株式会社日立製作所
C21-0015-2	Cisco Webex	Cisco Systems, Inc.
C21-0016-2	クラウドサービス運用基盤cybozu.com 並びにcybozu.com 上で提供するGaroon及びkintone	サイボウズ株式会社
C21-0017-2	Box	Box, Inc.
C21-0018-2	Smart Data Platform サービス	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション 株式会社
C21-0019-2	Oracle Cloud Infrastructure Platform as a Service	Oracle Corporation
C21-0020-2	Oracle Exadata Cloud@Customer	Oracle Corporation
C21-0021-2	ニフクラ/FJcloud-V	富士通クラウドテクロノジーズ株式会社
C21-0022-2	SAP SuccessFactors	SAP SE
C21-0023-2	SAP Business Technology Platform	SAP SE
C21-0024-2	SAP Business Technology Platform(NEO環境)	SAP SE
C21-0025-2	Cybereason EDR / MDRサービス	サイバーリーズン・ジャパン株式会社
C21-0026-2	IIJ GIO インフラストラクチャーP2	株式会社インターネットイニシアティス
C21-0027-2	DigitalArts@Cloud	デジタルアーツ株式会社
C21-0028-2	AppSheet	Google LLC
C21-0029-2	Bare Metal Solution	Google LLC
C21-0030-2	さくらのクラウド	さくらインターネット株式会社
C21-0031-2	Slack	Slack Technologies LLC
C21-0032-2	Graffer Platform™	株式会社グラファー
C21-0033-2	カオナビ	株式会社カオナビ
C21-0034-2	クラウドサイン	弁護士ドットコム株式会社

左表 (参考) ISMAPクラウドサービスリスト (2021年12月20日更新) c21-0034-2 クラウト

# ガバメントクラウド事業環境の調達(R3年度)※自治体先行事業用の環境

#### 1. 公募件名

デジタル庁におけるガバメント・クラウド整備のためのクラウドサービスの提供-令和3年度地方公共団体による先行事業及びデジタル庁WEBサイト構築業務-

#### 2. 目的等

本公告はクラウドサービスの適正かつ確実な提供を確保するため、公募参加者に対し、その確実なサービスの提供を証明する書類等の提出を 求めるものであり、デジタル庁が当該提出された書類等の審査においてクラウドサービスの提供が可能と判断した者すべてと契約の締結を行うも のである。

#### 3. スケジュール

公募: 令和3年10月4日~10月15日、契約先決定・公表: 10月中旬(予定)、契約期間: 契約締結日~令和4年3月31日

#### 4. 事業の内容

(1) 地方公共団体による先行事業に向けたクラウドサービスの提供

地方公共団体の主要17業務における標準化等を検討する先行事業を実施するためのクラウドサービス及び関連サービスについて提供する。 提供するクラウドサービスは、外部からの不正アクセスや意図しない情報漏えいを未然に防止できるよう、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度であるISMAP(イスマップ)に登録されたクラウドサービスを条件とするとともに「別紙1\_基本事項及びマネージドサービスの技術要件詳細」を満たすクラウドサービスを提供するものとする。

(2) デジタル庁WEB サイトに向けたクラウドサービスの提供

各府省庁のウェブサイトのデザインやコンテンツ構成等の標準化・統一化を図る予定のデジタル庁ウェブサイトに向けたクラウド環境を提供する。クラウドサービスに求める要件は、(1)と同様の要件を満たすクラウドサービスを提供するものとする。

#### 5. 調達の範囲

- (1)基本事項及びマネージドサービス クラウドサービスに係る基本事項及びマネージドサービスは「別紙1\_基本事項及びマネージドサービスの技術要件詳細」を満たすクラウド サービスとする。
- (2)付随作業 クラウドサービスを利用するに当たって、付随する関連サービスの提供を行う。

#### 令和3年10月26日に以下の2サービスに決定

- Amazon Web Services
- Google Cloud Platform

# 回線検討の論点

## 1. 回線速度・回線タイプ

・17業務の業務に適切な回線速度は?特定個人情報を取り扱うのに適切な回線タイプは? →現状はマイナンバー系と中間サーバ等の接続はLGWAN回線をさらにセグメント分割(SSL)している。

### 2. 個別専用線 vs 共用回線

- ・ガバメントクラウドまでの通信経路は、個々の団体で回線調達、又は行政機関による共用回線を整備するか?
- →現状、中間サーバ等へは共用回線(LGWAN)、個別団体のプライベートクラウド利用は個別の専用線(通信事業者と契約)、自治体クラウドには共用回線(情報ハイウェイ等)が利用されている。

## 3. 自治体のみの共用ネットワーク vs 国と自治体の共用ネットワーク

- ・共用ネットワークを整備する場合、自治体のみのネットワークか、それとも国と自治体が共用するネットワークか?
- →現状、自治体間及び国・自治体間の通信にはLGWANが利用されている。一方、国と地方の国出先機関との間は、各省別個のネットワークが利用されている。

## 4. インターネットとの接続経路

- ・住民からの電子申請等を受け付ける場合、インターネットへの接続はどのような経路で行うか?
- →現状、庁内マイナンバー系セグメント→中継サーバを介してLGWAN(LGWAN回線の中にさらにSSL)、LGWAN-ASP形式の電子申請サービス(マイナポータル、個別契約の電子申請サービス等)を経由してインターネットに出る。

### 5. 他クラウドサービスとの連携

- ・17業務と連携したサービスを提供するためにガバメントクラウド以外のクラウドサービスとどのような経路で連携するか?
- →現状、関係の深いサービスとして国プライベートクラウド(マイナンバー系システム等)、LGWANベースのコミュニティクラウド: LGWAN-ASP(マイナポータル、eLtax、コンビニ交付等)、自治体クラウド(地域データセンタ)、単独クラウド(民間サービス)等がある。

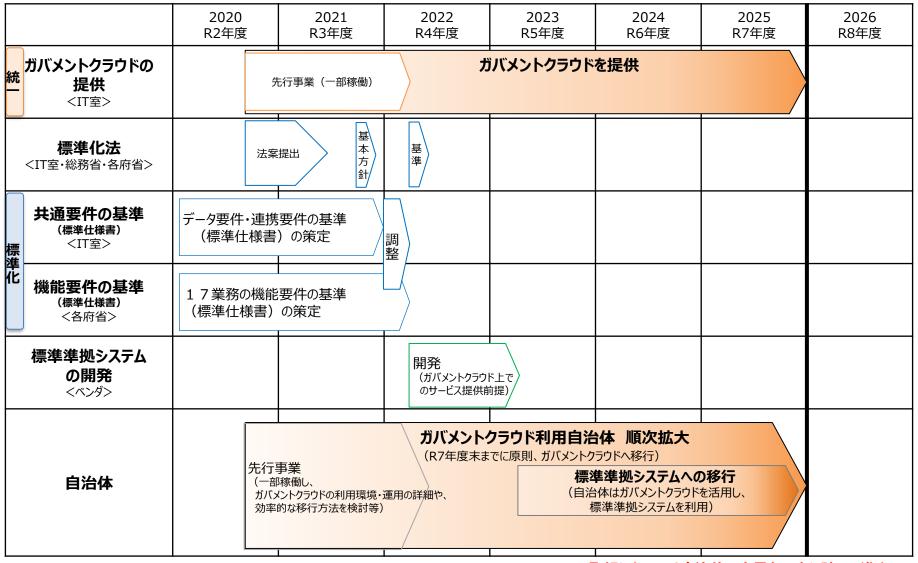
## 6. 運営・費用負担

- ・誰の資産として、どのような運営形態を採るか?費用負担のあり方は?
- →現状、LGWANは地方共同法人(J-LIS)が運営し、回線費用は都道府県の分担金等で賄われている。

# ガバメントクラウドへの移行

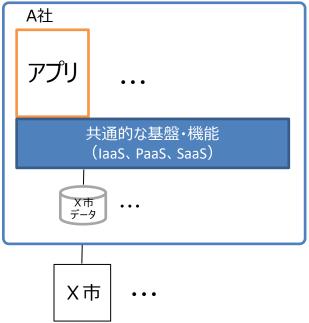
# 地方自治体の業務システムの統一・標準化 スケジュール (案)

○ ~R7年度末:すべての自治体で、主要な住民向け手続はワンスオンリー可能で、緊急時に迅速なシステム改修を可能な状態にするため、原則、**自治体の基幹系業務システム(17業務+戸籍)については、R7年度末までに、デジタル庁が調達するガバメントク ラウドを活用し、標準準拠システムを利用**できるようにします。



# 段階的移行イメージ

#### 先行事業(R3∙R4) ————

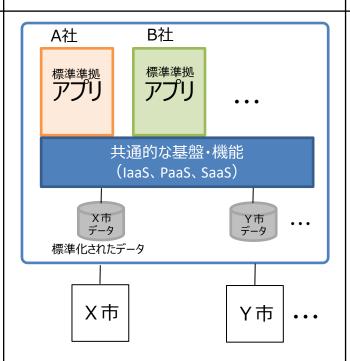


## ガバメントクラウドの活用を開始

ガバメントクラウドへのクラウドリフトを先行事業として行い、 課題や手法の整理を行います。

2022 (R4) 年度までに緊急時給付等を簡便に行うためのアプリケーション ((仮称) 自治体等共通 SaaS)等をガバメントクラウドに構築します。

## 本格移行期(R5~R7)

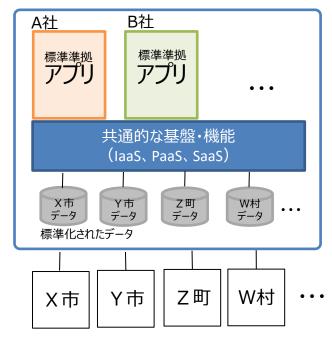


## 標準仕様に準拠した業務アプリが ガバメントクラウドに構築され、 地方自治体が順次、活用を開始

活用を開始した地方自治体において、

- ①主要な手続をオンライン・ワンスオンリーのサービスを住 民に提供できるようになります。
- ②制度の見直しや緊急時に合理的なコストで俊敏な対応が可能になります。
- ③アプリの乗り換えの際のデータ移行が容易になります。

#### 【R7年度末の姿】



## 原則、全ての地方自治体で 活用を開始

原則、全ての地方自治体において、

- ①主要な手続をオンライン・ワンスオンリーのサービスを住 民に提供できるようになります。
- ②制度の見直しや緊急時に合理的なコストで俊敏な対応が可能になります。
- ③アプリの乗り換えの際のデータ移行が容易になります。

R2第3次補正予算 : 1,788億円

### 基本的な考え方

- 各地方公共団体が、以下のデジタル基盤改革を計画的に取り組むことができるよう、地方公共団体情報 システム機構に基金を設け、地方公共団体の取組を支援する。
  - 〈参考〉国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)(抜粋) 地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う。

#### 令和2年度第3次補正予算

#### 1 自治体情報システムの標準化・共涌化

1,509億円【基金(令和7年度まで)】

・ 基幹系情報システムについて、「(仮称)Gov-Cloud」への移行のために必要となる準備経費(現行システム分析調査、 移行計画策定等)やシステム移行経費(接続、データ移行、文字の標準化等)に対する補助(国費10/10)

#### 2 オンライン手続の推進(マイナポータル)

250億円【基金(令和4年度まで)】

・ マイナポータルと地方公共団体の基幹システムのオンライン接続のための機器設定、連携サーバ等の設置に要する経費 に対する補助(国費1/2)

## 3 次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行

29億円【基金(令和4年度まで)】

・ 国が設定した高いセキュリティレベルのセキュリティクラウドへの移行に要する経費に対する補助(国費1/2)

## デジタル基盤改革支援基金(自治体情報システムの標準化・共通化分)の基本的な考え方

<u>(注) 今後、ガバメントクラウドなど標準化・共通化に関する政府の検討状況の進捗に応じ、随時変更の可能性あり。</u>

#### 1. 目的

○ 令和7年度までに、**地方公共団体がクラウドを活用して提供される標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行**を図るため、 地方公共団体に生じる所要の経費に対して財源措置を講じ、もって**住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効 率化の早期実現**を図る。

#### 2. 補助対象の考え方

○ ①に定める基幹系システムに関して地方公共団体が行う、標準準拠システムへの移行に向けた調査等及び国が整備するガバメントクラウド上で事業者が提供する標準準拠システムへの移行に要する経費を対象とする。

#### ①対象となる業務システム

- 地方公共団体の主要な17業務を処理する基幹系システム
  - ※児童手当、住民基本台帳、選挙 人名簿管理、固定資産税、個人 住民税、法人住民税、軽自動車 税、就学、国民健康保険、国民 年金、障害者福祉、後期高齢者 医療、介護保険、生活保護、健 康管理、児童扶養手当、子ども・ 子育て支援

#### ②補助対象経費

- 現行システムの分析や、システム更新時期等を踏まえた移行計画作成等に要する経費
- 文字情報基盤文字との同定作業や、データ移行 等に要する経費
- ガバメントクラウド上で提供される標準準拠システム の稼働環境への接続設定等に要する経費
- 標準準拠システムに係る一連のテストや操作研修 の実施等に要する経費
- 標準準拠システムと関連システムとの円滑な連携に要する経費(連携プログラム等の修正等)
- ●標準準拠システムへの移行に伴う契約期間中の既存システムの整理に要する経費(リース残債等)

<参考:標準準拠システムへの移行工程(室)>

#### I 計画立案フェーズ

推進体制の立ち上げ

現行システムの概要調査

標準仕様との比較分析

移行計画作成

#### Ⅱ システム選定フェーズ

ベンダに対する情報提供依頼(RFI)の実施 等

予算要求

ベンダへ提案依頼(RFP)、ベンダ選定・決定

契約・詳細スケジュールの確定

特定個人情報保護評価(PIA)

#### Ⅲ 移行フェーズ

システム移行時の設定

データ移行

テスト•研修

次期システムに合わせた既存環境の設定変更

条例•規則等改正

#### 3. 補助額

- 補助率 : 10/10
  - ※ 自治体の規模(人口規模)に応じ上限を設定

## 補助対象経費・補助対象外経費

#### 補助対象経費

#### A)調査等準備経費

- 各府省が作成する標準仕様書と現行システムに係る仕様との差異の洗い出し、業務プロセス・他システムへの 影響範囲の特定を行う目的で実施する現行システムの実態調査、これを踏まえた標準準拠システムに基づく事 務運用等の見直し検討、システム更新時期等を踏まえた移行計画作成等について、円滑な準備を行うための 外部コンサルタント等の活用に要する経費
- B) 文字の標準化・データ移行等に要する経費
  - 現行システムで使用している外字と文字情報基盤文字との同定作業(文字同定支援ツールの購入を含む)、 ガバメントクラウドへのデータ移行作業(データ移行ツールの購入を含む)、データクレンジング(データベースの 中から移行後のシステムや運用に影響を与える誤りや重複を洗い出し必要に応じてデータを修正すること)等に 要する経費
- C)環境構築に要する経費
  - ガバメントクラウド上で提供される標準準拠システムの稼働環境への接続設定、標準準拠システムの利用に必要なパラメータ設定など必要な初期設定作業等に要する経費
- D) テスト・研修に要する経費
  - 標準準拠システムに係る一連のテストや操作研修の実施等に要する経費
- E) 関連システムとの円滑な連携に要する経費
  - 標準準拠システムと当該システムと連携する関連システムとの間の連携プログラム等の修正、当該関連システムがガバメントクラウド上で提供される場合の稼働環境への接続設定等に要する経費
- F)契約期間中における既存システムの整理に要する経費
  - 令和7年度までに標準準拠システムに移行するために必要となる現行システムに係る契約期間の変更等を行う場合に不可避的に発生する追加的な経費(リース残債等)

#### 補助対象外経費

- A) アプリケーション利用料(アプリケーション開発に相当する経費を含む。) やリース料等の運用経費
- B) 事務運用の見直しに伴うA I・R P A の導入等に要する経 費
- C) 条例・規則等の改正、P I A 実施に要する経費
- D) 地方公共団体職員に係る人 件費(時間外手当を含む。)
- E) 地方公共団体職員に係る旅 費
- F)諸謝金(調査研究等準備 経費に含まれるものを除く。)
- G) 一般事務費(通信運搬費、 資料等印刷経費等)

## 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】 概要

#### 1. 手順書の趣旨

- 本手順書は、標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、自治体において共通して想定される標準化・共通化の作業手順等をまとめたもの。 (なお、今後の標準仕様やガバメントクラウド等の検討を踏まえ、随時、手順書の改定を行うことを予定。)
- 各自治体は、本手順書も参考としつつ、自らのシステムの現状等を十分に把握の上、目標時期までの移行に向け計画的に取り組むことが求められる。

#### 2. 必要性・メリット

- 自治体情報システムは、利便性等の観点から団体ごとにカスタマイズ等が行われてきた結果、「維持管理や制度改正時の改修等における個別対応・ 負担」「クラウド利用が円滑に進まない」「住民サービスを向上させる最適な取組の迅速な全国展開が難しい」等の課題がある。
- 標準化・共通化の取組は、こうした人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企 画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築するもの。

#### 3. 特徵·作業手順等

○ 標準化・共通化の特徴

標準化対象システムについて、関係府省において標準仕様書を作成した上で、各ベンダが標準準拠システムを全国規模のクラウド基盤(ガバメントクラウド)に構築し、当該システムを各自治体が利用する姿を目指す。

- (1) 目標時期は令和7年度 (2) 全ての標準化対象事務(現時点で17事務)が対象 (3) 全自治体における短期的・集中的な取組
- (4) 国の動きと密接に関連(関係府省の標準仕様書、ガバメントクラウドへの移行等)(5) 標準仕様書に基づく業務フロー等の見直しの検討
  - → 全庁的な体制整備、綿密な移行計画の作成が必要。早期着手により令和7年度までの事務負担の平準化が重要。

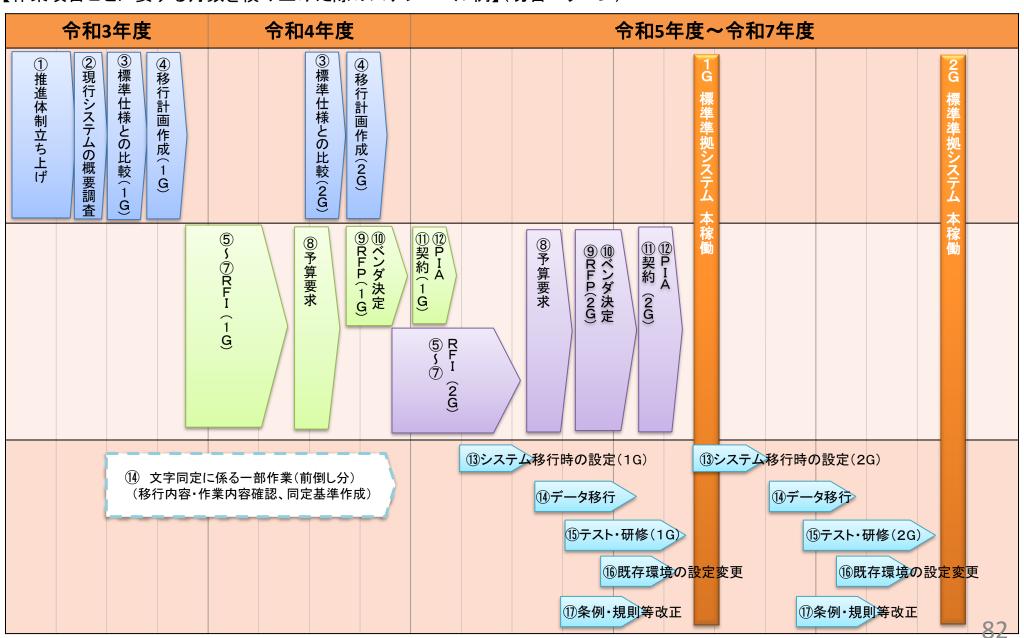
#### ○ 作業手順等

(下線部は早期に実施可能と想定される作業)

計画立案フェーズ	①推進体制の立ち上げ、②現行システムの概要調査、③標準仕様との比較分析、④移行計画作成
システム選定フェーズ	⑤ベンダに対する情報提供依頼(RFI)資料の作成、⑥RFIの実施、⑦RFI結果分析及び移行計画の詳細化、⑧予算要求、 ⑨ベンダへ提案依頼(RFP) ⑩ベンダ選定・決定、⑪契約・詳細スケジュールの確定、⑫特定個人情報保護評価(PIA)
移行フェーズ	⑬システム移行時の設定、⑭データ移行、⑮テスト・研修、⑯次期情報システム環境構築・NW、⑰条例・規則等改正

## 標準準拠システムへの移行に向けた検討スケジュール(例) ※手順書より

【作業項目ごとに要する月数を積み上げた際のスケジュール例】(切替パターン)



# 作業項目(1)計画~システム選定

フェーズ	•	作業項目					作	業	概	要	
			. <b>¥</b> E <b>0</b> U	H	シープのエ	即反如只大肚中门	+0	11 <del>12</del>	+# %	± / <del>  </del>	ı

	1	推進体制の立ち上げ	<ul><li>・首長のリーダーシップの下、関係部局を特定し、担当者・推進体制を構築する。(1~3か月)</li><li>・広域連合や複数の自治体間等において、現行システムを他団体と共同利用(自治体クラウド等)している場合は、他団体との合意等に時間を要することに留意すること。(~3か月)</li></ul>
計 画	2	現行システムの 概要調査	・現行システムについて、業務システムの基礎情報、外部委託状況、周辺機器、連携一覧等について調査を行う。 (1~3か月)
立 案	3	標準仕様との比較分析	・標準仕様と現行システムとのFit & Gap分析を実施する。標準仕様書と差異があり標準準拠システムの利用に向けて個別の対応(業務フローの見直し等)を要する項目があれば標準仕様書対応表に記載する。(3~4か月)
	4	│ │移行計画作成 │	・作業項目②・③及び国における検討状況(標準仕様書の作成、ガバメントクラウドの実装)等を踏まえ、標準準拠 システムの移行計画を作成する。(2か月)
	5	ベンダに対する情報 提供依頼(RFI)資料 の作成	<ul><li>RFIを実施するための資料を作成する。(1~4か月)</li><li>標準準拠システムの影響を受けて更改を検討する標準準拠システム以外のシステムについても調達する場合は、 同様にRFI用の資料を作成する。(3~4か月)</li></ul>
٠,	6	RFIの実施	<ul><li>作業項目⑤で作成した資料を基に、ベンダにRFIを実施する。(1~4か月)</li><li>現行システムでスクラッチを行っている自治体がRFIを実施する場合は、ベンダによる回答作成・デモンストレーション等に長期間要することに留意すること。(~4か月)</li></ul>
システム	7	RFI結果分析及び移行 計画の詳細化	・作業項目⑥において収集した情報の集約・分析後、移行計画の詳細化・変更を行う。(1~3か月) ・調達単位を細かく分けてRFIを実施した場合は、情報の整理・分析に時間を要することに留意すること。(~2か月)
ん 選 定	8	予算要求	• RFI結果を勘案し、標準準拠システムへの移行経費の予算要求を行う。(2か月)
	9	ベンダへ提案依頼 (RFP)	・【ベンダ切替時】最終的な調達仕様を確定し、各ベンダへ提案依頼(RFP)を行う。併せて、調達の方式にあった様式等(実施要領や評価基準)を作成する。(3か月)※(1)
	10	ベンダ選定・決定	・【ベンダ切替時】提案書、デモンストレーション、プレゼンテーション等の評価を通じて、標準準拠システム提供ベン ダを決定する。(1~2か月)※(2)

## 作業項目(2)システム選定~移行

#### フェーズ 作業項目

#### 作業概要

システ	1	契約・詳細スケジュール 確定	・標準準拠システム提供ベンダと契約を行い、データ移行日等の詳細なスケジュールを確定する。(1~2か月) ※(3)
ん 選 定	1	特定個人情報保護評価(PIA)	• 特定個人情報保護評価書の作成及び個人情報保護委員会への提出やパブリックコメントを実施する。(2~4か月)
移行	1	システム移行時の設定	<ul> <li>標準準拠システムを基に運用のシミュレーションを行い、標準準拠システムの運用方法を検討・確定する。</li> <li>ベンダより現行システムからの変更点の説明を受け、次期システム利用に向けた各種設定の協議を行う※(4)。(2か月)</li> <li>【ベンダ切替時】採用した新規システムの機能を整理し、画面や帳票等を見ながら、機能の詳細を確認する。(4~6か月)</li> </ul>
	1	④ データ移行	<ul> <li>データ移行等について調整を行い、現行ベンダで既存データの整理・抽出を行う。その後、標準準拠システム提供ベンダにてデータ移行を実施し、データ移行結果を確認する。併せて、文字情報基盤文字への文字データ移行作業も行う※(5)。(4~6か月)</li> <li>【ベンダ切替時】ベンダを切り替えた場合、現行システムから抽出したデータの分析・現行仕様に関する問合せ、変換仕様の設計、移行結果の確認等に期間を要することに留意すること。(~6ヶ月)</li> <li>現行システムがマルチベンダの場合、現行システムからのデータ抽出の仕様提供、基準日、受け渡し方式等に関するベンダ間調整に期間を要することに留意すること。(~6ヶ月)</li> </ul>
	1	ラフト・研修	<ul> <li>テストデータ準備、テスト及び確認を行う。(2~6ヶ月)</li> <li>標準準拠システム提供ベンダより次期システムの操作等に関して研修を受ける。(1~2ヶ月)</li> <li>スクラッチ開発からの移行の場合は、他のパターンと比較し、テストに時間を要することに留意すること。(~6か月)</li> </ul>
	1	次期システムに合わせた既存環境の設定変更	• 標準準拠システムと庁内ネットワーク接続、構築、端末整備等を行う。また、他業務とのデータ連携項目、ファイル 形式、処理タイミング等を確認の上、データ連携のテスト・変更を行う。(4か月)
	1	条例·規則等改正	・標準準拠システムを利用する場合の運用や出力される帳票等を確定し、議会日程を勘案しながら、必要に応じて 条例・規則等の改正を行う。(4か月)

<sup>※(4)「</sup>各種設定の協議」とは、ベンダより現行システムから機能変更がある点について説明を受け、該当機能の使用方法等について協議を行うプロセスなどを想定している。

<sup>※(5)「2.</sup> 早期(令和3年度)に着手すべき作業」に記載のとおり、前倒して実施することが望ましい。

# 情報システム標準化推進本部(情報化推進本部等)

CIO等、各業務所管部部長·課長 等

指揮·監督



全体進捗報告等

#### 推進本部事務局 / PMO(Project Management Office)

DX推進担当部署or情報政策担当 ※上記に加えてPMOに外部人材を活用することもあり得る

進捗管理・全体調整等

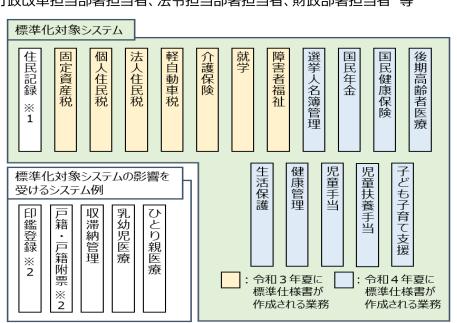




進捗報告·課題共有

#### 各情報システム標準化対象業務等担当者

標準化対象業務等担当者、標準化対象と併せて更改を検討するシステム等の業務等担当者、行政改革担当部署担当者、法令担当部署担当者、財政部署担当者等



- 標準化・共通化に向けては、可能な限り早期に全庁的な推進体制を立ち上げ、部局横断的に取り組みながら、国の標準化・共通化に係る検討状況の把握、現行ベンダとの協議、着手可能な調査の実施等を進めることが重要。
- 首長のリーダーシップの下、関係部局を特定し、担当者・推進体制を構築する。(1~3 か月)
- 広域連合や複数の自治体間等において、現行システムを他団体と共同利用(自治体クラウド等)している場合は、他団体との合意等に時間を要することに留意すること。(~3か月)
- 庁内でも関係部署は多岐にわたることから、 全体の進捗管理が鍵となる。そのため、い わゆるPMO(Project Management Office)の 役割を担う部署を定めておくことも有効。
- 都道府県は、検討会や勉強会の開催、域内市区町村の移行状況調査・把握、技術的助言等を行うなど、市町村を支援等をするための体制を構築することが期待される。

••	1	2	3	4
作業項目	対象システム抽出	システム調達状況確認	システム提供機能確認	システム運用状況確認
作業概要	どのシステムについて対応 が必要になるか抽出	対象システムがどのような形 態で調達されているか確認	各対象システムの機能・情 報項目・帳票について確認	各対象システムに関係する 運用業務について確認
確認要素	<ul><li>標準化対象17業務を処理するシステム</li><li>標準化対象システムと密接に連携するシステム</li></ul>	<ul> <li>事業形態(自治体クラウド、単独調達、民間サービス)、事業期間</li> <li>・利用形態(オンプレ、オンライン)</li> <li>・構築方法(スクラッチ、パッケージ、サービス利用)</li> <li>・関連調達(ハード、NW、端末)</li> </ul>	<ul> <li>機能リスト、各機能状況(独自構築、カスタマイズ、パッケージ)</li> <li>情報項目リスト、データ形式(地プラ、文字コード)</li> <li>連携する他システムリスト、連携データ</li> <li>帳票リスト、帳票書式</li> </ul>	<ul> <li>・運用業務担当(庁内、ソフト事業者、別途)</li> <li>・関連業務(データセンタ、ハード、NW、端末)</li> <li>・帳票印刷(ハード、外注、データ受渡)</li> </ul>
参考情報	・全庁照会 ・IT資産リスト	·調達図書(仕様書等) ·契約書	・仕様書 ・設計図書 ・システム画面	<ul><li>・仕様書</li><li>・IT資産リスト</li><li>・運用マニュアル</li></ul>
留意点	・庁内での影響範囲 ・協力すべき所管部門	·関係団体(広域事業等) ·事業期間、更新時期	・独自構築、カスタマイズ部分・独自データ(情報項目・外字)	<ul><li>・役割分担</li><li>・オフライン作業(バッチ処理等)</li><li>・外注との連携(データ引渡等)</li></ul>

# A 仕様書上の比較

現状利用している カスタマイズ後 のD社パッケージ D 社 パッケージ ノンカスタマイズ版

標準仕様書

両方とも比較できる。

# Β 詳細機能・操作性・画面の比較

現状利用している カスタマイズ後 のD社パッケージ D 社 パッケージ ノンカスタマイズ版 対応中

(複数社) 標準仕様書対応版 ガバクラアプリ

現状ノンカスタマイズ版は 上較できる。\_\_\_\_

標準仕様・ガバクラ版の 評価はすぐには出来ない。

## (1)仕様差分調査(資料調査)

現行システムの仕様書を標準仕様書やパッケージシステムのノンカスタマイズ仕様と比較する。



## (2)カスタマイズ実態調査(システム確認)

• 現行システムの実際の機能とノンカスタマイズのパッケージを比較し、どの部分がパッケージからカスタマイズされたのか抽出する。



## (参考) 現行システムの概要調査項目の例

- 大まかな移行時期を検討する上では、現行システムの契約期間や調達形態に関する情報が必要。
- また、自治体によってはシステム入れ替えが影響する関連システムが広範囲に及ぶ場合がある。

システム対象業務等		現行事業者	オールインワン対 象業務	リース等 契約期限等	宛名等共通 システム連携対象	その他 同時に入替が必要な関連システム等	
住民記録							
印鑑証明	<b>[</b> 184	二声光之】					
戸籍		<b>庁事業者</b> 】 庁事業者名を記	入する。機器等の「	リース会社が別	の場合はリース会社名:	も記入する。	
就学	·オ-		ケージシステムの		§に○印をつけ、パッケ-		
固定資産税	・複数	数に分かれる場	合は、○印ではなぐ	く、(A),(B)の。	ように区分けし凡例を記	と入する。	
個人住民税	·機	【リース等期限等】 ・機器等のリース期限、買い取り時は機器更改期限を記入する。					
法人住民税	・前回	回システム導入に	時の契約額を記入	する。			
軽自動車税		<b>名等共通システ</b> . 名管理、住登外管		数業務で共用し	している関連システムを	記入する。	
:		の他】	+\r'	~!\ <b>~!!</b> ^!	.TD/= > -> - / /=>+->+-		
:	・機	話更改寺、既に1	⊒近ぐ人替か決ま*	つ(いる場合や	'現行システムに法改正'	対応を行う予定時期、内容を記入する。	

## (3)パッケージ利用調査(デモ環境操作)

・ベンダーよりノンカスタマイズのパッケージのデモ環境を提供してもらい、システム利用部門は、特にカスタマイズ部分について操作確認を行い、ノンカスタマイズでの利用について検討する。

### パッケージ



→各業務システムのベン ダーからデモ環境提供

→ユーザ部門によるデモ - 環境操作

## (4)オンライン環境調査(ヒアリング等)

現行システムをオンライン(自治体クラウド、単独クラウド、プライベートクラウド等)で利用していない団体は、同じシステムをオンライン利用している団体にオンプレからの移行時の業務の変更点やオンライン利用の留意点についてヒアリングする。

### オンライン利用団体









- →同膣システムをオンライン利 用している団体にヒアリング。
- →移行時の変更点、運用の留 意点、他サービスとの連携(帳 票印刷等)等について確認。

## (参考) カスタマイズの要因

- 現行システムにおいては、現行の事務運用を前提として様々なカスタマイズが発生している場合がある。
- なお、住民記録システム標準仕様書【第1.0版】においては、現行システムでカスタマイズの多い箇所を特定した上で、その抑制のための機能が盛り込まれている。

#### 現行システムにおけるカスタマイズの要因

▶ 現行システムでは、以下に掲げるような要因に起因する カスタマイズが行われている例が見られるが、標準仕様に 準拠したシステムにおいては、カスタマイズを行わないこと を原則としている。

要因A:市区町村内部の事情に起因するカスタマイズ

要因A-1 業務の効率化

要因A-2 過誤防止

要因A-3システム間の情報連携

要因B:市区町村独自の住民対応に起因するカスタマイズ

要因C: 市区町村の条例等に起因するカスタマイズ

要因D:外部団体との関係に起因するカスタマイズ

※「地方公共団体の自治体クラウド導入における情報システムのカスタマイズ抑制等に関する基本方針」概要(平成31年3月総務省)

# 住民記録システム標準仕様書【第1.0版】におけるカスタマイズ抑制のための対応の例

- ▶ 住民記録システムの標準仕様【第1.0版】においては、カスタマイズの要因となっている統計や様式・帳票について、地方公共団体への調査結果を基に、制度上必須なもの、全国共通して必要なものを精査し、実装すべき機能として整理。
  - 統計機能の統一とEUC機能による統計への対応「6.1(統計)、10.1(EUC機能他)]

総務省が実施している住民基本台帳関係年報の調査及び 出入国在留管理庁が実施している中長期在留者住居地届出 等事務に関する定期報告については、毎年、全市区町村を対 象として行われるものであるため、これらの調査及び報告に対 応するための統計データの抽出機能を実装する。

また、<u>都道府県ごとに任意に実施されている独自調査</u>については、調査対象のデータ項目が様々であり、カスタマイズの要因となっていることから、本仕様書の検討に当たって実施した実態調査を基に、多くの市区町村で共通して<u>必要なデータ項目を抽出できる機能をEUC機能として実装することでカスタマイ</u>ズの抑制が期待される。

※令和2年9月4日 第4回自治体システム等標準化検討会資料より抜粋

## スクラッチ開発

## パッケージ選定

## クラウド利用

・ユーザ部門/情報部門によるシス テム要件定義

・ユーザ部門/情報部門によるシス テム要件定義

・コンサル/情報部門によるパッ

ケージの適合性評価

・ユーザ部門/情報部門によるシス テム要件定義(標準仕様書を踏 まえた)

・仕様書に従ったオーダーメイドで のシステム構築

仕様書

評価書



・コンサル/情報部門によるクラウ ドサービスの適合性評価

評価書



マイズ

仕様書



・クラウドサービスへの環境設定

仕様書



・ユーザ部門によるシステムに合 わせた業務変更







# ベンダー変更

## (1)ベンダー変更なし

- ・自治体は、基幹系システム調達においてベンダーと10年程度の長期契約を交わしているケースが多く、2025年までに現行契約の事業期間が終了しないケースがある。
- ・標準仕様対応やオンライン化といった大きな利用環境の変化に際し、一部の要素は継続することによりインパクトを押さえたい。
- ⇒同一事業者との変更契約、利用製品の変更(オンプレ·カスタマイズ版→クラウド標準版)

## (2)ベンダー変更あり

- ・現行システムの事業期間が終了するため、一般競争入札を実施する。
- ・現行システムに満足しておらず、他社製品も含めて変更を模索したい。
- ・現行ベンダーより、2025年までの事業撤退を通告された。
- ⇒Fit&Gap分析(機能適合性評価)、新規調達
- ・ベンダー変更について早期の見極めが重要(対応作業やスケジュールが異なるため)
- ・ベンダー変更する場合のFit&Gap分析は、標準仕様/ガバクラ対応版を待っていると遅くなるため、当面はパッケージ・ノンカスタマイズ版で実施しておくのが良い。

# システム選定の段階

### (1)事前評価

- ・ベンダーを変更する場合は、作業項目が増え、事業者調達等スケジュールが長くなることから、早期に着手しなければならない。
- 一方、多くのベンダーは2022年度に標準仕様書・ガバメントクラウド対応を本格着手することから、対応済みの製品が登場するまでに期間がかかる。
- ⇒パッケージノンカスタマイズ版で事前評価を実施

## (2)実製品評価

- ・ベンダーを変更しない場合でも、従来のオンプレ・カスタマイズ版から利用環境が変わる。
- ・ベンダーによっては、標準・ガバクラ対応において製品群を限定されたタイプに集約する可能性がある。ユーザーとして望ましい(例:現行システムに近い)タイプを選択する必要がある。
- ⇒ベンダーから提供される情報(事前情報含めて)をもとに選定
- ・標準・ガバクラ対応された製品が登場するのは時間を要するため、パッケージ・ノンカスタマイズ版や開発中の製品情報を参考に段階的に評価・選定を進めていく必要がある。
- ・従来の調達と異なり、ユーザー側で独自の要件を出せる幅が狭まり、ベンダー側から提供される製品・利用環境をどのように設定して使っていくかという観点に変わる。

# システム設定:契約時と導入時

## (1)モジュール選定(契約時)

- ・政策の違いにより大きな機能群が要/不要になるケース(例:総合窓口、コンビニ交付)は、ベンダーからはモジュールとして提供され、採用について選択できる可能性がある。
- ・標準パッケージと異なる機能群に一定数のユーザ団体が存在する場合は、モジュールとして 提供されるが、特殊な場合は提供されない可能性がある。
- ⇒実製品版情報の早期入手、必要モジュールの選定、提供されない機能について対応検討

## (2)パラメータ設定(導入時)

- ・標準仕様書の周辺部分においてユーザ団体間でゆらぎのある機能(例:ある処理について 決裁有無、計算後の端数取扱い)については、パラメータで設定できる可能性がある。
- ・標準・ガバクラ対応製品のタイプを集約する方針のベンダーは、従来製品よりも広めにパラメータ設定できる可能性がある。どの程度まで盛り込まれるかはベンダーによる。
- ⇒実製品版情報の早期入手、ベンダーへの要望
- ・従来の調達と異なり、ユーザー側で独自の要件を出せる幅が狭まり、ベンダー側から提供される製品・利用環境をどのように設定して使っていくかという観点に変わる。
- 実製品版での提供が見通せない機能については、業務変更も含めて対応策を検討。

# 事前作業:団体固有部分への対応

## (1)情報項目

- ・新環境(標準仕様書対応、ガバクラ利用)において、各ベンダーは共通化されたソフトウェア を提供する可能性があり、団体固有の情報項目は抑制される傾向。
- ・パッケージには無い団体固有の情報項目や備考項目(メモ欄)の多用については、新環境に 向けて方針を整理しておく。
- ⇒新環境にも必要な場合は、ベンダーとの協議になる。

## (2)外字登録

- ・文字については、現在多くの団体がベンダー固有フォントを使用しているが、ベンダーフォントについては、標準仕様書に準拠した文字基盤への変更をベンダーが行うと想定。
- ・自治体がエディタ等で作成・登録した外字については、新環境に向けて整理していくことが望まれる(文字基盤文字への同定、廃止)。
- ⇒廃止できない場合は、新環境での使用についてベンダーとの協議になる。
- ・団体固有データの整理については、団体としての方針を打ち出したうえで、各所管課で検討 する。
- ・廃止する際は、利用部署や当事者等との協議に時間を要するので早期着手が必要。

# (参考) 文字データ移行の作業工程

No	工程	作業概要	自治体	現行ベンダ	標準ベンダ
1	移行内容・作業内容確認	既存システムの文字セットや外字数の確認、同定作業内容の確認	0	0	
2	同定基準作成	同定作業に当たっての、同字とする条件・別字とする条件の検討	0	0	
3	外字ファイル抽出	既存システムの外字ファイル(字形及び属性情報)の抽出	0		
4	使用文字調査	既存システムのデータベースを調査、移行対象文字を絞り込み	0		
5	同定作業	内字・外字の同定作業を実施			0
6	同定結果確認リスト作成	同定結果を帳票形式で作成			0
7	同定結果確認•承認	同定結果の確認及び承認	0		
8	コード変換テーブル作成	承認結果を基に使用文字の変換テーブルを作成(必要に応じて、住基統一文字との変換テーブルも作成)			0
9	新システム用外字ファイル	承認結果を基に新システム用の外字ファイルを作成(必要に応じて、作成した外字の派生元に関する情報(戸籍統一文字番号、住基統一文字の文字コード、登記統一文字番号)も整理)			0
10	外字ファイル登録、データ移行	外字ファイルを新システムに登録、データ移行作業及び移行結果の確認	0		0

# 標準システムに合わせた業務変更

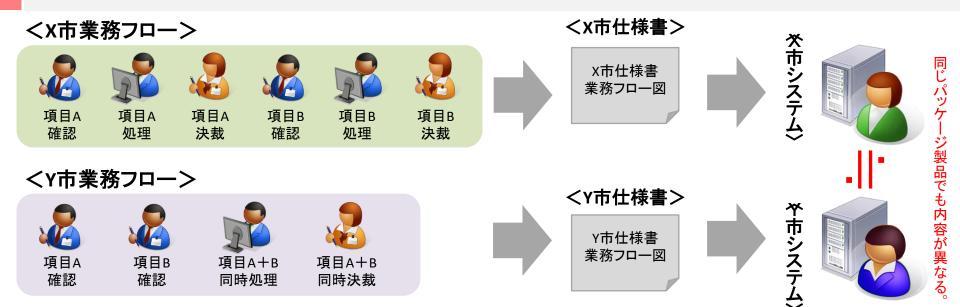
## (1)標準仕様から業務差異分析

- ・標準仕様書に記載されている業務フローと現行の業務フローを比較して差異を抽出。標準フローに合わせるための変更を検討する。
- ・標準仕様書に記載されている帳票類を各団体の書式として採用する(現行の書式から置き 換える)ための検討を行う。
- ⇒業務処理体制の見直し、規定類やマニュアルの変更

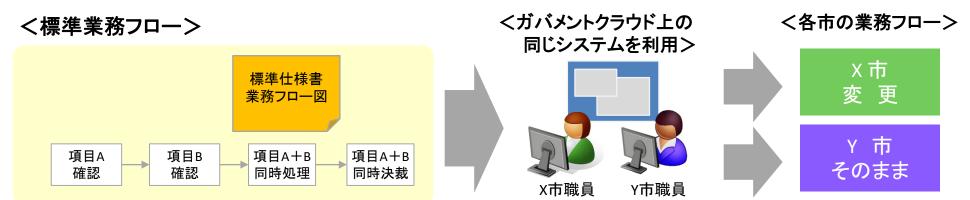
## (2)利用するシステム環境に合わせた業務変更

- ・標準・ガバクラ対応製品から提供される機能を使うための業務フローに変更する。機能提供 が別システムになった場合や機能提供がされない場合は代替の処理方法について検討。
- ・オンラインでの利用環境に親和性のある業務への変更(例:他業務へのデータ連携、印刷等 関連サービスへのデータ受け渡し)。
- ⇒ベンダーから提供される情報や事前テスト環境をもとに変更
- ・標準・ガバクラ対応された製品は、従来の個別の団体仕様とは異なるので、利用するために は業務をシステムに合ったものに変更することが不可欠。
- ・従来のシステム利用がオンライン環境でなかった団体は、オンライン化の対応も必要。

# A 従来のシステム化(固有の業務フローをシステムへ反映)



# 標準化されたシステム利用(標準システムや標準フローへ業務を合わせる)



## (1)業務処理変更検討(卓上検討)

標準仕様書に準拠した上で、パッケージ利用評価やオンライン利用団体のヒアリング結果を参考に自団体の業務処理を見直す(業務フロー、業務処理体制、帳票、規定類、マニュアル、住民・連携他部署・事業者とのやり取り)。



## (2)業務処理変更検討(操作確認)

実際の標準・ガバクラ対応製品を操作し、新しい業務処理方法について確認・更新したうえで、新マニュアル等を利用してトレーニングを行う。



## (参考) 事務運用の見直し

- 事務運用の見直しにあたっては、現行システムで処理する事務の洗い出しが必要となる。
- 洗い出しにあたっては、例えば、既存の事務マニュアルや現行システムの機能一覧等をベースに検討を 行うなどの方法がある。

#### 泉大津市 業務改革推進プロジェクト事業(H30)

- 処理時間の洗い出しとAIやRPA等による効率化の前提となる対象業務プロセスについて以下の流れで可視化を行った。
- ▶ 各課が作成している業務マニュアル等をもとに業務プロセス のたたき台を作成
- ▶ 当該仮説資料をもとにヒアリングし、各業務の流れや各作業の内容を確認
- ▶ たたき台に反映し、「業務プロセス定義」(下図)を作成

#### 【業務プロセス定義の例(住民基本台帳業務)】

**	#H	9·8	純足性板
住民基本台 異動(増加) 帳	転入(未摩拉入。 住所設定を除く)	轻入關學符	申請者から抵入属手続か書類※を受け付ける。 ※私人與数据、執出証明書、本人権認書類/委任伏/中 別永住者証/在留カード/各権カード(任民基本台級カード、但人番号カード・通常カード)
		能入处理	軽人情報を入力する。 入力結果として「住民業副本」が出力される。
		春至	転入産等を審査する。
		各種カード裏書き	連知カード、個人番号カード、住民基本会領カード、在官 カード、特別永住者証の表書きを行う。
		各種力一ド總統利用処理	各種カード(住民基本古墳カード、個人番号カード)に対し 繊維利用処理を行う。
		個人图号力一ド申請書交付処理	住所異数後、統合領末にて個人番号カード交付申請書を 力する。 (基本4情報、在省際間等に変更がある場合も対応。)

#### 情報システム調達で利用される機能要件の表記方法例

#### ●業務 -機能-監の係

大分類	小分類	内容
異動処理	転入	転入者からの転入届に基づき、当市に新たに住民として登録を行う。
	出生届出	戸籍の出生届に基づき、当市に新たに住民として登録を行う。
	出生通知	戸籍の出生通知書の届出に基づき、当市に新たに住民として登録を行う。
	帰化届出	帰化通知届に基づき、当市に新たに住民として登録を行う。
	転出	住民からの転出届に基づき、住民基本台帳の当該異動者の記載を消除する。

#### ●外部連携 一外部連携仕様の例

	93946	住民総繰りステム				
No.	連携の目的や極要	連携している対象システム名称	入力(h)/日力(Out)	連携しているデータ項目	連携0方法	連携領度 /車務量(回数。時間)
1	住民の移動を果に報告するため	住民基本台帳システム	In	出生者,死亡者,転入者,転 出者,世答数,人口	その他	月1回
- 2	住民情報の整合性確保と業務効 率化のため	宛名システム		住民基本台帳データ	自動処理	常時
3	住民情報の整合性確保と業務効 率化のため	住基ネットシステム	Out	住民基本台帳データ	自動処理	常時
	住民情報の整合性確保と業務効 率化のため	戸籍システム	Out	住民基本台帳データ	自動処理	毎日1回
	住民情報の整合性確保と業務効 率化のため	選挙資格システム	Out	住民基本台帳データ	自動処理	常時
	住民情報の整合性確保と業務効 率化のため	国民年金システム	Out	住民基本台帳データ	自動処理	常時

※地方公共団体情報システム機構「地方公共団体の情報システム調達における機能要件の表記方法に関する調査研究」(平成27年3月)より抜粋

101

	オンプレミス	クラウド
機能改修	• 各団体で個別対応	• クラウド環境で全国一斉対応
運用業務	・ 各団体で個別運用(常駐・近隣の支社)	• クラウド環境で全国一斉運用
サーバ管理	<ul><li>サーバの調達、更新、更新プログラム適用</li></ul>	• クラウド上のリソース管理
データ修正	・ 夜間バッチ対応(業務終了後にオフラインで修正)	・ 個別、小規模修正に留める。
帳票印刷	• 印刷イメージデータ(PDF等)排出	• テキストデータ送信(書式に適用)
データ受渡	・ 外部記憶媒体抽出、マニュアル搬送	• オンライン送信

# 先行事業

# 先行事業について

○ 原則、基幹業務システムについては、令和7年度末までに、デジタル庁が調達するガバメントクラウドを活用し、標準拠システムを市町村が安心して利用できるようにするため、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業を令和3年度及び令和4年度にかけて実施します。

目的

- (1)ガバメントクラウドや回線について、市町村が安心して利用できることを検証します。
- (2)標準準拠システムの移行方法について検証します。
- (3)投資対効果を検証します。
- 先行事業については、検証に協力していただける市町村を公募します。先行事業に要する費用は国が負担します。 ※令和4年度分の費用については、予算編成過程で検討

#### 1. 対象市町村

- ・検証に協力していただける地方自治体
  - ※1:応募する地方自治体は、協力を求めるアプリ開発事業者と共同で「先行事業計画」を作成し、内閣官房IT室に提出。IT室 (2021/9以降はデジタル庁)が、「先行事業計画」を踏まえ、地方自治体の規模や事業者が多様な構成となるよう、対象市町村 を選定。
  - ※2:複数の地方自治体が共同で応募することも可能。

#### 2. 対象とする業務システム

基幹業務等のシステム

#### 3. 先行事業の内容

- ・ ガバメントクラウドのテスト環境に、市町村が現に利用する基幹業務等システム又は市町村が導入を希望する基幹業務等 システムのアプリケーションをリフトし、市町村が安心してガバメントクラウドや回線を利用できることを検証する。
- 検証後に、データをリフトし、本番環境に移行する。
- 検証作業中は、市町村のサービス提供に影響を与えないように、既存システムを並行稼働させる。
- ※基幹業務の標準仕様を各府省が策定し終えるタイミングは令和4年夏であるため、それ以降、標準準拠システムへの移行が 必要となる(当該移行に伴う経費については、補助金の対象となる)。

# 先行事業について

#### 4. 検証項目

- (1) 市町村が安心してガバメントクラウドや回線を利用できることを実証するため、先行事業は次の3点を検証する。
  - ① 標準非機能要件の検証
    - ○先行事業において構築したシステム(※1)が、「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準(標準非機能要件)」(令和2年9月内閣官房IT室・総務省。(※2)が求める非機能要件(セキュリティ、可用性、性能・拡張性、移行性、運用・保守性等)を満たすことを検証する。
    - ○併せて、先行事業の実施を通じて得られた知見を元に、標準非機能要件の拡充を行う。
      - ※1:「先行事業において構築したシステム」の条件については、原則として以下のとおり。
        - a.業務アプリ、ガバメントクラウド、回線等に加え、外部システムとの連携を含むこと。
        - b.回線については、専用線を構築する場合又はLGWANを活用する場合を検証すること。
        - c.データの格納については、市町村ごとにデータを論理的に分離すること(詳細は検証過程で決定)。
        - d.バックアップについては、同一の構成による東西2センター(IT室(デジタル庁)が指定)に構築すること。
        - e.その他、検証すべき事項は、IT室(デジタル庁)と協議すること。
      - ※ 2:政府CIOポータル「地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進 2. 府省横断的な事項の処理 (2)標準非機能要件について」を参照のこと。 https://cio.go.jp/node/2733
  - ② 標準準拠システムへの移行方法の検証
    - ガバメントクラウドにリフトしたシステムとリフトしないシステムとの連携を検証する。
    - ガバメントクラウドにリフトしてから標準準拠システム(地方公共団体の情報システムの標準化法案に規定する 基準(標準仕様)に準拠したシステムをいう。)ヘシフトする方法の有用性について検証する。
  - ③ 投資対効果の検証
    - ○上記の検証を前提に、現行システムとの投資対効果の比較を行う。
- (2) デジタル庁は、先行事業を通じて、ガバメントクラウドの可変的なリソース管理のあり方や共通機能のあり方等を検証する。

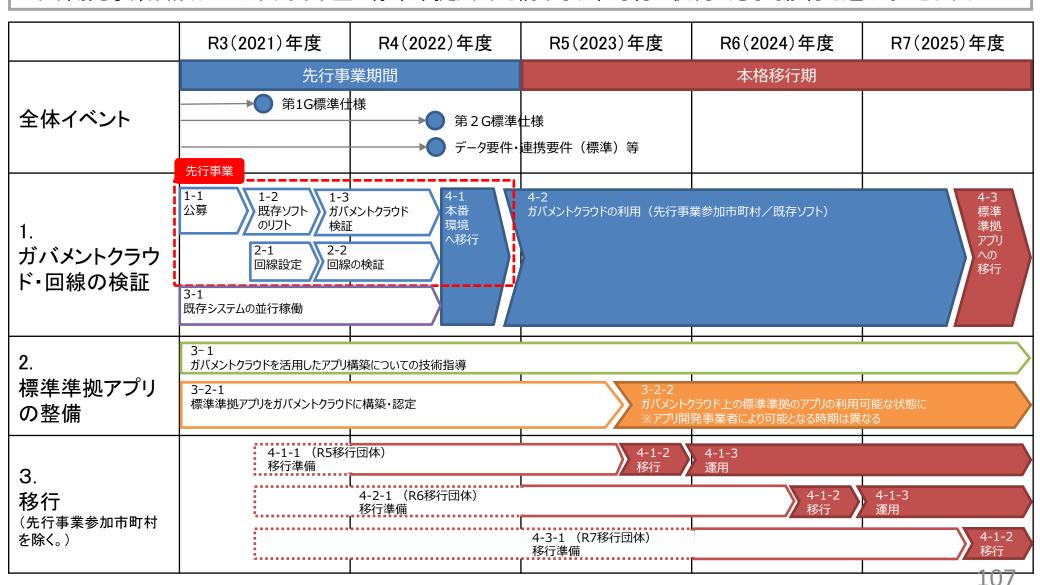
# 先行事業採択団体 (R3/10/26 デジタル庁発表)

応募のあった52団体の中から、8団体について下記の点について評価し、採択された。

#	団 <b>体名</b> (団体規模順)	団体規模	システム構成	成評価した点
1	神戸市	20万人以上 (指定都市)	マルチベンダー	政令指定都市、かつ、影響度の高い住基および共通基盤がリフト対象。他 の大規模団体へのモデルとなりうる。
2	倉敷市(高松市、 松山市と共同提案)	20万人以上	マルチベンダー	3団体が同じアプリ製品を使用してリフト。共同検証実施により、構築・移行方法とアプリ種類が同一下においての検証結果を得ること(構築・移行方法やアプリ以外に、影響を与える要因を調査)が可能と考えられる。
3	盛岡市	20万人以上	オールインワンパッケージ	費用対効果の検証について、 <mark>現状における比較、5年後での比較、KPIを定めて検証</mark> を実施。ハウジング、自庁サーバで運用しており、クラウド利用の実績がない団体のモデルケースとしても有用と考えられる。
4	佐倉市	5万人以上 20万人未満	マルチベンダー	主要17業務をすべて含む合計27システムをリフトに加え、マネージド型のPaaSサービス及びクラウドが提供するテンプレート機能を積極利用し構築・移行。
5	宇和島市	5万人以上 20万人未満	オールインワン パッケージ	低コストで、主要17業務をすべて含む合計55システムをリフトしての検証が可能。
6	須坂市	5万人以上 20万人未満	オールインワン パッケージ	ガバメントクラウド接続に <mark>県域WANを共同利用</mark> する接続検証を実施。 <mark>既存のインフラを活用した移行のモデ</mark> ルとなりうる。
7	美里町(川島町と共 同提案)	5万人未満	オールインワンパッケージ	クラウド移行について、 <mark>複数の方式</mark> を検討・試行し、費用、移行時間、品質、セキュリティ、作業負担等の観点から比較を行うことで、 <mark>他団体が移行方法を検討する際のモデル</mark> となりうる。
8	笠置町	5万人未満	マルチベンダー	フレッツ光対象外の地域ならではとして、 <mark>安価に接続できることができる回線のあり方を検証</mark> 。同様の事情を抱える団体のモデルケースとして有用と考えられる。

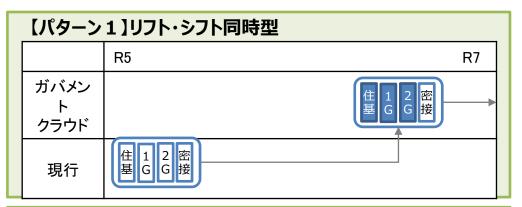
# 全体スケジュールにおける先行事業の位置づけ

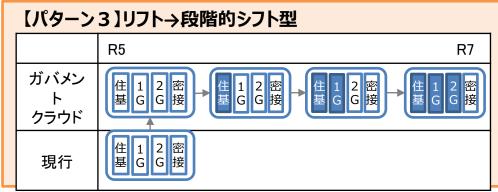
○ 先行事業において市町村が安心してガバメントクラウドや回線を利用できることを検証した上で、令和 5 年度から、アプリ開発事業者がガバメントクラウド上に標準準拠アプリを構築し、市町村の状況に応じて移行を進めていきます。

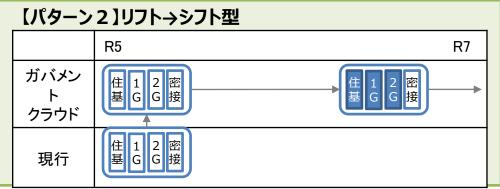


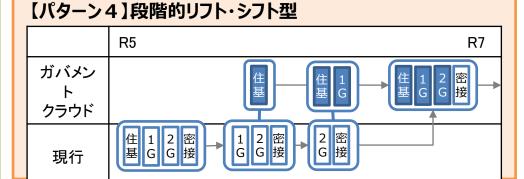
# (参考) ガバメントクラウド上の標準準拠アプリへの移行パターン

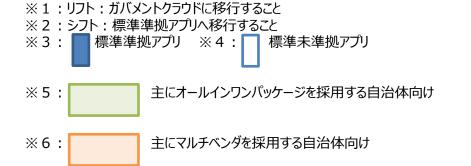
○ 先行事業後、ガバメントクラウド上の標準準拠アプリへの移行パターンは、市町村の現行システムの状況等に応じて、下記のパターンが想定される(先行事業等を通じて検証が必要であることに留意)。市町村が、最も安全かつ効率的に移行できる方法を選択できるようにする。

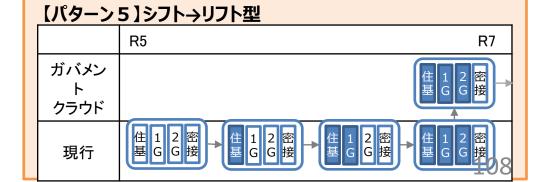






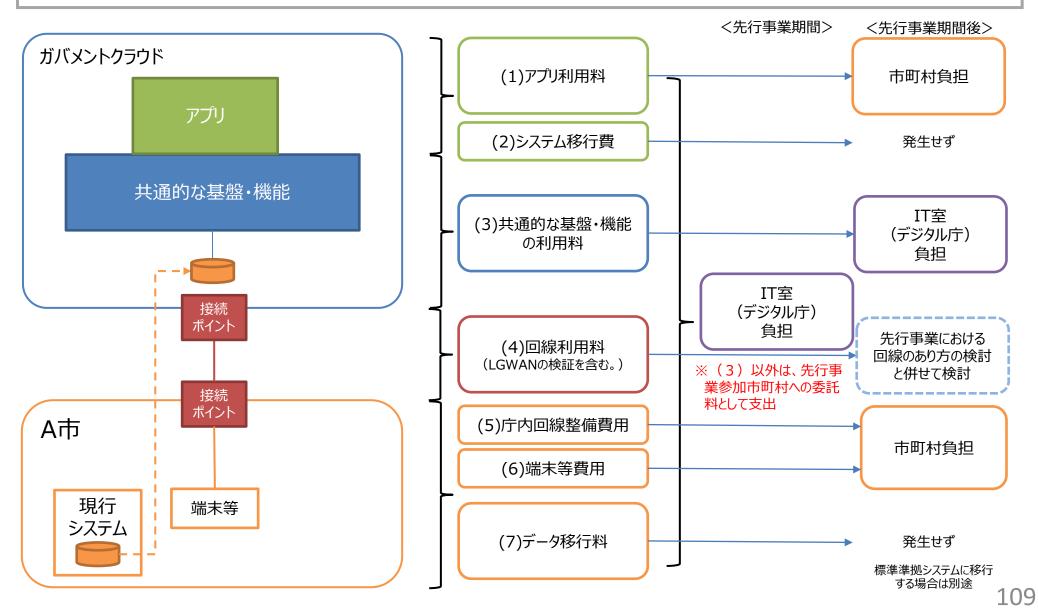




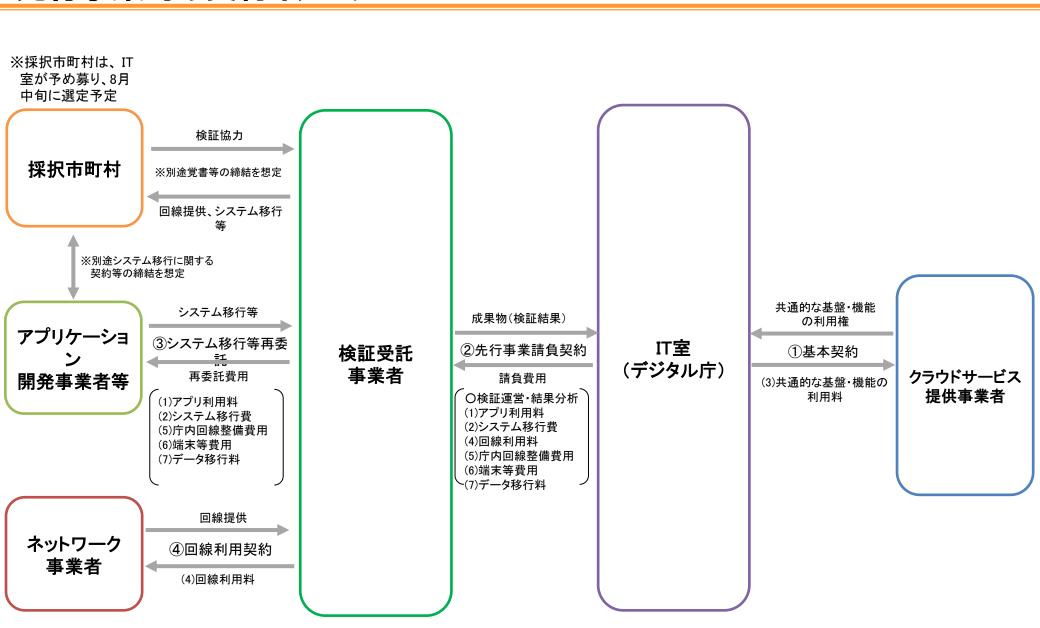


# 先行事業に要する経費 (想定)

○ 先行事業期間(先行事業のステップ1(公募)からステップ12(運用(年度末まで))まで)において要する費用については、IT室(デジタル庁)が負担することを想定しています。※令和4年度分の費用については、予算編成過程で検討



# 先行事業時の契約イメージ



# 当面のスケジュール(想定)

令和3年6月4日 先行事業の公募開始

※1:応募する市町村は、協力を求めるアプリ開発事業者と共同で、「先行事業計画」を作成し、IT室に提出

※2:複数の市町村が、共同で応募することも可能

令和3年7月5日 先行事業一次計画提出締切(必要的記載事項(1)~(7)を提出)

令和3年7月 ガバメントクラウドのクラウド提供事業者 決定(予定)

令和3年8月10日 先行事業二次計画提出締切(必要的記載事項(8)を提出。(1)~(7)の変更が

必要な場合には変更箇所を明示して提出。)

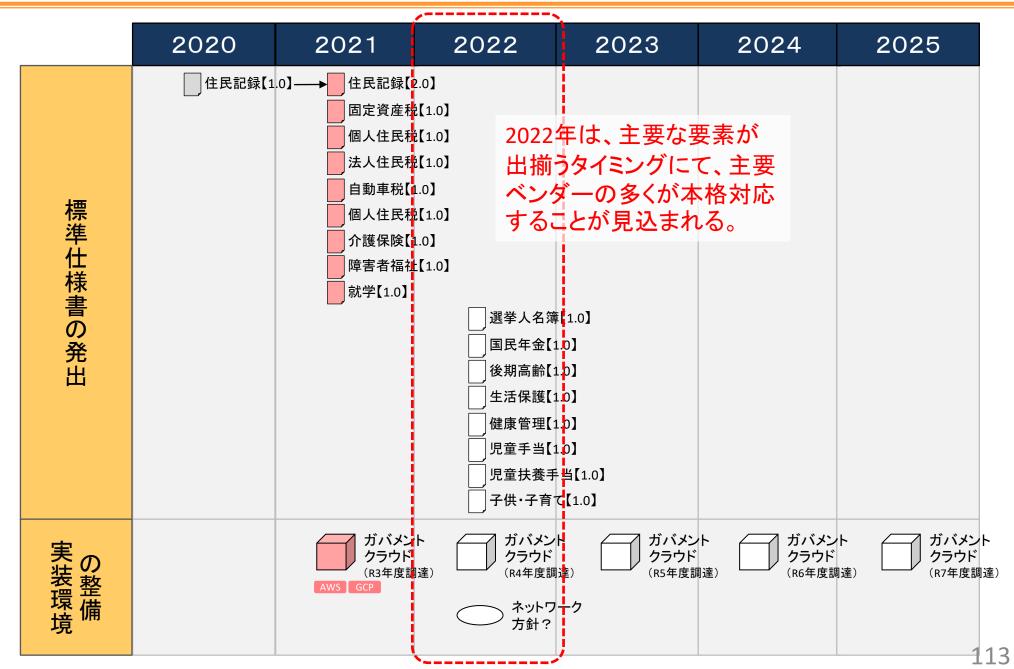
令和3年8月中旬 採択市町村の決定、検証受託事業者の調達

令和3年9月 検証受託事業者の決定、先行事業開始 ※自治体における予算計上は必須ではない

### 【先行事業計画の必要的記載事項】

- (1)公募団体名
- (2)公募団体代表者氏名
- (3)公募団体担当者名(所属・役職・氏名)と連絡先(電話・Eメールアドレス)
- (4)公募団体のシステムの現況(システム類型番号一覧表による分類、システム提供事業者名、パッケージの場合はその名称等)
- (5)公募団体として17の基幹業務に付属又は密接に連携すると考える業務のシステムとその理由
- (6)公募団体における令和7年度までの標準準拠システムへの移行計画
- (7)先行事業の実施計画
- ①ガバメントクラウドのクラウド提供事業者に関する希望とその理由
- ②ガバメントクラウドにリフトするシステム
- ③ガバメントクラウドにリフト後の業務システム全体の構成図
- ④ガバメントクラウドにリフトする手順
- ⑤協力するアプリ開発事業者名等
- 6検証項目の検証方法
- (8) 概算費用(令和3年度中に要する費用とそれ以外を区別して記載すること)

# 自治体システムベンダーの ビジネスモデルの転換

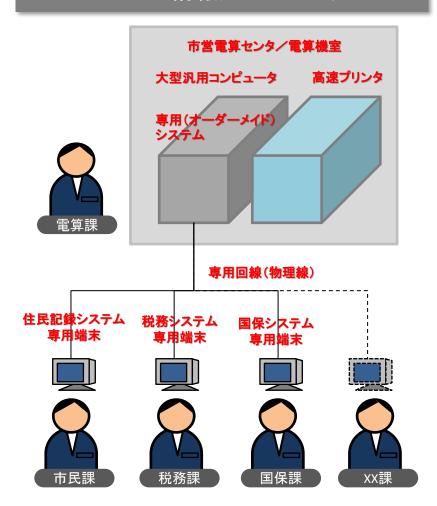


# 想定されるベンダーの対応

- 1. 新しいビジネスモデルの検討
  - ・従来のオンプレ実装を主体とした受託型ビジネスからクラウドベースへのビジネス転換。 →事業方針、商品群構成、契約モデル、事業パートナー関係、既存モデルからの移行計画。
- 2. 既存システム群(オンプレ)の棚卸
  - ・既存のシステム群がどのような形態で実装されているのか調査し、実態をつかむ。→パッケージとユーザー毎に異なる機能構成、カスタマイズ等。
- 3. クラウドベースのプログラム開発
  - ・パッケージソフトをクラウドツールを生かしたタイプに再構築する。→集約的な運用や機能更新等、運用・更新の効率化を念頭に置いた再構築。
- 4. 移行ツール開発
  - ・オンプレ環境からのデータ抽出とクラウド環境へ移行するためにデータ変換ツール。→デジタル庁のデータ連携ルールに準拠、文字は固有文字を文字基盤に同定。
- 5. 各ユーザー(自治体)への新契約提案
  - ・新ビジネスモデルに基づいた新契約(又は契約変更)提案する。 →クラウドでの機能や契約・料金体系の違い、移行に向けた作業を提示する。
- 6. 各ユーザー(自治体)のデータ移行・新環境設定
  - ・オンプレ環境からデータを抽出し、クラウド環境へ移行するとともに、新環境でのユーザー設定を行う。→データ変換、ユーザー固有データ(項目、外字等)取扱協議、データ実装、クラウドパラメータ設定。
- 7. 各ユーザー(自治体)へのトレーニング・移行時ヘルプデスク
  - ・職員への新環境トレーニング実施、移行時のヘルプデスク設置による問合対応。 →オンラインでのトレーニングツール提供(時期が集中するため対面集合研修が困難な可能性)

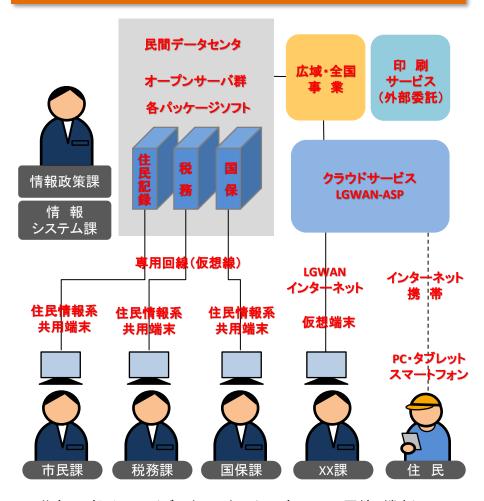
# 自治体の情報処理インフラ:過去~現在

# 過去の情報処理インフラ



- ・市専用インフラ(市施設、計算機、ソフト、回線、端末)
- •外部非接続(庁内、専用回線)
- •限定利用環境(庁内、特定端末、担当職員)
- ・電算課による集約管理・調達

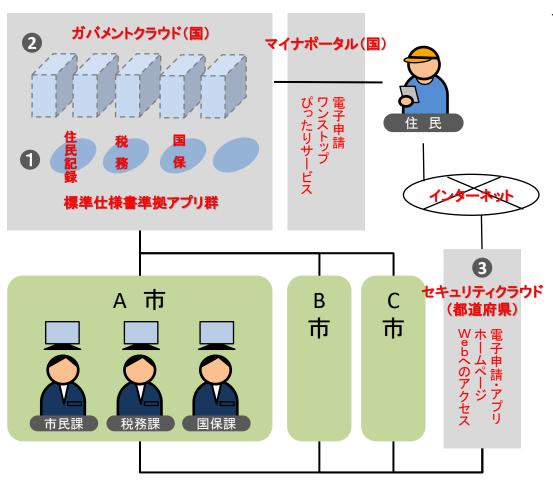
# 現在の情報処理インフラ



- ・共有・一般インフラ(データセンタ、サーバ、ソフト、回線、端末)
- ·多様な外部接続(個人番号、専用線/LGWAN/Web、有線/無線)
- ・多様な利用環境(職員/住民/事業者、庁内/出先/自宅)
- ・各業務所管課による調達・管理

# 自治体の情報処理インフラ:2025年

# 2025年の情報処理インフラ



<自治体における主な対応>

# 変化(1):機能に仕事を合わせる。

- ①基幹系システムは標準仕様書準拠により機能の共通化が図られる。
- →これまでのような、システム機能のカスタマイズが難しくなるので、標準システムに合わせて業務を変えなければならない。

# 変化(2):オンライン利用

- ②基幹系システムは全国共通環境(ガバメントクラウド)に設置する。
- →庁舎や近隣にサーバーを置いていたの に比べると、帳票印刷等業務のやり方が 変化する。

# 共通(3):インターネット接続

③インターネットへの接続は引き続き、都 道府県セキュリティクラウドを介する。

# 従来のビジネス モデルと課題

受託開発

人工数に よる課金

硬直化した 処理体制

古い技術への 依存

# 変革を迫られる要素

個別環境 要件の減少

クラウドへの シフト

他社環境への 依存

> 新たな 事業要件

# ユーザーとのジレンマ

個別環境 要件の維持

ローカル 対応存続

従来と同じ契約

# 目指していく姿

クラウドを ベースとした 新たなモデル?

事業転換

契約ギャップ

取り

組

む

べ

き

課

題

クラウド技術

回線リスク

新サービス領域

# 従来の自治体ITビジネスモデルとその課題

要素	内容	
受託開発	各自治体から提示され た公募案件にて、調達 後に仕様書に基づいた 個別開発	<ul><li>パッケージベースの開発が増えてきたものの、顧客要望によるカスタマイズが多い。</li></ul>
		・制度改正等に起因する機能改修では、カスタマイズ部分が原因で個別の対応が必 要。
		・事業モデルとして、先行投資による開発が難しい。カスタマイズによるバリエーション が多いことも統一的な進化が図りにくい要因に。
人工数による課金	かかる人工数をベース に見積もりを行ったり、 費用を請求する労働集 約型	<ul><li>・非効率なシステム構造や作業手法の方が人工数が増大するため、効率化のための 改善やイノベーションをはかりにくい。</li></ul>
		・能力の高いSEでも単価を高額にすることができないため、画一的な費用積算となる。
		・積上式での費用算出となるので、大きな利益を生むことができない。利益を増やそう とすると、単価の低い再委託を増やす下請構造を助長させる。
硬直化した 処理体制	社内は縦割りの組織編 制、外は系列化した再 委託構造	・ 社内は、地域や分野・顧客といった縦割による組織編制により、人材や技術が柔軟 に活用できない硬直化した構造。
		・社外は、地域支店、関連会社、協力会社等による多段階の再委託構造。作業の品質 や付加価値と関係なく、上流優位による契約。
		• 組織を前提とした案件開拓となる。ビジネスモデルの転換が図りにくい。
古い技術への依存	古いプログラムを使い 続け、イノベーションが 図れない	<ul><li>過去のプログラムを刷新せず、増築・継ぎ接ぎを繰り返しているため、システム構造が複雑(改修やテストが容易に行えない)。</li></ul>
		・ローカルのハード(サーバ、端末)での処理に依存する。自社提供環境や自社コントロール下の環境でしか動作を保証できない。
		・隔離された環境でのセキュリティ(境界型防御)や作業(バッチ処理)に依存。

要素	内容	課題
個別環境 要件の減少	ユーザ団体の個別環境 に特化した要件が減少 し、全国共通化が進展	<ul> <li>自治体システム標準仕様書により要件が全国標準化。特に文字基盤の採用やデータ連携要件の強化、帳票類の統一化は個別環境要件の減少を加速。</li> <li>ガバメントクラウドにより実装環境の要件が全国標準化。利用のためのネットワーク環境も全国標準化されると個別環境要件の減少が加速。</li> </ul>
クラウドへの シフト	主要システムの実装環 境がクラウドに移行	<ul> <li>基幹系システムとその関連システムは、国が提供するガバメントクラウドの環境へ移行。クラウドベースでの開発と運用の必要性。</li> <li>オンライン申請は、マイナポータルとの連携が進展。自治体整備の電子申請システムの減少。自治体システムの連携相手もクラウドベースのシステムが増加。</li> </ul>
他社環境へ の依存	自社の制御が及ばない 環境への依存度が上 昇	<ul> <li>自社制御下のハードやネットワークを利用するオンプレに対して、パブリッククラウド利用は他社環境への依存度が大幅に上昇。他社依存の中での安定稼働を模索。</li> <li>クラウド提供サービス(特にマネージド・サービス)の積極採用による運用経費削減とクラウドロックインリスクのジレンマ。</li> </ul>
新たな 事業要件	契約方式、期間、支払 に従来と異なる方式	<ul> <li>・国とガバメントクラウド事業者は単年度契約にて毎年度更新される。自治体ベンダーとガバメントクラウドとの契約をどうするか(単年/複数年)。</li> <li>・ガバメントクラウドと自治体ベンダーとの契約は、クラウド側から利用規約に基づく(相対契約と異なる)。また、利用ベースでの支払いとなる(固定ではない)。</li> </ul>

# ユーザー団体(自治体)とのジレンマ

要素	内 容	課題
個別環境 要件の維持	ユーザ団体が固有要件 の維持を望む	<ul> <li>独自の機能要件の一部は、条例等の裏付けがあり容易に標準システムに業務を合わせることができない。特に、政令市や23区等、制度や処理体制の異なる団体。</li> <li>データ項目や外字等、団体固有の要素を維持しなければならない可能性がある。</li> </ul>
ロ <b>ー</b> カル 対応存続	クラウドに移行しても ローカルでの対応必要	<ul> <li>基幹系以外のシステム(特に内部管理系)がオンプレ環境に残るため、オンプレ残存システムとガバメントクラウド移行システムとの連携が必要。ローカル側ハード等の地方ベンダーとの連携が必要。</li> <li>常駐や現地対応等、ローカルでのサポートを希望するなど、引き続き要員を地域に展開する要望がある。</li> </ul>
従来と同じ 契約	ユーザ団体は従来と同 様の契約を望む	<ul><li>・複数年にて定額の契約を希望する(自治体は、調達事務の増大、毎年の利用環境の変動や移行、支払額の変動を望まない可能性)</li><li>・ガバメントクラウド事業者との契約の違いを自治体ベンダーが吸収しなければならない可能性。</li></ul>

# 検討①:【事業】クラウドをベースとした事業モデル転換

### 論点(1)少数のパッケージタイプへの集約

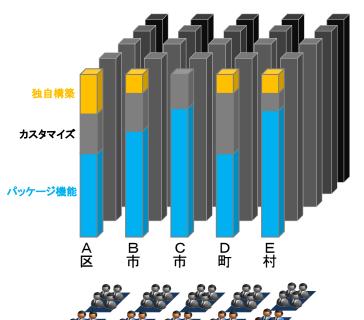
リソース利用、運用、機能更新の効率化を目指し、バリエーションの多かったパッケージを少数に集約。 →数多のバリエーションを棚卸しして、タイプ集約、パラメータ、モジュール、共通ツールに再構成する。

### 論点(2)運用体制の集約

オンラインベースの少数パッケージとモジュール群に集約されるため、統合運用が可能。 →本社と地域拠点の組織・人員体制の再構成(顧客単位から役割・技能単位への転換)

# 従来のシステム(オンプレ)構成

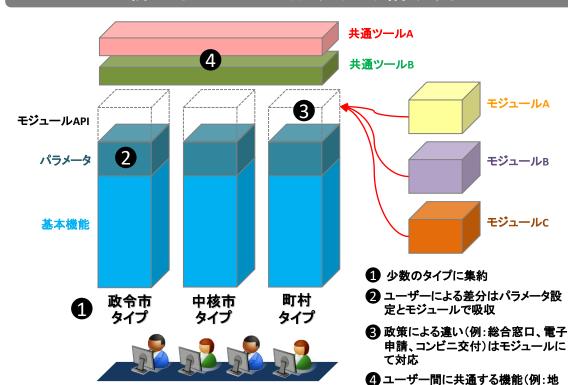
数十の団体にて個別オンプレ構築・改修も個別対応





個々の環境に運用部隊を配置

# 新たなシステム(クラウド)構成例



本社での統合運用・機能更新

図、外字エディタ、法令検索)提供

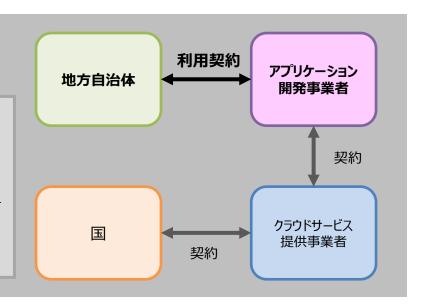
# 検討②: 【契約】ガバクラ事業者とユーザー団体のギャップ

- 論点(1)アプリ事業者とガバメントクラウド事業者との契約期間・料金モデル
  - ・期間:国(デジタル庁)とガバクラ事業者は単年度契約にて、毎年度契約を繰り返す。
    - →指名停止やガバクラ事業者側の意向(例:米本社方針等)で契約されないリスク。
    - →アプリ事業者とガバクラ事業者の契約は単年/複数年?
  - ・料金:ガバクラ事業者は、利用したサービスによる従量課金モデル(外貨建て)が主体。 →アプリ事業者は、ガバクラ事業者のモデルに従うことになる。
- 論点(2)アプリ事業者とユーザー団体(自治体)との契約期間・料金モデル
  - ・期間:ユーザー団体は、複数年契約を望む可能性がある(利用環境の安定化、データ移行回避等の理由)。 →アプリ事業者は、ガバクラ事業者との契約期間とのズレが発生する。
  - ・料金:ユーザー団体は、固定された金額を望む可能性がある(会計制度、予算等の理由)。 →ガバクラ事業者への支払いが従量制・外貨建ての場合、変動リスクはアプリ事業者が負うことになる。

# <ガバメントクラウド上の業務アプリを利用する契約(参考)>

(※2021年デジタル庁資料から)

- 国は、クラウドサービス提供事業者との契約により、その提供する共通的な基盤・ 機能(サーバ等のハードウェア、OS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェア) の整備を行います。
- 地方自治体は、「アプリケーション開発事業者」と利用契約を結べば、独自にサーバ等を調達することやクラウドサービス提供事業者との契約を結ばなくても、希望するガバメントクラウド上のアプリケーションを利用することができるようにする予定です。 ※図はあくまでイメージであり、具体的な契約方法、費用分担、責任分界等は、今後の先行事業を通して、詳細化していく予定です。



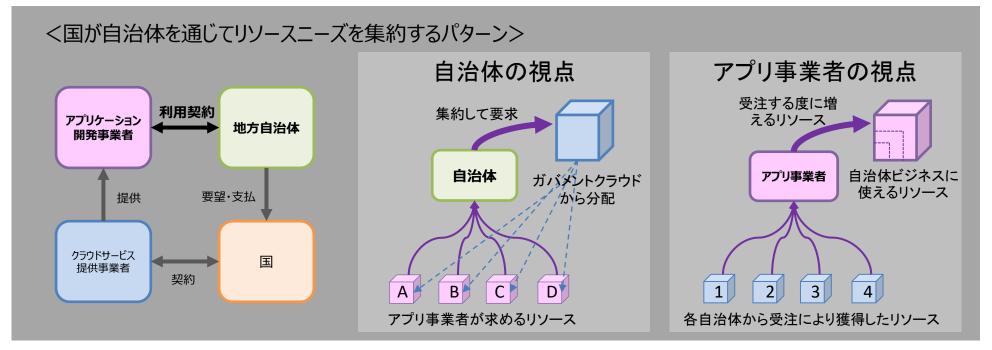
# 検討③:【契約】国のクラウドニーズ集約パターン

### 論点(1)自治体がSIの役割

- ・自治体は、アプリ事業者から要望のあったリソースを国に要望するとガバクラより提供される。
  - →ソフト/ハード(コンピューティング資源)分割契約になり、自治体に全体を統合する責任が生じる。
- →ガバクラは、セルフ運用に近いため、自治体は運用業務(従来の連携基盤やハード運用と同じイメージ)を 別途調達しなければならない。

## 論点(2)アプリ事業者のリソース確保

- ・アプリ事業者は、複数のユーザー団体を通じて国から確保したリソースを糾合してサービス提供基盤とする。 →受注しない限り、リソースが入手できない。
  - →五月雨式にリソースが確保されるので、先行投資型のビジネスモデルが設定しづらい(従来型の受託型ビジネスになり、アプリの集約化が進まない)。



# 検討4: 【技術】クラウドツールの採用

## 論点(1)費用対効果

・クラウドの効果を最大限発揮するためには、クラウドツールを積極的に採用して運用コストを削減する。 →マネージドサービス系は自動適用なので両刃の剣(効率化⇔都度検証)。

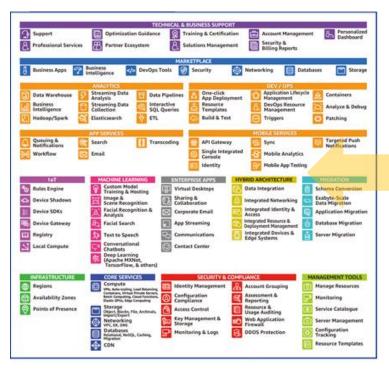
## 論点(2)ポータビリティ

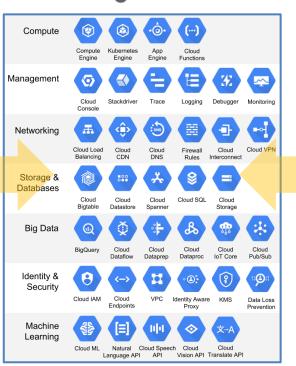
・他クラウド環境への移設を考慮すると、他クラウドでも使える機能に留めておく。 →クラウド間インターチェンジの見極め。





今後追加される 新たなガバメント クラウド事業者





# 検討⑤:【技術】データ連携・共通DB

### 論点(1)連携のしくみの提供者

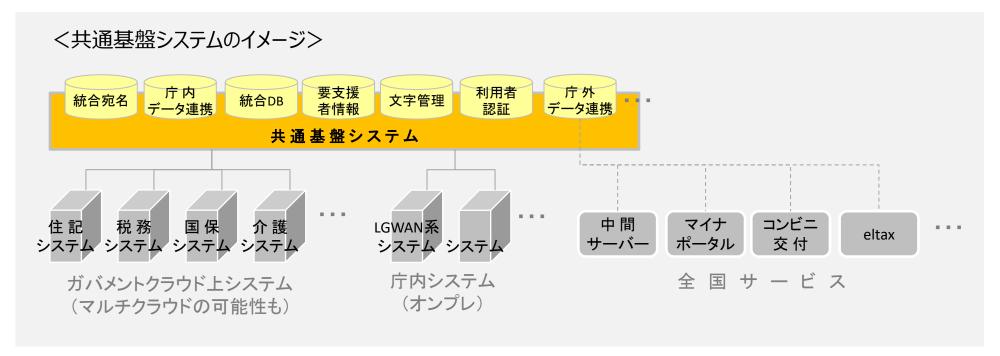
・複数の異なる環境にあるシステムを連携する必要がある。 →ガバクラ上の業務システム間の情報連携や全国サービスとの連携のしくみは誰が担うか。

### 論点(2)共通基盤システム

・マルチベンダーの団体(大規模)は共盤システムにより情報連携や共通機能を提供しているケースが多い。 →ガバクラへの搭載、提供機能(団体により幅がある)、連携方式、運用はどうする。

### 論点(3)全国システムとの連携

・中間サーバーやマイナポータルとの接続にはオンプレにて連携サーバーや統合宛名等を構築している。 →オンライン上に共通のしくみを構築するのが合理的だが。



# 検討⑥: 【リスク】ネットワーク回線リスク

# 論点(1)多段NW構成とシステム間連携

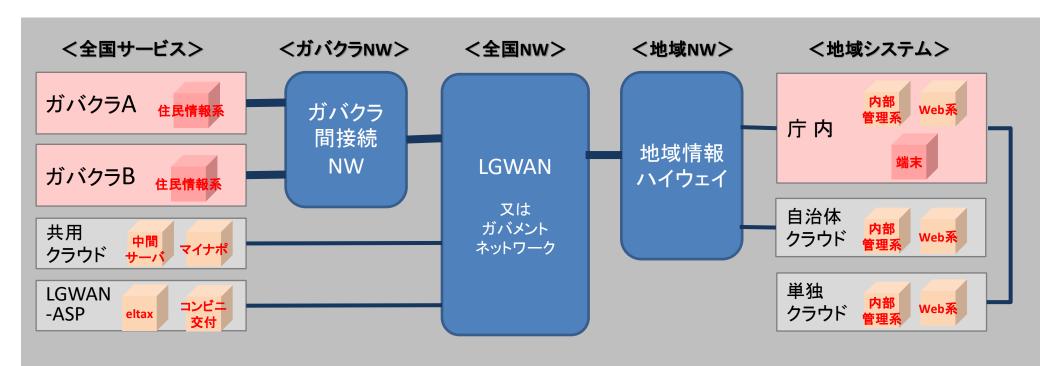
・ガバクラの住民情報系と連携するシステムは、複数のNWを介した別環境に存在する可能性がある。 →複数環境のシステムを連携する構成(各システムの配置、情報連携基盤や統合DB・宛名の置き場所)

## 論点(2)回線速度

- ・共用NWを介するため、専用線のように自ら制御できる通信環境ではない。
  - →大容量の情報流通(例:宛名イメージ印刷)を抑制する機能・運用。

## 論点(3)遮断リスク

- 回線が途絶するとガバクラ上のシステムが利用できなくなる。
  - →バックアップシステムやDBをどのように確保するか。



# 検討⑦:【技術】セキュリティ

### 論点(1)防御方針

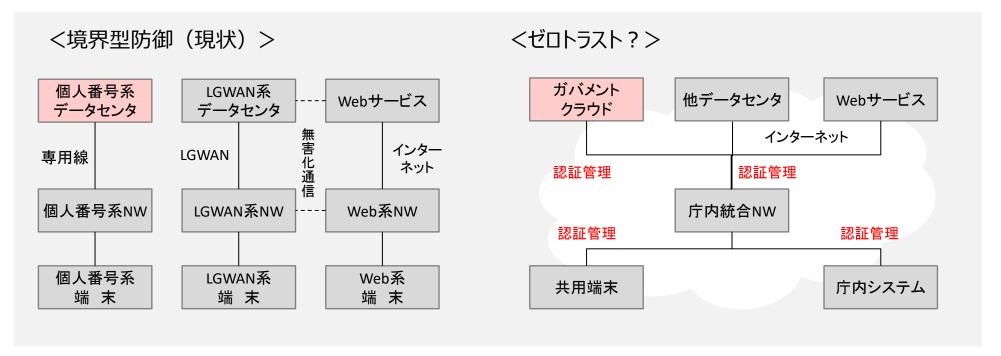
・現状の自治体システムは境界型防御だが、ガバメントクラウドはゼロトラストになるのか。→防御方針は全体で整合性を持たせないとセキュリティレベルを保てない。

### 論点(2)ゼロトラストにする場合

・庁内NW、庁内端末及び連携する他システムは境界型防御なのでゼロトラストに変更しなければならない。→インフラの移行期間、小規模団体での運用(認証強度の設定・管理)等に課題。

### 論点(3)境界型防御にする場合

・ガバクラに論理閉域設定やセグメント分離、閉域とインターネット間の通信制御のレベルか? →パブリッククラウドであるガバクラにどこまで境界型設定ができるか。



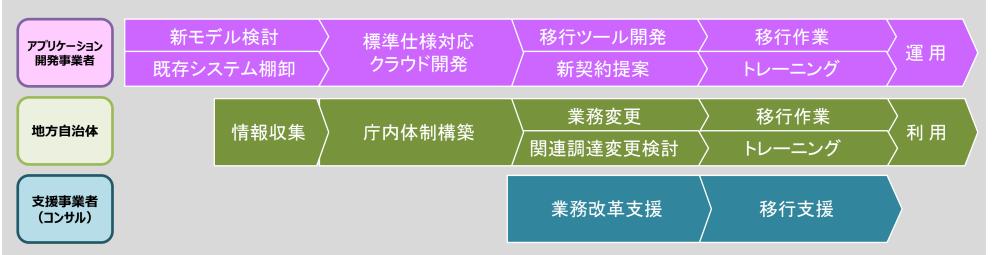
# 検討⑧:【作業】移行作業のリソースと外部と協働

### 論点(1)社内人的リソースのひっ迫

- ・移行作業の集中が予想され、同時並行で全ユーザーの作業を進行させる可能性がある。 →全社的なリソースマネジメント、To-beモデルの早期の確立、移行ツールの提供等
- 論点(2)新たな社内体制の整備
  - ・新ビジネスモデルに対応した体制構築や人材の配備とともに、社内既得権を克服しなければならない。 →集約化された運用体制、クラウド人材の強化、新ビジネス領域への展開等
- 論点(3)ユーザー団体での作業体制への依頼
  - ・集約されたパッケージ(クラウドサービス)に向けて業務をシステムに合わせる必要がある。 →早期の依頼、全庁的な体制(特に幹部リーダーシップ)構築、制度所管(システム利用)部門での取組等

### 論点(4)BPRコンサルとの協働

- 自治体のシステム利用部門での業務フロー変更にはコンサルタントのニーズが生じる。
  - →業務フロー見直し、マニュアル・帳票等変更、他サービス(帳票印刷等)連携検討、調達契約変更等
  - →コンサルとの連携(情報提供)、自治体への調達依頼(自治体BPRコンサルは少ないので供給逼迫)



# 検討⑨:【運用】クラウド事業者との連携

### 論点(1)多要素を統合した運用責任

- ・業務アプリ(アプリ事業者)、サーバー(ガバクラ事業者)、ネットワーク(複数介在?)の組み合わせ。
  - →これまで多くの要素を自治体と契約したアプリ事業者が事業毎の相対契約で制御していたが、ガバクラ のモデルでは、複数の要素を利用規約ベース(サービス提供者側が一律に制御)で利用することになる。

# 論点(2)サーバー/コンピューティングリソース運用

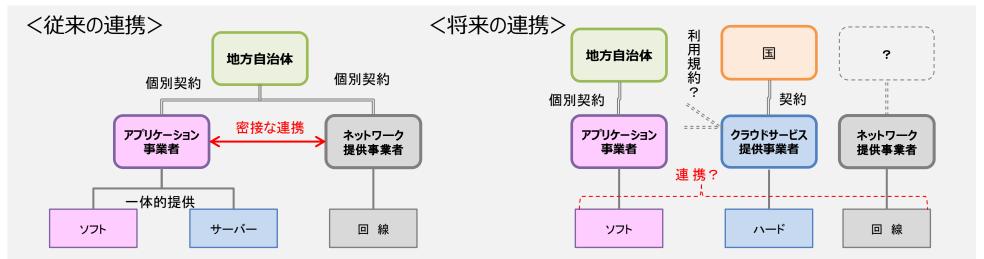
・サーバーの運用はガバクラ事業者が行うが、従来の分割発注のハード事業者とは対応レベルが異なる。 →リソースの増強、データバックアップ、障害時の運用、アプリ動作確認後のOSパッチ適用

### 論点(3)障害時の連携

- ・ガバクラ側でのセキュリティ機能・サービスとアプリ事業者との円滑な連携。
- →サーバーでのログ収集・保管、ガバクラでの異常検知時の連絡、ガバクラのサービス・設定変更の通知。

# 論点(4)ガバクラ事業者のサポート体制

- 一般にクラウドサービスは、一律サービスとなるため個別顧客対応のレベルが下がる傾向。
  - →電話連絡を含むサポート窓口、24時間/365日での対応。



# 検討⑩: 【サービス】新規事業・サービスの可能性

### 論点(1)システム機能の集約提供

- ・高額だったツールのライセンス型提供や、複数団体で共用することによる精度向上。 →AI、地図ツール、チャットボット、法令検索、外字エディタ・外字登録、施設予約、図書館等
- 論点(2)複数システムを連携したサービス提供
  - ・団体内の複数システムを連携することにより利用者の利便性が向上するサービス。 →情報連携基盤、総合窓口システム、ワンストップサービス、電子申請、民間サービス連携等
- 論点(3)オンライン環境でのシステムを使った業務代行
  - 集中処理センターでシステムを操作して業務代行(小規模団体でも利用可能)。
    - →事務処理センター(庶務事務、総窓バックオフィス)、メールセンター(請求)、コールセンター(相談)等
- 論点(4)外部での情報収集とシステムへの登録
  - ・外回りの調査員(各専門分野)が調査・計測した情報をシステムに登録。
    - →家屋調査、消防・防災登録、保健所調査、環境系・インフラ系計測等
- 論点(5)アウトソーシング/マネージド・サービス
  - ・業務の大部分~一部をアウトソーサとして請け負う(分野によってはテレワーク対応も可能に)
    - →事業者登録・認定・免許、庶務事務、給与計算、請求、振り込み、広報誌、観光PR



# 終了